

云を見せるためならんと云、

一右の方に小室あり、此中に大工道具あり、其傍に木にて造れる凡六尺程の婦人の像あり、如何なる品にやと尋ぬるに、新阿蘭陀迄類船あり、彼地にて破船せしゆゑ、其船の表にありし印しのみ取置く、此婦人の像は、其船の印なりと云、

一右小室の入口右の方に、人頭を畫きあり、其形船の表にある人形の頭と同し事にて、頭には此方の麥藁細工の笠の如き物を冠り、黒く厚き髭あり、歐羅巴の人物とは見えざるゆゑ尋ねしに、是はトルコ國一勇士の像にて、名をサラセンと云、此人形を船印に用ふるゆゑ、此船の名もサラセンと呼ぶ由、一尋常の異國になきものは、船の表帆柱の本に、凡九尺四方高さ七尺程に、石にて造る竈あり、其中に鍋を塗り込み、脇より火を焚く仕懸に造り、又竈の一方には銅にて造れる方四尺許のものあり、是は鯨肉を鍋にて煮て、油解けるに隨ひ、自然と右の銅壺に流れ込む仕掛にて、此銅の器の下の方に香口あり、油内に滿れば其口を抜き、外の器へ移す仕掛なりと、自注、此鯨油を煮油をさる籠、予其略圖を得たり、本文の趣とさし違へり、参考のため下に圖を出す、○按ずる

に、此圖下に略す、

一異人茶碗に鯨油を入れ持出しみせしに、胡麻油の如にて、臭氣なく、此方の魚油とは大に違ふゆゑ尋しに、製法を加ふる時は、如此清潔になると、尤三分一は減する由、

一唐和蘭陀船、何月頃此地に舶到するやと船主尋しゆゑ、此所は都て異國の舶來する處に非ず、唐和蘭陀ともに長崎に來ると、通辯人答へければ、長崎と云は、何れの地にやと云て、地圖を出せしゆゑ、指示し見せければ、初て唐和蘭陀船の來る處を知ると云、元來漁人なれば、何事も辨へざる事と見ゆる由、

一長崎にて唐和蘭陀の舶來する時も、如此小舟を以て取圍む事なるやと船主尋ねしゆゑ、是は定式の船なれば、如此固むる事なし、其餘の船は長崎にても嚴重に固め、素より港の内には入さる事なりと答へしと云、

一元來押強き人物にて、雞、野菜、大材の薪を今少し申請度と申せしゆゑ、我等江戸より通辯のため此地に來り、汝等困窮を申立るにより、氣の毒に思

ひ、此地の人に請ひて、望の品々與へたり、然るを尙又右等の事、我等當地の事に對して申出難しと云て、其儘にせしと云、

一通辯の事濟、暇乞して引取らんとするとき、船主通辯人の手をとり、是非部屋へ參りて酒を喫せよと言に付、申斷ければ、少し嘲弄する様子にて、船主通辯人の肩をたゞき、イギリスへ參れ杯と言へり、彼等か心底は是位の漁船なるに、數艘の固め船もあり、晝夜警固嚴重にて、殊に武器の類取上げ置く事、可笑思ひたるやうに見え、對談中にも何事やらん船主私語せしを、通詞につかひし異人は、氣の毒に思ひしにや、其詳細なる事は此方へ申聞せず、元來狡猾なる人物に見ゆると云、
按ずるに、下に載するは諸厄利亞人滯船中見聞雜記のよしにて、異人の事情及び船中の武器、其外器物の事等を記し、またそのつかられを知るべき一助なれば、存す、但し圖面は大凡略す、

一浦賀にて其事に關れるもの、話を聞しに、船の大き其外、前に記す所と少々相違せり、左に記して參考に備ふ、

一船長さ十九間一尺、自注、此長さは間尺にて、百二十五フ一尺弱にあたり、トトなるへし、フット此方の曲尺凡るさいふ、一同幅五尋三尺、一艦表幅二尋程、

一みよし丈二尋、一深さ四尋程、一船縁幅一尺、厚さ三寸、一檣三本、外に出し帆一本、帆數十七、

一總船板厚さ九寸四歩、但、船腹は厚さ凡五六寸、幅一尺程を貫き、ちやんにて塗る、總厚さ凡二尺餘もありと云、

一端船五艘、自注、左右船縁に二艘、船中に一艘、

一乗組人數三十三人、

一或人マダロスの按ずるに、水主を云、説を聞しに、異船乗組人數の内、和蘭人一人、榜葛刺人二人、右の外は皆本國の人なり、其中に五ヶ年以前浦賀に舶到せし時、此地に來りしもの一人乗組來りしと云、自注、此一事は、五ヶ年以前、彼國の船此地に來る事一向知らず、其時來りし者一人も船中に乗組居らずと申立し由なれば、彼船夫下僕の說話信し難きに似たり、○按ずるに、淺智の下機、却て眞實を語りしも知へからず、

一通辯人浦賀に着以前、其事に關りしもの、異船見廻に罷越せしとき、異人望の品を請求め度ため、色色手眞似すれども、此方にて解し得ざるゆゑ甚悶へ、或は陸を指し、十能の如きものにて掘る手眞似をなせしゆゑ、濱の砂を贈りしに、是にもなき様子ゆゑ、又鹽を贈りし處、是にてもなく、只管山の方を指し掘る手眞似をなするゆゑ、芝の付たる山土を贈りければ、初めて納得せしと云、

一 本月五日の朝、異人等端船五艘に各紅旗を建、銛を積み鯨漁に行んとせしゆゑ、其事に關れるもの、通辯の兩人へ談し、滯船中鯨漁に出さるやうに申諭せしゆゑ、其事止みぬ、自注、此一事は、元異人浦賀へ入見掛しゆゑ、動もすれば鯨漁に出る用意をなせしと云。

一 同日朝より、異船三本橋に色旗を數十流飾る、晝時頃迄に飾り了る、浦賀の老若婦女聳觀す、予も親しく一見せり、自注、此事初は何等の譯なる事知らず、彼等巻説なりしに、通辯人其事を尋ねれば、當日は彼國に於て日曜日相當のゆゑ、右の旗を飾るに答へし由。

一 或人船夫の話を開けるに、此地の近海にて鯨を見掛し時、早速端船をおろし、銛を積み込み追駈けるに、其時鯨の鬣にて船のみよしを刳られ損したりとて、其破損の所を繕ひ居るを見たりと云、

一 其事に關れるもの、異船見廻の時、鯨漁の圖及横文字にて記せるものを出し、彼國にて鯨漁の仕方は如此と云様子なれども、其書は解せず、唯其圖を見るに、小船數艘に紅旗を建、銛を以て鯨を突く圖あり、又鯨突留たる處にもあらんか、鯨背に紅旗を建、數人取圍み居る圖も見請たりと云、
一 船夫等大便に行き、打蕪の如きものを以て肛門

を拭ひ、其拭ひたる物を捨てず、股引のボタンをはづし入置、再び用て後は、洗ひて日に乾し、再三用ふと云、按ずるに、いかに下國の振舞なり、船長等は何を以て打蕪にかへ用ふるにや。
一 龜一箇畜置、甚愛する様子なり、常の龜より甲甚高く異形なり、大さ五寸程もあり、此方の人掌中に載せ見るに、格好よく至て輕し、是を手真似にて尋ぬるに、山の方を指し、山より捕得たると言ふ、後に通辯の人尋ければ、新和蘭陀の山龜なりと答し由、

一 櫓の上に五色音呼一羽、猩々音呼一羽畜置けり、籠は籐を以て丸く作り、此方の山鳥籠に似たり、
一 船中に豕、野牛、雞を畜置、食用に備ふ、豕は黑白の斑毛あり、豕、雞の類餌には、異人食し餘れる肉の類を飼、水は大切にす、船夫下僕は右の豕、雞の類と雜居し、頻りに唾を吐き散すを、豕、雞嘗め居るを見しと、
一 船中に珍敷魚尾あり、長さ四尺程、鮫の形に似て細長く、色黒くして小さき鮫の粒あり、鱧の尾なるへしと云、
一 本月四日、異人望の山土を下し賜はる所、四斗樽

程の桶に、右の山土を入れ、病人を腰迄土に埋め置しを見しと云、船夫共の説話にて、數月野菜を食せず、鹽肉の類を食し、其上水切れにて、海水をらん引にてとり用ひ、久しく海氣に蒸され、土を履む事なく、地氣を受ざるゆゑ、敗血病を發し、腰脚腫れ、紫黒色の斑を生し、或は脚、股、所々瘡口破れ、水出るもあり、是を療するに、彼山土を以て腰脚を漬置ときは全快すと云、追々代々に右の桶に入れ、土に漬置く、翌日見廻りの者尋ぬれば、昨日より甚快くなりしと云、自注、此事通辯人の説を傳聞せしに、彼兩人通辯のためり、薪水山土等を請言證據のため、追々病人を呼ひ寄せ、各足を出し衣服をまくり見せしに、何れも紫黒色の斑ありて、腫れ居しと云、船中に畜置ける鶏も、殊の外土を珍らしく思ふと見え、右の土中に入り、何程追散しても、又來りて土中に飛入りしと云、
一 異人常に淡芭菰を嗜み食ひ、或は烟を吸ふ、烟管は至て短く、木にて造りたるものなり、自注、下の人彼船に到れば、船夫とも先煙草を乞ふ、因て此方より煙草を贈れば、即座に先つ煙草を食ひ、而後に煙管を用て煙を吸ふといふ、
一 食物は箸を用ひず、別に食器あり、自注、下に常食圖を出す

は豕、野牛、雞肉、或は鹽藏せる牛、豕肉、鯨肉等を烹調して食す、此方より下し賜はる松魚、鰯の類を割烹するには、ハ一刀を以て頭を刳ね、大きく切り油を以て揚げ、再び小さく切り、ポートルロ様のものを和してこれを飽食し、其間に和蘭人食用するパンの如きものを食ひ、或は酒を飲むと云、
一 飲食する處には、方三尺許の几を設け、腰掛を置き、几上には肉を盛たる器皿を排列し、パンの如きものをも器に盛り置き食す、酒も瓶に盛り、酒器を以て傾け飲む、本邦の人の如く、日に三度と云定りなく、度々飲食す、酒は至て猛烈にて色濃く、此方の人一口飲む時は、目鼻にしむる程に覺ゆ、尤外に色薄き酒を玻璃瓶に貯へ置けるを、過半和して飲む時は、此方の人にも口に適す、されとも平日本邦の酒を二合も飲む程の分量の人、右の酒を二三盃も飲む時は、此方の酒三四合も飲みたる心持して、大に酩酊すと云、
一 此方より賜はる大根至て珍重する様子にて、船夫とも生にて葉莖を食ひ、既に白根を食ふに至ては、一口食ひ欠きては蘿蔔汁を面手足にぬる、度々

如右にする由、自注、通辯人の説を傳聞せしに、野菜の類は、船の品手遠に置時は、主の座傍に置くゆゑ、其譯を尋ねしに、これら答へし由、然らば此方より賜はりし初め本文の如く、船夫さもみたりに食せしゆゑ、後に船主の座傍に運ひ入れしならん。

一本月五日、マダロスども海中に入り、遊きて遠方迄も遊き行く、水練に熟せる様子なり、其事に關りしもの、通辯人に差留めの事談しければ、彼人船主に申通し、船主直に下役に申付叱らせ、其事止しと云、

一其事に關れる者、異船見廻の時、異人輿地圖を出し、此方の房州沖の邊を指點し、此邊にて日本船を見掛し時、急に端船をおろし追駈、右の船中に乗組しもの兩三人、本船へ連來り酒食を與へ、薪、水、野菜等を買求むる相談をなさんとせしに、其事を解せざるゆゑ、其儘返せしと云、自注、これ等の事、通辯人彼船夫下僕の説話信し難きに似たり。

一異人平常用ふる竈、日本の製と異なり、高さ五尺、横八尺、深さ二尺、奥行三四尺程、内外とも一面に銅板にて張り、竈の上に鍋の類をかけ置くと云、自注、下に圖を出す。

一異人再應大材の薪を乞ふ、是は鯨油を煮る竈に

て用ふるは、小材にては火勢薄く、間に合はざるに因てなり、手眞似にて下田山を指し、自注、此山は八九寸一尺廻りの松水生茂りたる山なり、鋸を以て挽切る眞似をなせしゆゑ、其事に關れるもの通辯人談し、此邊の生木を切る事はならぬ由を答へ、其後外の山より望の太長さ五尺程に生松を切りて贈りければ、大に歡喜せりと云ふ、

一船中に大筒二挺あり、自注、圖下に出す、○和蘭にてカをヘルトロスランカと唱ふ、恐らくは此類なるへし、筒長さ四尺二寸二分、銃口空徑五寸、自注、和蘭尺にて五トイムに當る、一玉は生鐵にて徑四寸八分あり、本邦の一寸に當るなり、玉は生鐵にて徑四寸八分あり、本邦の玉透定法より一分餘も透多く、其上尺も短きゆゑ、玉業も本邦の大筒には劣るへし、徑四寸八分の鉛玉にては、此方の斤目三貫三百目餘に當るなり、自注、和蘭の法馬にて二十六ポンド強なり、一鳥銃十挺あり、内短筒二挺あり、長筒の方は長さ三尺二寸九分、銃口徑六分五厘、自注、本邦の十二錢目筒にて、一オカン、短筒は長さ七寸六分、銃口徑五分五厘、自注、本邦の七錢目強の筒に當るなり、和蘭法馬にて、一オカンス弱なり、一オカンスは、本邦の八錢目に當るなり、

一銃機は鐵にて火打仕掛なり、搬鬼至て重く、大事

の覗ひ物などに要用寡し、

一火藥は至て堅く小粒にして、本邦にて罌粟堅めと稱するものと同し、立試むるに、立ち口ちシヤありて、按ずるに、此文解し、たし、誤字なるへし、中品の合藥なり、鹽氣は至て薄し、自注、和蘭砲術備要、及西洋神器説等の書、西洋にて火薬を製造する法あり、其法硝石は、雞卵白及燒酒釜底墨を加へて清煮せし、硫黄は、牛油、水銀、雞子黃、嚴醋を加へ煮る、灰は接骨木茄梗の類を用ひて配合する事見えたり、イギリス火藥の法も此法なるや、

一火藥を貯る桶は、和蘭にてビユスコロイドトネチーといふものと同し製にて、木を以て桶の如く造り、箆をかけ、口は皮にて荷包の如く造るなり、其中に火藥を凡二十錢目程宛布に包み、右の桶中に一盃詰置く、自注、圖下に出す、

一劍八腰あり、片刃諸刃ともあり、鞘はなく中身許りなり、柄には鐵にて護手あり、鈍刀と見えたり、一刃物を研く砥石は、石を車輪の如く造り、右手に刃物を持ち、左手にて石車を廻し、刃物を研くと云、自注、圖下に出す、

一鯨油を貯る器は、六尺四方程の器にて、内外蓋とも銅板にて張り、蓋は明ぬやうに釘しめなり、横の

方に油を出し入れする穴四つ五つあり、各栓をかひ置けり、

一人物は丈高く、何れも鼻先尖り、高く隆準なり、眼中は淺黄色にして瞳青し、髪は縮髮にして赤し、何れも力量は強き様子なり、足は弱し、數月船中にて風波蕩漾によれる歎と云へり、

一船主及び重立たる者の衣服は羅紗、下々も同じ羅紗にて股引の如きものを着ず、帽は革或は羅紗、アンペラもあり、

一船夫下僕は、本邦の細美布の如き布に蠟を引きたるを衣服とす、製は上に同じ、帽は切なり、自注、鹿を引たるもの、和蘭にてスモルリクと云ふものに似たり、布に蠟

同年七月廿四日、足立左内、馬場佐十郎、今度通辯の事骨折たるにより、褒銀十枚を賜ふ、同年十月九日、浦賀同心數人にも金子を賜ふ、此時浦賀奉行及び同所與力等にも賜物ありしなるへし、證を得ず、

文政五年七月廿四日

銀十枚
異國船渡來に付、浦賀表へ罷越、通辯之儀骨折候に

天文方高橋作左衛門手傳
富士見御寶藏番
足立左内

付被下之、
右於躑躅之間、若年寄中出座、紀伊守按するに、安藤信致、申渡之、

銀十枚
同小普請組
渡邊阿波守組
馬場佐十郎

同斷に付被下之、
右於燒火之間、同人申渡之、文政年録

文政五年十月九日、異國船渡來の節、出帆迄晝夜無怠慢出精骨折相勤候に付被下旨、大久保加賀守殿按するに、浦賀同心、被仰渡候段、御書付を以御褒美被下置候、
老中忠貞、
一金二百疋宛
組頭五人へ按するに、浦賀同心、
また同

一金二百疋宛
組頭見習目付役以下一同へ
一金百疋宛
三崎詰目付役一人
平同心一人
城ヶ島詰同心三人へ
一金一兩宛

中田類右衛門 込山九郎兵衛
岩田源十郎 福西甚太郎
福西才一郎 大久保到司
田中爲三郎

先達而異國船渡來之節、格別出精骨折候に付、別段被下旨、大久保加賀守殿被仰渡候段、御書付を以被仰渡、御褒美被下置候、浦賀同心由緒書、

文政六癸未年六月九日、常陸國水戸に異船來り、那珂港那珂郡にの地形をうかひ、南方に出帆す、この頃、肥前國相馬及び陸奥國仙臺の商船、洋中にて異船に行あひたり、此事甲子夜話の外他に所見なく、國名等詳ならず、旋したれば、今推考、此前後諸厄利亞船、しばく本邦の近海を周して其船定む、

文政六癸未年

六月九日夜明け見候へは、水戸領内大洗山下按する、洗山は那珂郡那珂港の近傍なる、海上、地方より十四五町程の所へ、異國船來り居、千里鏡にて那珂の港、其外地方の様子微細に相伺ひ、卯の時過南方を指して出帆いたし候事有之、其頃相馬の商船、右異國船に洋中に於て行逢候由にて申候は、八日夜四更頃、常州玉澤按するに、常陸國郡村名寄帳等に據るに、此地名所見誤字に、海上にて、異國船三艘那珂の港方角に向ひ走り候處、内一艘は未明に大洗山下に至り候由、玉澤より大洗迄は二十餘里有之所を、瞬息の間に走り着候は、扱々恐ろしき事と噂いたし候由、

一仙臺船銚子港按するに、下總志し、行走候處、夜に入風にあひ、方角を失ひ當惑の内、異國船に出會捕押へられ候ゆる、方角を失ひ候趣申聞候へは、夷人繪圖面を出し、此方角に向ひ走行候は、月没する比に港に入るへき様委敷指教候故、指圖の如く走り候へは、時刻も不違那珂の港に入津いたし候由、右之趣、那珂港の人へ相話、何れも其海路の委敷に一同感心致し候由、

右數條は、水戸會瀬濱柴田新兵衛、同玄洋、其外水戸の藩士會澤恆助等より承及候を書集め候、甲子夜話、雜事記

文政七甲申年、水戸の海岸より五十里餘沖に、夏秋の間異船六七艘滯船せる事凡七年、漁夫近づきて其故を尋ぬるに、諸厄利亞人にて、鯨獵の船なり、漁人親みて物を交易するに至る、よて領主より其漁人其外三百餘人を捕へて禁獄せしむ、

文政七甲申年、水戸濱地方より五十里程沖合にて、汐境にも候や、漁師とも横磯と唱へ來候場所所有之、沖漁獵いたし候者、右横磯を限りとして、夫より外へは不出事の由、當申年より七ヶ年前より、横磯の

外に異國船六七艘位宛、夏初より秋頃まで見請候へども、遠く隔り候故、何事を致し居候とも不相知、異國往來の船路にて、不絶通船いたし候事と相心得、異國船見請候など噂致し候は、地頭より呼出され吟味等有之、若や漁獵指支にも可相成やと、一同申合口外不致打過き來候處、去未年按するに、文政六年なり、如何なる故にや、松魚例よりは遠沖に相あつまり候に付、不得止事横磯の外迄漁師とも罷越し、異國船に咫尺相交り候故、様子相伺候へは、大小船數艘沖合に致逗留、鯨獵いたし罷在候事分明に相知れ、度々側近く罷越に付ては、彼船より相招事など折節は有之候へ共、何れも相恐れ近より候者無之、氣味悪く漁獵いたし居候處、會瀬濱按するに、常陸國柴田傳左衛門支配漁師に忠五郎と申者、朋輩共へ申聞候は、數年來かく見請居り、子細不相分候ては、一同心配の事故、彼船へ罷越し、船中の爲體見届可申、若惡心有之候共、吾一人を生捕て何王の可致、乍去不歸來候は、惡心の船と心得、以來致用心、不近寄様可致、左候は、たとへ打殺され候とも、犬死にも相成間敷とて、一人漁舟に打乗、異國船近く

漕寄せ候へは、船中より繩階子下し候故、致上船候所、殊の外懇懃に取扱候上、頭分の者の部屋へ召連、酒食等饗應致し、種々の事共相尋候様子に候へ共、言語不通故、何事とも不相辨、たゞ忠五郎より手様にて、何國の人と申す事尋候へは、相分り候や、國名申聞候様子之處、不耳慣事故、聞取兼候へは、世界圖を出し、一國へ指さし教候へとも、是以忠次郎には分り兼候を相察候や、海底へ指さし見せ候間、定めし此方角と申す儀に有之と存、首肯致し置候、其後度々船中へ罷越し候て、イギリスと申國名と聞取申候由、右頭分の者の部屋は、弓鐵炮其外武器飾立置て、嚴重なる事の由、其後度々罷越し、頭分の者の様子見請候處、いつも書籍を見居候、忠次郎罷歸り、船中の様子相話し候てより、漁師共承傳へ、遂に異國船へ罷越し候へは、何れも頭分の部屋へ召連、酒食等振舞候上、草木禽獸等の繪有之本草とも可申書を出し、日本語を承糺し、直に其書の上へ書入、其外種々の儀相尋、又彼方よりも申聞候へとも、言語不通故相分兼候由、忠次郎二度目罷越候節、漁獵の松魚致持參候を、異國人見候

て、手振にて松魚は大毒魚故、食料に可充ものに非ず、鯨魚は莫大の國益に相成候ものなればこそ、かく遠國より日本東海へ遙々と風波を犯し罷越致漁獵候を、日本人は澤山なる鯨魚を眼前に見のかし候は、畢竟鯨獵の仕方を知故なるへし、船中にて致漁獵候を見覺可申様申聞候に付、直に三日逗留見物いたし候處、一日に八疋とり候事有之由、大體鯨魚一疋に三四人掛り事濟候、帆柱の上に一人上り居り、千里鏡を以て遠見致し、其合圖有之候へは、合圖に隨ひ、皮船一艘二人乗、一人は舟を、し、一人はもりを持、鯨魚を吹浮み上り候處へ乗付け、もりを入、合圖見合、又浮み上り候所へ、同様いたし、大抵二度、或は三度位にて鯨魚よわり候を、如何の手段致し候や、右皮船にて元船迄引來り、船脇へ綱を以て繋ぎ置き、大なるは、かにて程々に切目をつけ、船上より轆轤を以て、熊手の如き爪付き候綱を下し、右爪を切目へ押入、轆轤にて引上げ、肉を剝取、暫時の間に骨計りとなし、骨と頭とは其儘海底へ抛却、直に其肉を大らんびきの内へ入、油に絞り候、船中に桶樽細工致候者有之、桶材を木片

にて持渡り、入用に隨ひ繩をかけ樽を製し、空樽を船の隅々へ行儀よく並へ置き、皮にて製し候筒を、其高下屈曲に隨ひ、長短續合せ、らんびきより直に樽へ油を流し入、十分に満時、蓋をしてちやんにて塗封し、又皮筒の口を外の樽へ移し、同様取計候故、持運の力を勞せずしてはか行なり、薪は油を絞る候肉の滓を日にさらし用ふる故、船中臭氣甚しくして不可堪よし、其後水戸濱漁師共承傳へ、逐々異國船へ致上船、一同心易く相交り候様罷成候に付、初は所持の煙管煙草入鼻紙、又着用の半纏木綿單衣の類、異國人の懇望に任せ、彼方所持の品と交易いたし候位にて候處、交易の品持歸り、賣拂候へは、存外の價に相成候間、少々宛の品物仕入、交易いたし候者も有之、其内町人共承及び、半紙美濃紙本綿絹反物様の品を漁師にあたへ、交易爲致候故、水戸領内に目なれざる異國の品大分見當り、役人中も怪居候内、異國船岸近く來り候事も有之候に付心付、嚴敷取調有之、交易の事及露顯、漁師共三百人餘被召捕入牢、逐々吟味の上、品物一々取上げ、當分は漁獵被指留候様相成候由、右致上船候漁

師共へ、毎一人に板に摺候書面一枚と銀錢一文宛あたへ候事の由、其書面と銀錢を柴田新兵衛自注、傳粹にて、小生門人に候、○按するに、小生何人によ詳ならず、また、新兵衛は常陸國水戸會瀨濱の土人なるよし、此書の未文にみえたり、より、内々相贈越し、小生も致所持候、書面の趣如何様の事認め有之や不相分候處、先日老候へ入電覽候節、吉雄忠次郎按するに、阿蘭陀通詞なり、御問合被下候へは、イギリス文字にて、委細には讀兼候へとも、大意はアングリヤ國都より、世界諸國へ船を出し、國の風俗物産の有無、物價の高下、土地の善惡、海路の深淺等見糺し聞糺し、其趣を直に板に摺、一々本國へ相贈候由を認め候物の由申出候、尙又其後加賀の醫官吉田長淑へ相尋候處、イギリス文字にて羅句語を用ひ候故、如何にも讀兼候へ共、大意は忠次郎申通り可有之様申聞候、銀錢は紅毛錢の由、忠次郎申候は、異國船罷在候沖合は、鯨魚往來の汐路故、荒汐にて、中々船など留むへき様なく、碇を下さんには、深さ何百尋といふ際限なければ、是以難叶、又碇を下せる様子も不見、如何してわつか四五里を限り、其内に漂居候や、忠次郎往來の度に心付申候へ共、其手段一向不相知、何共不思議

に存候由申聞候、異國人漁師を撫卹する事、船中の人を取扱ふと同様に、少しも隔心なき故、此節に相成候ては、漁師共申候は、異國人は至て深切なるもの故、吾々沖合にて風雨にあひ難儀の節は、彼船にて相凌ぎ、炎天の節は冷水をあたへ、病氣の節は薬をあたへ、大に力を得候事多く、吾等の力に及び兼候鯨魚を捕るのみにて、漁獵の妨に少しも不相成候を、何故に公儀にては異國人を讎敵の如く御扱ひ被成候やなど、申候者も有之由、新兵衛申聞嘆息仕候、甲子夜話、祝聴草

通航一覽卷之二百五十五終

通航一覽卷之二百五十六

諸厄利亞國部五

○狼藉始末 肥前國長崎

按するに、今度狼藉に及ひし基本を察するに、蘭人に意趣ありての所爲にして、日本に對せし事にあらす、猶逐條に就て知るべし、文化五戊辰年八月十五日朝、白帆船一艘みゆるよし、所々遠見番より注進あるにより、長崎奉行手附二人、通事及び蘭人出船して旗合せしに、かれ偽りて蘭人の旗を合せ、端船にて走りより、蘭人二人を捕へて本船に歸る、檢使以下其よし注進あり、奉行松平圖書頭即港警固の事等を沙汰し、松平 鍋島肥前守、肥前國主なり、今年當番、松平 黒田、官兵衛の國主、人數には、異船繫留燒伐の用意、及び増人數の事等を聞役に達す、

文化五戊辰年八月十五日

一今朝六半時比、白帆注進佐賀遠見番より申出る、此節諸向沖出方引取候時節に付、早速隱密方呼出し出方申付、用意銀御證文横文字一通相渡し、萬一異船に候は、早々其段注進可致、例之紅毛船に候は、手續例之通取計ひ候様、吉岡重左衛門按するに、

長崎奉行手 申渡、
附出役

一右に付、波戸場役 按するに、此書中載する地名、みな長崎近傍にして、松浦郡に屬す、數所にして煩しければ、下途に注せす、人名また長崎奉行手附及び家來、大小通調、町年寄等を出されば同く注せす、諸熊作太夫に船用意申渡、

一同斷に付、年番阿蘭陀大通詞中山作三郎呼出し、白帆注進有之間、其段かびたん可相達旨申渡、尤前例之通旗合檢使差出候間、見届紅毛人之用意可致段も申渡、

一同斷に付、遠見番呼出し、白帆之注進無之は如何之筋に候哉と相尋候處、當時沖出方引取候に付、小瀬戸之注進無之、右故延引仕候、早速飛船を以様子相糺可申上旨、依之兒島唯助、吉川次郎平出方申付、御證文用意銀かびたん書翰相渡、

一同斷に付、盜賊改方田口惣兵衛出方申付、右遠見番盜賊方とも沖出に付、波戸場役諸熊作太夫に船用意申付る、

一年番町年寄の白帆注進有之間、諸事毎々之通相心得可申旨、剪紙に而申遣す、

一野母遠見番所當番原嘉平、今卯中刻、未申に當り二十四五里沖に、阿蘭陀船一艘見出し候段注進申

出る、

一佐賀開役關傳之允、左之通書付差出、

先刻御注進申上候白帆船一艘、香燒沖午未之間、里數凡二十里餘相見え候段、追々深堀役人ともより申越候、此段御届仕候、以上、
松平肥前守内 關 傳之 允

辰八月十五日

一白帆注進有之に付、宿老森又左衛門、會所目付河野伴左衛門、其外内用方之者とも、追々用部屋迄罷出、船着之旨正徳年間延着之例など申聞、大慶之由申聞、

一小瀬戸遠見番當番古川徳四郎罷出、今午刻未申に當り十七八里沖に、紅毛船白帆相見候段申聞、

一中山作三郎罷出申聞候は、白帆御注進に付、御達之趣即刻かびたん申聞候處、館内一同大慶仕候段申上る、

右に付、ウドフ 按するに、出島留密に申上候段申聞候間、御人拂御座候様申聞、依之別間相越承り候處、乍恐かびたん申上候は、此節館内一統待罷罷在候本國船、入津之由に而上下大悦仕、市中とても同様可有之砌、如何敷申分には候得共、本國船咬啮吧

仕出し方、此節迄後れ候儀は有之間敷、仕出し方例之通に而、此節入津と申譯に候は、洋中難船仕一
 二の橋等吹折候歟、其儀に候は、風筋旁進方も不便に可有之處、船脚入不申船に而、風に向ひ至而疾く、橋等も別條無之哉に相見、萬一他國船に而も候はん歟、何れ右之御備も在之方と奉存候、此段存付次第申上ざるは不忠之至、御内々御役人中迄入御聽度段申出候由申聞る、依之密々御奉行へも申上置、

一福岡 按ずるに、筑前國主松平官兵衛の城地なり、 開役花房久七兼々申立置候間、白帆注進有之段、手紙に而申遣す、

一旗合爲檢使、手附菅谷保次郎、上川傳右衛門兩人相越、

但、紅毛入津時節後れに付、出方例より刻限早め罷出、本船に不近寄致旗合、沖出方迎船として罷出候者ともへ、様子得と相尋、若疑敷儀も於有之は、早速兩御番所に申達、湊内へは立入申間敷、尤阿蘭陀乘船せは檢使之跡に附、先へは出し申間敷と於書院直達、徳右衛門出席、尤蘭人密に言上之筋も有之に付、手續等徳右衛門より巨細に

申談し遣す、

一右旗合檢使差出候に付、大通詞中山作三郎へ先刻申渡置候通、かびたん申達、例之通旗合阿蘭陀人差出候様申渡させ、筆者紅毛人ホウセマン、シキムル兩人差出す、

一波戸場役諸熊作太夫、白木理十郎呼出、檢使船紅毛船并警固船等、船々差出候様、尤引船手當も可致旨申渡、旗合紅毛船は鯨船出し候様、檢使兩人申立候に付、其通り申渡、

一黃昏頃横文字持參致、沖出候吉岡重左衛門遠に立關へ罷出、直に木部幸八郎に申上度旨申聞、即刻承候處、入津は異船に而、夕七ツ時前頃高鉾前に碇を入、御檢使も御出、旗合等も相濟候様子に而、筆者紅毛本船へ近寄候と、彼方よりも十四五人小船に乗移り、此方より參候兩人之紅毛人を乗移らせ、一人乗申間敷と拒候様子に見え候、忽ち劔を拔て立向ひ、兩人とも捕押へ、本船へ引入候様子、いつれの舟とも不相分候段申聞、尤重左衛門儀は、沖にてかびたん返翰請取之、早速役所に差出し可申手續に付、度々本船に催促致候處、何歟延滞に及び不審

に存しなから、本船にもやひ湊口迄參り候へとも、いかにも無心元相成、もやひを解湊口より走り入様子致見分候處、右之次第也と申聞、第一番之注進に付、奉行直尋有之候、

但し、紅毛兩人檢使船より進出候と、本船船の方より長さ四五間、幅二三間も有之青皮船、バツテイラを繰り、碇にて巻おろし、天幕を張左右柁子兩人計にて、杓子のごとき櫓にて船を早め、紅毛船へ近寄と等しく、船板をはねあけ、下より十五人各短筒を持、火繩を振り劔を帶し躍り出、白刃を取て立向ひ、大音を揚紅毛兩人取押へ、直に彼革船バツテイラへ駆込候に付、檢使船船頭始め、棹子共水中に飛入、近邊漁師、商ひ船迄も一同大騒に呼立、船を出し遁るもあり、又は船より滾ひ落游去もあり、檢使通詞其外役人も、おもひよらざる俄事に而、大に狼狽候うち、異人ともかへり、碇に而本船へ挽寄候處、天幕へ風をうけ舞かごとくに引附、舳のかたより鍵へかけ、くるくると元船引入、夫より三十六間の船へ軍器を張、専ら石火矢請之船楯等用意之様子よし、右船楯

といふは、六尺有餘之帆木綿を、一圍も有之程に巻立、夫をチャン綱鐵鎖にて編立候物のよし、銃丸は釘を丸め玉にし、足屯を打候玉の由、其外鐵玉、銅張之玉品々あると、ホウセマン歸館之節申聞候、

一旗合檢使菅谷保次郎、上川傳右衛門より役所迄、紅毛商船に相違無之、旗合も相濟候段届書差越、

但し、右之箇條者兩人歎候に付除之、

一右異船入津に付、山田吉左衛門、花井常藏兩人、御役所附兩組二十人、玉込鐵砲二十挺、何れも選人召連、戸町西泊兩御番所へ人數差配、船備石火矢御臺場毎配り付、其外備方相圖等爲見届差遣す、

一右同斷異船渡來に付、湊内御備附之儀、兼々御手配之通、御代官高木作左衛門へ直達有之、舍弟道之助一同稻佐郷に即刻出張申渡、

一岩原役所御勘定方之面々、早々出勤有之様連名剪紙遣候處、即刻相越、於居間直談一先引取、無程具足用意罷出る、

部屋へ持参り、四半其外引合等拵置、高橋忠左衛門は、自分詰所に着用致罷在、御奉行も小具足を固め、其外何れも用心之程相見え申候、

一年番佐賀按するに、肥前國主松平肥前守城地なり、開役關傳之允呼出、異船入津紅毛筆者兩人召捕、無上狼藉不法之次第に付、紅毛兩人取戻之上者、正徳年間南蠻船燒沈候任例、按するに、南蠻船燒討の事は、慶長十四年に、船打碎燒沈可て、正徳年間燒討の事、他に所見なし、船打碎燒沈可申間、燒草火船其外備方手配致し、手續致書面差出可申候、尤敵船の不洩様、國許へも増人數早々可申遣旨、於對面所徳右衛門案内直達、

一砲術家町年寄藥師寺久左衛門に申付、近年蝦夷地騷動以來、兼而奉行所より異國船爲防、江戸表に申立に相成居候湊内十四ヶ所矢配り付、夫々兩組召連、兼而定めの有之候通、町年寄見習も人數頭取異船近寄候は、石火矢打拂候様申渡、本久四郎兵衛に打渡候書付は、一人別に固め場所人數割之書付也、

一右に付、御武器藏預り三浦藤次郎、永尾龜三郎、其外見習共五人呼出し、藥師寺久左衛門へ石火矢大筒相渡し可申、尤持運び地車人足、五箇所宿老會

所の入用次第可申達旨、且又御旗、御幕、具足、鎖り帷子、旗竿等取揃、御陣屋へ差出拵置候様、徳右衛門申渡、

一右に付、又左衛門より鹽硝相渡候様申出候に付、鹽硝藏預り徳見元助へ申付、向々久左衛門合對を以、夫々相渡候様申渡候處、無程合鹽硝渡しきり如何可仕哉と申出候に付、久左衛門に可然取計ひ候様申渡、夜中石火矢配り附之地車之音、車力之聲山谷に響き雷の如し、

一書記役手附斧生源一郎に申付、奉行に差添罷在申出され候程之儀、如何にも書留置候様申付候處、樓上座敷向奔走に立勞れ、行届き不申旨斷候由相止る、右巨細之箇條者、表向引渡日記に省略、

一御役所附觸頭共々、於對面所湊内固場所之儀、中村繼次郎、木部幸八郎申渡、

一人見藤左衛門、松平左七湊内爲見廻相越、一長崎附十四家之開役一同呼出し、於書院今般異國船渡來非常之儀に付、其段銘々在所表に早使を以申遣、跡船等も見え候は、一左右次第人數差出候様直達有之、

但、右十四家、

薩摩	開役	上野善兵衛
肥後	同	長尾平太夫
久留米	同	坪池入右衛門
對馬	同	橋邊作右衛門
長門	同	山縣伊八郎
肥前	同	關傳之允
筑前	同	立花善太夫
小倉	同	明石與次兵衛
柳川	同	由布七右衛門
島原	同	鶴殿七郎右衛門
平戸	同	宗像平次右衛門
唐津	同	小林大登
大村	同	松浦鐵十郎
□□	在役	渡邊藤一
七島	開役	大濱典膳

右一同直達、

一福岡佐賀兩家へ者、前段之趣に付増人數之儀、早國許に可申遣旨、且又、水野和泉守に者在邑に付、様子次第人數繰出し候様相達可申旨、其旨別段

に心得居候様、小林大登へ直達、徳右衛門取扱、夫々同等有之、海陸持場之外、多人數集場等差圖有之候、一後藤惣太郎廣間相詰る、一散使町使兩組唐人番一同呼出し、於廣間此節非常之儀何れも出精、夫々手柄有之候様可致旨直達、但し、一同平伏、後藤惣太郎御請申上、年行司も罷出る、

一兩家開役呼出し、於對面所申渡候は、此節異船及狼藉、紅毛兩人擒にいたし、其儘出帆候而は不相成候間、差留候手段可致、若又右手段も調はさる内出帆候は、無據次第打沈可申、彼是備方兩家申合、規則被立置候通、守衛之人數配り附、石火矢臺場二の目三の目足並宜しく、適之燒打有之候様、用意調候は、即刻出張可致間、調次第可申聞旨、尤先刻相達候燒打手續書面も、未相調不申や、何れ出精可有之旨直達、

一夜六ツ半時比、保次郎、傳右衛門罷歸り、紅毛人兩人奪はれ候始末申立候處、其儘には難相成、早々罷越死力を盡し取戻可申と、嚴敷直對有之候、但し、右兩人罷歸り役所罷出候に付、兩人とも

直に徳右衛門案内、於居間被致直對候處、菅谷保次郎大息を吻、齒の根も不合體に而、異船バツテイラに乗り移り、思も不寄、船底より十五人短筒を持、白刃を振て紅毛船に飛込、兩人直に召捕、本船の者一瞬之間に引取、其人物各如猛虎勃握自在之働、威風可近附様も無之相見候へとも、跡を附入刃傷にも及へき處、夫に而者鎮臺御心配も多く、却而亂雜致すべくやと、一先此段申上候旨申演候處、奉行貌を改め罵詈して言、其方とも能承り候へ、小祿といへとも各賜ふ所公祿也、西國諸藩之見る所、深く可恥事也、今朝も申聞候通、紅毛は御預り之者大切に相心得、うかど先へは出し申間敷筈、其上、出帆之船に紅毛返翰をも不相尋、等閑之心得たり、右之次第其上及刃傷にも候は、却而可及亂雜哉など、如何之申分却而忍さる所あり、刃傷にも及ひ候程之次第と、無事に引取との次第、輕重いつれか増ん、即刻罷越取戻し可申、心配勞苦も此節之事、尋常之勘辨に而は相濟不申、潔く打向ひ死力を盡し取戻し可申、諸事手當徳右衛門に申付候間、其段可心得と嚴

しく申付る、此兩人歸府後、江戸表御調之上、役儀被召放押込被仰付候、一奉行徳右衛門に被仰聞候は、誠に混亂心付候儀は不及申聞、夫々取計ひ伺事等も大抵可然様、可致差略旨御達し、

一兩家聞役の、此節多事致混亂候に付、當所用達者とも御陣屋へ相詰、急用相辨し候様申達、一町々乙名兩通詞、宿老とも帶刀願に付、貸刀之心得に而、此節限り差免候間、何れも手柄致し候様申達、其段相詰居候惣太郎へも申渡、右に付年寄共召仕之ものとも、帶刀相願候に付徳右衛門承り置、長崎記、

文化五年八月十六日或書上

昨十五日卯上刻、深堀遠見番所より白帆一艘見出し候旨、御奉行所に注進有之、夫より所々遠見よりも同様申出候に付、阿蘭陀船入津之心得を以、例之通爲旗合見届檢使、御家人菅谷保次郎、上川傳右衛門、通詞、其外出役のものとも、紅毛人兩人召連、午下刻波戸場出船、小瀬戸迄罷越候處、彌阿蘭陀國之旗印に相違無之體に御座候に付、即刻同所出船、神

の島於沖手、本船に乗付、既に乗移り候進端船へ取付候處に、本船より七八人飛下り、孰れも劔を抜持、阿蘭陀人兩人を難なく引伏せ奪取申候故、通詞猪股繁次郎、植村作七郎兩人奪返し可申進、端船に飛入候折柄、船離れ兩人とも入水仕候由、

但、通詞兩人之事、表通は本文之通届出候得とも、内實は其體に恐れ、水中に遁込候由之風聞も有之、又は取返し候半進、異國人に取付候所を、水中に放込れ候共、風聞御座候而、孰れを正説とも難相分候得共、水中に落入候に者相違無御座候、

右騒動を見請、檢使兩人驚き恐れ、前後之差別なく、西泊り御番所に逃込申候故、地役人とも我先にと逃退、皆々西泊りに而落合申候、扱水中に落入候通詞共は、漸船に取乗り、沖手といのくひと申、肥前御領所自注、長崎より、三、逃行、陸地より戸町御番所迄罷越申候由、自注、其時、里計有之所也、、長崎より海路、凡一里半、碇を入船繋ぎ仕候、但、阿蘭陀人兩人を奪ひ取候後、直に阿蘭陀國の旗印を取除、エゲレス國旗印に引替申候得とも、

未何國之船と申儀相分り不申候、一説魯西亞とも、又はエゲレスとも風聞仕候、

同月十八日同斷

一右船、阿蘭陀旗印等迄も差出、湊口の碇を卸候處に而者、出向之役々にも紅毛船と相心得、諸船異國船に近寄候所に而、俄に端船に十四五人乗組、紅毛人乗居候船に無體に乗込、劔抜候而兩人をおごし奪取、猶又湊内へ端船乗入候仕形、不法に相聞候に付而者、奪取候紅毛人差返候上者、燒打にも可被仰付御合に而、十六日晝頃より俄に其御手當有之、長崎大筒役藥師寺久左衛門大波戸の出張、幕張に而御預りの石火矢、其外大筒等船々に乗せ付候手當、又は船中乗せ付之竹束御出來方に付、長崎中之木屋圍置候竹御買上、大工并輪替不殘大波戸の出張、數多之竹束取拵、湊内に繫居候諸國之商船并唐船杯者、稻佐并大浦邊に相移し、湊内に而鐵炮等相放候而も、不差支様被仰付、唐人屋敷、阿蘭陀屋敷、其外湊内海手又は市中之堅め、町年寄之内へ懸り被仰付、七十七町之乙名町わりに而付添、町々火消之手之者を以相堅め候に付、地役人中者折柄

に付、却而御借刀と申名目に而、俄に帶刀御免、晝夜大勢市中を徘徊いたし、晝は大旗夜は高挑灯、役人之向者火事羽織着用致し候、右之次第に付、誠に長崎中者上を下たと大騒動、尤諸家御藏屋敷も、右に准し夜廻等有之、夜者御門の大丸挑灯を燈し候、尤十五日夜遅方より、圖書頭殿にも海手并市中御見廻り有之、嚴重之内にも大混雜に而御座候、同日長崎出或書狀

一旗合之日本船を取巻候端船一艘に、異國人共凡十二三人宛取乗り、三艘に而者五十人餘に而紅毛人を奪取候故、多勢に無勢に而、役々水主なども支へ見候得共、手に不及、無據相回し、又は海中に飛込候趣に而、甚不覺之事故周章候筋に相見、不手際無申計候、同日同斷

一八月十五日、大波戸其外海手之固め、早速御觸達有之、暫時之間に御備相調、嚴重之御手當に相成申候、左候而肥前、筑前、大村へ計人數組早々被差遣候様被仰渡、外に類船無之故、御國々より人數組被差出候に不及旨、諸家之御附人の被仰渡候、

其節旗合檢使として、菅谷保次郎殿、上川傳右衛門殿、阿蘭陀人通詞附添沖の罷越候處、申の下刻比白帆之船者、追々伊王島近く走り寄候に付、四郎ヶ島邊迄、檢使并阿蘭陀人何れも相越候處、赤白青横縞之旗印明らかに相見、猶又檢使より被相尋候に付、阿蘭陀人に相尋候處、阿蘭陀旗に相違無之相見候段、阿蘭陀人申之、其後近寄、殊に至而順風に而、白帆之船の難乘附程之儀に有之候處、彼船より俄に端船を漕出し、阿蘭陀人乗候船の漕付、彼端船より罷越候者共、阿蘭陀人より相尋候は、何國之船に候哉と相尋候處、阿蘭陀船に而咬啗吧出帆之由、阿蘭陀語に而相答候故、去年歸帆之役人阿蘭陀ハクキヌ者、渡來いたし候哉と相尋候處、乘渡候段申し候に付、無程御檢使一同本船の可罷越趣、阿蘭陀人より相答候處、端船之者共、隠し置候劔を振り上不殘立掛り、阿蘭陀乗組之船へ飛込、理不盡に阿蘭陀人を彼端船の捕へ行、漕出し候と相見候處、本船より端船の繩を附有之候を、本船より挽付候、以上、視聽草、文化五年八月十六日、大村上總介據するに、肥前大村城主、御届

一陸手海手とも、其外諸所には、高張挑灯、篝火影敷、二里計か間如晝御座候、

一諸家御附人并地役人、不殘御奉行所門前に相控、尺寸之明地無之、押合候程之事に而、何れも陣羽織野袴、又は火事裝束、或は半てん、打裂羽織着用に而御座候、同日同斷

一黒船燒打之御含ゆる、最初者大村様に者、漆内御領地之御堅め御手當被成置候様、唐津様には長崎御廻りに、不被及段被相達置候得共、其節俄に大村様に者長崎の被差越、松平肥前守様御人數の御加勢被成度、唐津には人數組被差出候様、被相達候由、

同年九月廿一日、阿蘭陀通詞名村多吉郎書狀
八月十五日エグレ船一艘、長崎表の乘渡候始末、荒方左に申上る、
一八月十五日、辰刻頃白帆相見候趣、肥前鍋島七左衛門殿より御注進有之、同國野母遠見より、白帆一艘見出候御注進、午の刻比に、瀬戸より十七八里に相見え候御注進有之候段、御奉行所より御達有之、

口上覺

異國船一艘、昨十五日長崎表の渡來に付、湊領内海固め船之儀、松平圖書頭より、彼地の差置候私家來之者の被達候に付、早速差出候、此段御届申上候、以上、

八月十六日

大村上總介

右同斷一所に差出す、

口上覺

昨十五日長崎表渡來之異國船、其儘難差置、品に寄打碎き候様可成候、依之陸地固め差出、且右船神崎の罷出、萬一御番所當番松平肥前守人數不揃にて、出帆候而は不相濟儀故、私人數揃次第、神崎にも可差出旨松平圖書頭より、彼地に差置候家來之者にも被達候に付、早速陸地固人數船手之固共差出申候、此段御届申上候、以上、

八月十六日

大村上總介

右者、九月三日早追飛脚至急に付、酉中刻御用番土井大炊頭様據するに、老中利厚、笠坊八助持參、御取次落合權平方の相渡候處御落手、尤赤間關渡り之節、風順惡敷且大井川溝水支に而、延引之段申述置候、

同月十七日松平肥前守御届
 於長崎、一昨十五日白帆船相見段々乗寄於伊王島、
 旗合有之、阿蘭陀人并檢使之者差出候處、旗印も阿
 蘭陀船に相違無之候に付、例之通出役之檢使、右船
 の可乗移と致候處、端船より旗合之阿蘭陀船に乘
 移、阿蘭陀人兩人召捕、本船に連行候に付、檢使之
 者頻りに可相支と、種々取計有之候得共、案外俄之
 儀に付、不及差支引取候、依之、在留之阿蘭陀人右
 體之取計に逢而は、其儘可差置様無之、外に檢使被
 差出、右等之譯急度被相糺候積り之由、右に付、當
 番方より警固船差出可申段、尤和人に對し手向等
 仕候儀に者無之候得共、自然不意之儀も可有之哉、
 其覺悟に而出張仕候様、旁松平圖書頭より、長崎に
 差出置候私家來之者に、被相達候段申越承知仕候、
 依之、手當之儀、猶又申付候儀に御座候、此段御届
 申上候、以上、

八月十七日 松平肥前守
 右者、八月晦日御用番青山下野守様按するに、肥前、御
 届、
 同月晦日松平主殿頭按するに、肥前、御届

去る十五日午刻、紅毛船長崎沖に相見候に付、爲旗
 合紅毛人召連、檢使之者差出、小瀬戸沖に而致旗合
 候處、萬端紅毛人之致方に而、旗も紅毛人之旗を出
 し、通辯も紅毛口にて候故、いよ／＼紅毛人と存候
 而、本船に乘移へくとて漕寄候處、異船より端船を
 おろし、此方之船に乘紅毛人兩人召捕へ、右船に連
 行候體に付、參間敷と致候得は、異人十四五人劔を
 振廻しおごし候に付、無是非召捕られ參り候、右に
 付、檢使之者共引續き可乗移と致し候得共、右端船
 は早々漕去り、本船は大船故中々容易には乗り移
 かなか、殊に少人數ゆる可致様も無之、其儘引返し
 候由、
 同年九月四日、松平官兵衛家人御届按するに、江戸
 なり、
 於長崎、先月十五日異國船一艘渡來に付、松平圖書
 頭様彼地に置候家來之者、罷出様子相伺候之處、圖
 書頭様御對面有之、右船例之阿蘭陀入津之沖合に
 て、地方に乘付候に付、相旗合に差向候阿蘭陀人よ
 り問を懸候處、阿蘭陀語に而相答へ、彼船より端船
 を差出し、阿蘭陀人二人を召捕本船に連行候、其儘

通航一覽卷之二百五十七

諸厄利亞國部六

○狼藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年八月十五日夜、異人端船三艘にて、港内
 を乗廻し狼藉に及ふよし注進にて、奉行より要所
 警衛の事を沙汰し、且其船兩番所に於て逃さず召捕
 へきむね、肥前筑前の聞役其外に達す、此時在留の蘭
 人、異人の所爲を怖れて、御朱印を携へ奉行所に來
 る、

文化五戊辰年八月十五日
 一調役人町年寄一同呼出し候處、高島四郎兵衛、高
 島作兵衛、福田十郎左衛門、久松善兵衛、後藤惣太
 郎、藥師寺久三郎罷出、於書院直達被致候内、異船
 パツテイヤを以、湊内唐船に押懸り候段注進有之、
 其儘座を立、四郎兵衛一人居間迄呼寄直達有之、何
 れも固め場人數割書面等、徳右衛門より請取候様
 被申渡、於用部屋書付相渡、
 但し、此時湊内俄に大風號呼之聲、唐船船每煙を

難差置、當番方并番船付置、自然出帆之體に候は、
 繫留候様、且非番方請持候御石火矢臺場の手當可
 仕旨、被申達候段、黒田甲斐守按するに、筑前、致承知候、
 依之手當之人數官兵衛家老黒田源右衛門儀も、早
 速差越候儀に御座候、右に付、官兵衛代甲斐守申達
 候段申越候、此段以使者申述候、以上、戊辰長崎陽記、文化
るに、此他諸家の届、及び長崎出の書狀、
等數通あり、大凡同じければ載せず、

通航一覽卷之二百五十六終

揚箒を焚、唐館に相圖之由大鉦を打、フウフラを吹立、唐館にても同相圖之大鉦を打、援兵數艘こき出し、自注、諸國大小廻船等は、異國船より火をかけた候も心得、上陸之者とも一同船々へ集、市中はヲロシヤ亂入と心得、山野に立退可申と男女道路に呻吟、海陸とも一時に騒立、人音大濤之動揺するか如し、稻佐郷按するに、此書中載する地名、みな長崎近傍にして、松浦郡に屬す、よて悉小通詞、町年寄等を出されは、逐々注せす、にては婦人之乗船被召捕、北瀬崎にては漁師被召捕、深堀にては佐賀之足輕被召捕、食物等も不殘奪れ、梅が崎邊水門など打碎き候由、種々雜説混亂致し、人々胡亂不堪候に付、總町乙名頭取石本幸四郎、高石行太夫、嚴敷市中取鎮方申付、湊内船々取鎮方は、波戸場役兩人、湊内船往來停止申付、一夜五時比、異船バツテイラに乘し、湊内數艘乘廻し候段注進、右に付兩家按するに、松平肥前守、松平官兵衛をさす、聞役の申渡し、何れも小船之儀、是非共召捕候様致す、へく、且御番所之者をも如何之心得にて、右船數艘御番所前相通し候哉、不埒之事に候、右船早々召捕候様直達、

但し、本文御番所相通し候、如何之心得と相尋候に付、佐賀按するに、肥前國主松平肥前守城地なり、聞役傳之允より、左之趣書面差出、
此節之儀に而、御番人怠り候儀は無之候得共、夜中之儀異船とも不奉存、見損し相通し候段、不調法之至恐入奉存候段、書付差出、追而御調之上、此箇條にて鍋島家塾居被仰付之、
異人湊内バツテイラに乘し、凡三十人程乗組乘廻し候段、所々より注進如矢、海陸騒動致し候に付、佐賀藏屋敷役人、吉仲勇藏を以バツテイラ船召捕候様、早使を以申達、
一右同斷に付、稻佐郷見廻田島兔毛、
一右同斷に付、遠見番長屋下波戸場見廻渡邊平藏、
一右同斷に付、出島見廻り宇喜多權藏、
一右同斷に付、頭取石本幸四郎、於對面所町々取鎮方再度申渡、
一右時刻、異人とも紅毛館に押寄水門打碎き、館内及亂妨候に付、かびたん始蘭人不殘立退、大通詞中山作三郎致警固、御陣屋に罷越候に付、徳右衛門門前に而作三郎の致差圖、表用部屋に入置、

一異人大波戸の上陸致し、唯今御門前の押寄候段注進在之、爲召捕即刻徳右衛門罷出、

但し、本文注進勝手之方表之方一時に注進之、玄關當番田中直助も居合不申、醫師梅榮呼立候に付、爲注進對面所より徳右衛門はかけ込、奉行は小具足を堅め、同對面所迄かけ出され候に付、異人已門前の押寄候、不苦候は、召捕可申と申候へは、佩盾をたき、高名せよ高名せよと被申候に付、玄關より白洲通、素足に而小屋に引取、陣笠着用、平八鎗を持來れ、伴藏火之元等心附留守可致と申捨罷出候處、伴藏鎗を持參候に付、其方は何故參り候哉と叱候處、留守は老人に而宜、私儀は御供可仕、快く人をも可切捨は此節也、是非とも御供可仕と申切、退き不申、年行司林八右衛門者、異人短筒に而向ひ候へは、素肌之御勝負無心元、其上兩組一人御供爲仕候者無之、暫く御見合可然と袂にすかり跡に引候故、其方は參に不及、中々急變供にも不及と門を爲開、外へ出候と直に門を締、未だ鎗をも不出故、又々門を明させ候へは、八右衛門、健藏兩人とも致出門候處、石本幸

四郎、伴與一兵衛、伴長十郎と名乗、御供可仕と申に付、案内致し候様申候内、向より數多之人音、真先に者狸々緋之覆をかけたる、先箱をみるか如き物を差上げたるやうに、赤き物を一對爲持、一さんに駈來る、已に異人と見請鎗を取て待處に、大通詞中山作三郎大音に而、異人亂入に付、紅毛人御救ひ被下候様にと申故、先落附門を打明、表用部屋へ及差圖、直に大波戸に相渡候處、藥師寺久左衛門出迎、此所へは上陸不致、大黒町邊に罷越候段申に付、直に其所に參候處、爰へも上陸不致、北瀬崎に參候由、直に其所にかけ附候處、船は稻佐郷之方に疾く去候由申に付、從跡追拔本船に罷越利害爲申聞、紅毛取戻一同安心可致と、出船致穿鑿候處、此所は湊之末にて、釣船同前之小船のみ柁子も無之、其上通詞無之候得は、通達可致様も無之、旁御出船叶ひ申聞敷と申聞候故、誠に手持不沙汰、乍無念其儘引取、大波戸に立寄石火矢見分、即刻引取申候、尤此時所所固め場、石火矢配り付致見分吳候様に、一同申聞候得共、御陣屋中無人手薄に相成居候故、直

に引取申候、道にて吉仲勇藏を見かけ候に付、何方へ參候哉と相尋候處、驚く體にて咳拂ひのみ致し答不申、跡にて承り候得は、肥前藏屋敷番頭米倉權兵衛方早使被申付候由、此節醫師足立梅榮、於玄關大音をあげ罵り候は、此梅榮乍醫師晝夜相詰、奏者役をも勤候也、玄關を始詰役所に人なきは、いづれも臆病といふ病か附、腰か抜たと見え候、梅榮か藥を與へ可申と號ひ候由、徳右衛門事は、致門外候跡に而、不承候得共、給人之内兩人大に恥しめ面折せられ候よし、

一かびたん始紅毛へ御逢、何れも心配察し入候、擒に相成候兩人とも押付取戻可申候間、心易く可存と直達、

一山田吉右衛門御番所より罷歸、御番所無人石火矢等配當も出來不申候旨申聞、又々申合即刻被差出、

但し、花井常藏は御番所に罷在、吉右衛門計罷歸、御内慮相伺候事、

一夜四ツ半時比、御奉行大波戸、五島町邊固場所爲見廻出馬、自身御黒印守護、

一聖堂預向井元仲相詰る、

一諸家開役一同呼出し、異人とも致上陸候段、追々注進有之候間、銘々藏屋敷心附、致上陸候は、早速召捕陣屋に可差出、拒み手向等致し候は、切捨不苦候段直達、長崎秘記、

文化五年八月十八日、長崎出或書狀

一八月十五日夜中、端船一艘に異國人四十人計つ取乗り、三艘にて手分けいたし、稻佐山の方一艘に而巡見、浦邊濱邊を漕廻り、紅毛船并紅毛人を尋さかし候姿に相見え候に付、右を紅毛人月夜にて能々見取り、其身共を召捕候に無疑と致決定、西御役所に駈込申候由、

一右紅毛人御役所の駈込候儀、異國人最早上陸致し候と見違、是又騒動、可笑事に御座候、

同年九月廿一日、阿蘭陀通詞名村多吉郎書狀

八月十五日之夜、異國船より端船三艘、一艘に五十人つ、乗組、石火矢鐵炮其外武器等相備へ、湊内の漕入所々漕廻り候上、本船の漕戻し、翌十六日又々端船一艘、湊内大多尾と申邊の漕入候に付、右捕へ候ため小船にて漕出候處、追かけ候様子見受、沖手

之方引戻し候、其後之模様は別紙に御覽に入候、以上、視聽草、

文化五年八月十七日、唐津開役小林大登書狀

八月十五日夜、異人端船三艘に而、湊内所々乗廻し、萬屋町之方に乗廻し、劔柄拔候様風説有之、固め人數被參候得は、又々漕漕出し稻佐の揚り候處、大勢出候へは又々漕出し、出島水門之方へ參り、夫より引取申候、かびたん初紅毛人とも、不殘出島を逃出し、西御役所へ、御朱印被取候而は相成間敷に付、持參いたし候段申候由、夫故先西御役所に留有之候而、波戸場其兩組之者、石火矢に而固め有之、右異國人御役所へ出可申候は、決而揚申間敷由被仰付、尤先方より手向無之候は、此方より手向申間敷、穩に取計候様被仰渡有之候、其夜中は何事も無之、異國人も引起居申候、

同月十八日長崎町人書狀

八月十五日夜に入、異船はし船三艘、多人數乗船いたし、出島鼻より大波戸前堺迄、船しけき中を乗廻り、五島濱付より大黒町北御米藏下に漕寄せ、夫より稻佐之處に漕付、三艘とも一同に相成、又稻佐之

濱付前を乗通り、元船漕歸り申候由、又々注進有之候に付、騒動に及び、御役所より檢使并地方圍屋の御差出し、濱之御固め有之、總町辻番所乙名方之勤番に御座候町方火消之者、揚り場の相詰候、稻佐には役方より追々渡海有之候得共、最早元船の引取候跡也、夫より舟藏之所、御米藏、大波戸、出島水門、梅ヶ崎等石火矢備有之、火矢方より相詰、此夜明方之事也、市中も過半は夜明し致候、藏屋敷方より早飛脚櫓之齒を引こし、

一出島カピタン、此節大恐にて、十五日同暮沖之左右聞えしより、總紅毛人出島を明け退き、兩御役所の駈込、出島は空地に相成候由、長崎會所より出島に相詰候、

一當年兩番所佐賀順年也、ヲロシヤ御手當に而、番手之外着之衆之内、米倉權兵衛殿自注、軍學算者也、石火矢方多人數、深堀詰所の勤番有之候處、御奉行所より引拂被仰出、不殘防所引拂相成申候、筑前大組頭吉田七郎大夫殿自注、軍大將也、右船手詰候處、同様引拂歸國被致候、右に付當地備方兩所とも、少々無人相成申候、

同月廿七日、松平官兵衛按するに、肥前國主、使者口上覺於長崎松平圖書頭様より、去十五日夜彼地詰遣し置候官兵衛家來之者被招呼、同日渡來之異國船乗船之者、端舟に而湊内乗込候風聞有之候、左候得は、御番所前致通船候事故、自然乗込候は、召捕候様有之度候、彼船より阿蘭陀人召捕候儀に付、湊内に乗込候は、一人にても召捕候様相達候段申越候、右之趣、於江府官兵衛に申越候儀に御座候、此段先申上候様、國元家老共より申越候、以上、

八月廿七日

松平官兵衛家來

糺

同月晦日、松平主殿頭按するに、肥前國島原の城主、御届異船へ連行候紅毛人を、方便を以取返し候様申付、檢使之者差遣候得共、未有無も不相分候、併一艘之事に候へ共、先人數等差出候には不及申、萬一跡船等も有之様子に候は、其節沙汰可及旨、且彼異船より端船を以湊内を乗廻候由、若上陸等も致し候は、召捕可差出旨、彼地差置候家來之者に、松平圖書頭申聞候、在所より申越候、此段申上候、以上、

八月晦日

松平主殿頭

文化戊辰長崎異事
録、戊辰長崎陽記

同夜、檢使また異船に赴き僉議するに、かれ野菜薪水を賜らば、蘭人を返すへしといふ、よて先望の品を與へて、蘭人二人取戻さんとはかる、

文化五年八月十五日

一 兩家開役即時に呼出し、紅毛爲取戻檢使差出し候間、警固船早々差出し候様申渡、別段放火山手當之儀も直尋有之候、

一 波戸場役、檢使船并警固船用意可致と申渡、

一 船并警固人數等相整候に付、阿蘭陀取戻し檢使、保次郎、傳右衛門按するに、はしめ旗合檢使とし罷出候、小通詞末長甚左衛門、

通詞末長甚左衛門、

但し、此甚左衛門、度々本船へも乘附致通辯候功により、代々小通詞之家柄に被仰付、無程大通詞に轉役、

一 此時作三郎、於廊下袴之すそを押へ申聞候は、右御檢使唯今被遣候は、卵を以て石を打譬に等し、暫御見合兩御人數備方有之候上にて、御檢使御座候は、威嚴にも怖れ功成申へし、唯今にては其功も不成上に、却て笑を招き申へし、能々御思慮御座候様にと申聞、

一 右之段、奉行の申聞候處大に立腹、檢使出方遅滞、且又通詞共非常人數之指揮計策可預事にあらす、取合申聞敷と被怒候事、

一 石橋助左衛門、取戻方手段、異船沈方等、存寄申聞候事、

一 右同斷中山作三郎申聞、尤兩人於別間申聞、

一 かびたん、へごる、於用部屋種々仕方咄之様子、落涙致し候に付爲承候處、入津之エンダレス船、誠傍若無人之有様、於本國は夫々兵器備方も有之事なれば、右船喰留置、其上は如何にも水中より沈方も有之、打碎方も有之候得共、他國之客殘念之事なりと、頻りに落涙仕候よし申聞候に付、右本國喰留方相承り候處、一々法律に叶ひ候事、右に付宿老共の申付、鐵鎖打立させ、紅毛差圖之平鎖、厚薄大小手本鎖又左衛門持參一見、出精打立候様申渡、尤此度用ひ不申候とも、後日之用意追々出來申候、奉行書院之脇無人所に被相招、膝をすり寄せ被申聞候は、唯今通詞共申聞候事とも不心附にはあらねとも、夫れ是尤也と取用ひ候而は、此節之申付一向行届申間敷、兩人も石火矢に向ひ、出役太儀には可存候得

共無是非事、平生猪武者と呼はるゝ者も、此節は臆し可申、況や不猪者をや、依之其方へも怒を移し相屬候事也、心に留申聞敷、且又此節之良計も有之哉、無隔意申聞候様に、有之故、私儀は按するに、私記者の詞なり、奉行手附にや、評ならず、未だ異船をも見不申、使者之應對、地役人懸合當惑而已、一寸之計策無之旨相答候へは、兎角出精頼入との事也、

一 御船太平丸、静海丸大波戸へ相廻候様、佐藤幸之進より小比賀慎八の申渡、松本左七も差添、船頭とも差引御船おろしいたし、翌十六日四ツ時比、船節た檢使出るにより、其設なるへし、いたし相廻る、按するに、此二艘の船支度は、十六日ま

但し、武器長柄十筋、御弓五張、鐵砲五挺、

一 檢使之者より申越候は、異船之者とも水薪等乞候よし、右之品々被下候は、召捕候紅毛相返し可申段申越、

一 御代官高木作右衛門手代小比賀慎八の申付、稻佐郷より水船早々爲相廻候、

一 波戸場役の野菜、薪、蕪根、米等用意申付る、右品品相揃候段申出候に付、檢使船に乘付請差圖、本船に相渡候様申付る、

一御船頭土師喜八再勤水主共帶刀願書、用部屋迄小比賀慎八差出す、此節は非常之儀にも有之、支配に而取計ひ候様申渡す、

一沖御番所、并紅毛筆者兩人取戻之儀無心元、木部幸八郎諸事被申合相越、

但、此節も波戸場役へ申付、警固船申付差出候事、

一五箇所宿老一同罷出、私共儀、御由緒も有之、先年南蠻船燒打之節、舟仕切宿老一手に被仰付候御例も有之候得共、按するに、慶長十四年南蠻船燒討の事あり、其刻の事なるへし、當時右體之儀者、力及び申間敷候得共、手附人足等五箇所會所を爲相詰置候間、何時成とも御用被仰付被下候様にと申出る、

一大坂堺宿老罷出申聞候者、廻船二三百石より千石積之船、凡二十艘も可有之間、御用立申度段申出る、

一かびたん申出候由中山作三郎申聞候、筆者紅毛取戻之爲にも候間、コンパンヤの舟印を以、望之品相送り申度段申出、其通開濟、

但し、右コンパンヤの印は、何事も違約無之印也、

一田口惣兵衛罷歸り沖之様子申聞、又々可罷出哉と申聞候に付留置、

一、夜八ツ時頃、末長甚左衛門罷出、沖之様子於書院直尋、

但し、エンゲルス舟之様子、賊船に而者無之、軍船之由、乗組三百五十人、故有て入津之様子未審、

長崎秘記

文化五年八月廿日、長崎出某書狀

先便申上候異國船一件、十六日巳の上刻異船より申出候旨にて、戸町御番所まで出張罷在候檢使之者より、御奉行所へ届候趣、左之通に御座候由、我々事、此節廣東心差致渡海候處、於洋中食物遣ひ切候間、其品々を得候爲、此地に罷越候得共、其事と可申通手寄無之候に付、謀計を以紅毛國旗印を立、紅毛人兩人を召捕置候、依之食牛四疋、野牛十二疋、野菜等被差送候は、紅毛人被引替相渡可申候、若其儀許容於無之は、所存も可有之由、但所存も有之と申儀、内實は湊内に有之候唐船、日本船を始市中までも、火術を以燒打可致よし申出候得とも、此儀は穩密にて不申觸様との御趣意之段、通

詞内談に御座候、

御奉行所よりの御返答

願之趣得其意候、尤可相願筋有之候は、宜敷禮儀を以可願出事に候處、外異之人とは乍申、其辨も無之段は不届之至に候、御國法無案内之儀に付而は、其罪を差免し、願之通開濟品々爲取之候間、早々紅毛人可差返候との御返答之由、

文化五年八月十六日或書上

異船之始末、追々御奉行所へ注進も有之、逃來候檢使其外地役人共も、御奉行所へ罷歸、其由申出候處、御奉行にも殊之外憤りに而、天下の御預り人被奪取、其儘に罷歸り候儀、言語同斷之不埒に付、急度御所存も有之候得とも、先此涯之儀に付暫く差延置候間、即刻罷越是非々々取返し來可申、左も無之候は、再ひ面會不相叶段、被仰渡候所に而漸く本心に元付、孰れも一命差はめ、又々以前之人數異國船に差越候得共、何分備嚴重に而寄せ付不申候間、元のごとく戸町御番所へ罷越、自注、戸町御番所より異國船繋り居候處、近邊迄罷越、被奪取候紅毛人を以て、是非に差返し

候様可申入との手段に御座候由、御奉行所へ届來候旨取沙汰に御座候處、唯今自注、十六日辰の刻、何之使も無御座、昨夜も明月にて御座候得共、夜分之儀に而、沖之様子陸手よりは一向相分り不申候、

同月十八日或書上、

十五日爲旗合、檢使通詞差添、阿蘭陀人二人出張候處、阿蘭陀人乗船に、異國人差越奪取り候に付而は、劔など拔おとし候由、夫故通詞は海中に飛入り、檢使は脇舟に乘移り候と申事に而、數々之評判に而候、檢使罷歸り、右之趣御奉行へ申出候得は、殊之外立腹に而、則差越候而、奪取候阿蘭陀人連歸り候様稠敷被申聞、又々差越候由、戊辰崎陽記、視聽草、翌十六日早天に、阿蘭陀甲必丹異船の旗を見て、諸厄利亞軍船に紛れなしといふ、奉行兼て達せし肥前國佐賀の人数燒討の備調はさるにより、其他備の事等夫々指圖あり、此日異船の始末、其あらましを江戸に言上す、

文化五年八月十六日

一今朝異國船に旗建候に付、カピタンに見極申付、遠眼鏡相渡候處、エンゲルス船に相違無之段申聞、

但し、近習長屋海邊に而見渡し宜由に付、通詞作三郎、徳右衛門差添相越候處、カピタン一見大に驚き、今朝建替候旗者、敵國エシダレスニ番之軍船フレガットと申船に而、賊船等には無之候、筆を取自ら船印之繪圖を書候て差示し、船大さ長さ三十六間、船艫羽翼を伸玉眼彩色怖しき鳥之形を付、五十挺之石火矢上の方より、夜中楯を引候處、一夜之内白塗之塀をかけ候様相見、筒毎火蓋を取、黒き裝束陣笠着たるもの一人つゝ、火繩を振り、今にも可打出様子いかにも嚴重、稻佐嶽の裾高鋒前に小城を構えたるやうに見え、一の橋一二三と櫓を揚げ、一の櫓は八疊敷有之、是も同じく楯を引、石火矢四方八挺かけ、筒先自在をなし候よし、船も自在をなし候、石火矢四五挺掛り居候由、二三高き櫓に而四方遠見、并山形、地圖、臺場之仕懸計策をも見積、諸軍を戒候よし、昨夜湊内バツテイヤ乗廻し候節、玉打いたし湊の淺深を計り、本船へ引取候よし、主將年十九歳の由、晝夜椅子に寄不動事山のことくと、三百五十人の軍卒は皆選人に而、如狼虎兵也と、軍器品

品有之、石火矢玉杯も屯を打破に者打釘之よし、火を付るには銅はりの玉のよし、是等の次第は取戻し候紅毛か話也、かびたん認め候旗印繪圖は、珍敷もの故徳右衛門所持也、一波戸場役白木儀十郎、夜中遣し候水、野菜、本船に積渡させ候由届出る、一兩御番所、今以無人手薄不安心之旨、檢使之者より溝口仙兵衛を以申越、一今五ツ時頃、昨日之日附之儘、刻付御用狀差立る、但し、異船入津紅毛兩人召捕候段、始而之注進狀也、熊谷與十郎呈書に而相認、奉行一同取調讀合候處、入津紅毛召捕候一條のみ認め候故、紅毛取戻し湊内亂入之子細相尋、様子により焼打可致と認直し差出、一曲淵甲斐守按するに、長崎奉行、旅中迄、刻付町使差立る、一右案文兩家に貸し遣す、一兩番所手薄之趣に而、追々檢使も遣し候得共無心元、人見藤左衛門、荒堀五兵衛差遣す、尤取計ひ方之儀者直談有之候、五兵衛儀、引下げ勤にも有之に付、鎗爲持申度段申出候に付、貸鎗相渡、

但し、此時之檢使中村繼次郎へ被申候處答不宜、當人檢使等可相勸覺悟に無之、着服手薄之由に而、徳右衛門着類用立申候、彼是迷惑之様子を見請、藤左衛門へ被申付、兩人深く罷越、追而江戸表御調上、藤左衛門、五兵衛は御褒美有之、繼次郎は百日押込被仰付候、一高木作右衛門出張に付、佐賀へ人數差出候様申達す、一御代官手代呼出し、稻佐郷より引取、早々野母支配所被固候様、人數佐賀へ申達置候間、同人よりも催促有之様申渡、一無程同人引取、役所に罷出直談有之、即刻野母に出張、一近習共之内、表座敷樓上見張申付置、異船出帆其外物見船申付、容子有之候は、早々爲知候様申付る、一人見藤左衛門其外より今朝申越候通、御番所未手薄人數配り付等、段々及催促候處、諫早豊前人數無程參着と答候計にて、いつ頃參着と申挨拶も無之、通詞より異船の遣し候横文字使も段々延引、漸

唯今出船仕候に付、此段御注進申上候旨、溝口仙兵衛を以申來る、一佐賀聞役呼出し度と申達候、焼打手段如何相調候哉、右燒沈方承り度段懸合候處、私儀者不相辨、其段深堀役人役々之者共々申達、即刻書付取之可差上旨相答、一向井元仲相詰る、一後藤惣太郎晝夜とも相詰る、一朱座之者とも罷出、御用等も御座候は、被仰付被下置候様にと申聞、一紅毛船軍懸り、船燒打、水中之働等籌策品々、大通事作三郎申聞候妙計之趣意をも、關傳之丞に申談候處、手廣之場所如何可有之哉、何れ其段深堀役人共々可申達旨相答、但し、沈方籌策奇計爰不載、一右同人に、野母出張固め人數再催促、一蘭人申聞候船沈方、兩家に而はとも擄取申聞敷と、石本幸四郎、田口惣兵衛へ申談候處、不容易儀急度御請は不相成候得共、早速其段申談、無程御答可申上と申聞、

一右之趣、宿老森又左衛門の申談候處、出精可仕旨相答、

一石本幸四郎、田口惣兵衛繪圖持參、大名持場々々之朱引、人數、かけ引之模様、奉行一手之寄付方、空船は此方より用意、沈方一條は佐賀持場といひ、年番旁佐賀の被仰付可然儀と一同評決仕、即刻品々人數分等用意仕候段申聞、

一右船沈方申渡候一條に付、傳之允罷出被仰付之趣、即刻深堀役人共の申達候處奉畏候段、夫に付空船不足可仕間、深堀に廻着有之候船とも被召上、拜借被仰付候は、手都合宜、早そく間に合可申候に付、非常之儀御用之旨船々の申達、直に相用ひ可申、尤先刻空船御用に相成候段、盜賊方改方へ相達置候間、最早船々も可致承知候、其有無に不拘取上相用ひ、出精有之候様申渡、

一地下宿老林伊三太、佐賀屋鋪番頭米倉權兵衛入魂に付、彼是手延無之様、爲相勵可申と、役人口上相兼、見届催促旁即刻相越、

一薩州、細川、有馬三家軍役相揃、願書持參申聞候者、先年より相願置候當所用達之者帶刀之儀、此節

柄藏屋敷手薄にも有之、旁以御免被仰付被下候様にと申聞候に付、其儀に候は、追而可相願と願書即座に差戻、

但し、此節薩州聞役上野善兵衛申聞候者、當節町乙名其外一統、帶刀御免有之候處、三家用達共之儀者、主家より扶持方差遣し、國許往來之旅行等は、苗字帶刀差免候儀、往來之事に而謂れ無き願筋にも無之、殊に當節國許より未人數も參着無之、藏屋敷手薄にも有之、旁相願候儀を願書即座に御差戻は、如何之譯に候哉と申聞候に付、答候は、先年より御願に候得共、難聞濟譯に而、于今御免も無之候、扶持方御惠み、旅行帶刀等之儀は、御手切之事奉行所承知之上は、答被申候筋にも有之、何れ此節取込中、追而御願ひ有之様にと申捨引取、

一林伊三太、米倉權兵衛被申談之、得と示し合候由、右場所張切之一條も申談し、大綱送り方は直に深堀へ遣し候段申聞、

一右に付、堺宿老高木藤一郎呼出し、大坂堺廻船碇綱早々取集め、林伊三太へ相渡候様申達、

一藤左衛門より手勢差越、中村繼次郎取扱自書に而返事遣、

一本部幸八郎御番所より罷歸り様子言上、又々相越、無程山田吉左衛門、花井常藏も罷歸り直話有之、吉左衛門は止り、常藏は差遣、長崎秘記、

文化五年八月十六日松平圖書頭御届十五日辰刻比白帆船相見の候段、深堀詰松平肥前守家來注進いたし、并野母御番所遠見番之者共より、阿蘭陀船之段、追々注進申出候付、檢使之者差出、爲旗合在留紅毛人二人召連、神崎邊において右船の近寄候處、右船よりも紅白青之旗差出、疑敷も無之阿蘭陀人之旗印に付、猶近寄通辯仕候處、紅毛船にて咬啣吧仕出しに候段、紅毛言を以申聞候間、乗移り可申處、右船より小船を下し十四五人下立、紅毛人乗船の近寄、遂對談候趣相見候處、右十四五人之者共劔拔連、水主も驚、右爲旗合罷出候紅毛人二人を召捕本船の連行、理不盡之様子相見候得共、荒立候而は直に歸帆可仕候も難計候に付、其儘檢使之者罷歸、右之趣申聞候、先穩に取計、若ヲロシヤ船に御座候得は、湊内自注、此間缺、若は引入、蝦云二字にてあるましくや、

夷地亂妨をも相糺候積に付、又々檢使之者差出、本船の乗移、召捕候紅毛人二人取戻候様申付差出し候、若紅毛人差戻し不申、其儘歸帆仕候様子に御座候は、右船打碎候様、松平肥前守、松平官兵衛の申達候、右は當御番所、其外嚴重に相備候様申渡候事、

松平圖書頭

八月 一夜六ツ時過、小船二三艘人數二三十人程乗組、湊内へ乗入候段注進申出候付、早々召捕候様、兩御番所へ檢使を以て及差圖、猶又當所詰聞役之者にも其旨申渡候處、夜中之儀故睨と不相分、右小舟乗歸手合不仕候事、

自注此書は、十六日差出しの書状なるへし、○按するに、十五日の日附にて、十六日差立の注進なり、○戊辰崎陽記、十文化五年八月十六日或書上、自注此書は或家の長崎詰一陸手之備向は、西御役所、自注、御奉行交代屋敷也、前々は市中火消共相詰、唐紅毛通詞乙名帶刀御免に而、孰れも請

持之場所に而相固め、波戸場には土俵竹束を數百如山積立、町年寄とも三十人つゝ、之人數を引連相備、市中海岸には乙名共相備、稻佐之御代官所一手に而被相固、陸手は随分嚴重に相見え候得共、沖手異國船之近邊には、船一艘之備も無之、御番所より沖には、備舟漁船共相見え不申候、此儀御奉行も至而念遣ひに而、兎角申内出帆致候而はと、兩御番所は催促有之候得共、少人數に而何分出張難相調由に御座候、

但、此少人數と申は、阿蘭陀船今以來朝無之、最早時節後れに相成候に付、野母遠見番所并地役人、出迎之向々等、無益之失費に付引拂被申候故、兩御番所御備人數も、先月限引拂候様被仰渡候故、誠に漸く武士十人計、足輕廿人餘、雜人共都合百人に不足之人數に而、船も七艘計外有合不申由に而、兎角佐賀表より人數張出し不申候而は、相調かたき由に御座候、

一異國船は至而大船に而、一體之形容紅毛船とは違、軍船と相見え申候、石火矢二段に構、百挺計とも亦八十挺とも、五十挺とも取沙汰御座候得共、誰

有て近寄、耽と見定候もの無御座、取々之風聞に御座候、積荷物は格別に無之様子に御座候、右之趣は、私儀自身見及び候儀而已にも無御座、口より承傳候儀荒々書取、各様迄申上候に付、自然少々間違之儀も可有之、其段は御斷申上置候、右は今十六日辰之中刻迄之様子御座候、猶此末時々之模様可奉訴候、以上、

八月十六日辰下刻
同月十八日長崎出或書狀

一八月十六日、猶又嚴重に御手當有之、大波戸之方石火矢之外、炮術藥師寺久左衛門請持、稻佐山之方兩所を、一手藥師寺又三郎、一手者御代官之御舍弟に被仰渡、沖之兩御番所は者、石火矢數十挺被相備候、以上、視聽草、

通航一覽卷之二百五十七終

通航一覽卷之二百五十八

諸厄利亞國部七

○狼藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年八月十六日、異人願ひの品を與へしに、頗て蘭人一人を返し、昨日捕はれし筆者、是に託してまたホッセマンなり薪水を請ひ、許容あらは今一人を同く捕はれし返しと申し、奉行先蘭人を返さば、薪水を與へんとあるに、かれこれを返す、薪水を蘭人引かへせし、されども、旨しするもの多し、異さず、されども、異人願ひの始末不敬なるにより、奉行た、ちに燒討の備をなし、しは、肥前筑前の人數を促せとも遅遅し、蘭人の願ひもあるに、遂に薪水を與ふ、異人全蘭人に意趣ありての所爲にして、日本に敵するにあらず、速に出帆して以後船をよすまじきよし、蘭人によりて演述す、異人御國法を辨る始末、證書を、自注、此書は或家之長、此自注下二條に渡る、文化五戊辰年八月十六日或書上、自注、此書は或家之長、此自注下二條に渡る、異船より望之品々早速取調、異國船へ被差送候處、直に紅毛人差返し、猶申越候趣者、品々御差送之段

忝禮謝申越、猶又不足之品も有之候間、左之通品々被差送候は、今一人捕置候紅毛人も、無事に差返し可申由、

薪、水、葉煙草、梨子、唐芋、

右、者差返し候紅毛人の申含遣し申候に付、於御奉行所一體之様子御尋有之候處、申口左之通に御座候由、
私共事、被召捕本船に引上、數十人取巻鐵炮劔を抜突付候て、相尋候者、當夏咬嚼吧より出帆之紅毛船二艘、此地に致渡來候、右者何方に船繋置候哉、直に有體を可申明候、萬一申偽於隱置者、直に刺殺可申由、紅毛語を以責問申候に付、素より入津も無之儀に付、其旨相答申候處、早速端船三艘にて、一艘に五十人宛乗組、劔鐵炮を攜へ、濠内所々を見改め候體御座候、程なく歸來、彌紅毛船繋き居不申段見届申たる様子にて、夫より以前之取扱とは引替り、料理等差出し丁寧に饗應申候、其後者害心之體相見え不申候、爰に不審成儀は、右端船罷歸り申候節、日本之衣服大小紙入等を持歸り、頭人の差出申候、但、是は深堀より佐賀御屋敷に飛船被差立候節、

小船にて遠方之濱邊を漕來り候を、端船より湊見改に出候折柄にて、剝取候由之取沙汰にて御座候。

船は至て嚴重にて三段に拵、何れも武方之者共計と相見、皆々劔鐵炮を攜居申候、石火矢者勿論、大筒小筒數百挺備立有之、乗組人數三百人餘と相嘯候得とも、私見請候者三百五十六人計と相考申候、頭人者歳十九歳之由にて御座候、乗組之内阿蘭陀人兩三人、魯西亞人と覺敷もの四五人、諸國之集り者四五人つゝ、其餘は頭人を始め、皆エゲレス人と見請申候、積荷物等少く兵糧武器而已にて、全く軍船之體に御座候、右者海賊共にも有之間敷哉に見請申候。

右糺方相濟、直に歸り來候紅毛人を以、異國船の御返答有之候者、願之趣者聞届候、併紅毛人と諸品引替之儀者決て不相成候、紅毛人を差返し候は、隨分願之品々可爲取之、若及遲滞候は、無是非も御國法相立候様、御所存も無之候ては難相成、左候ては不穩候間、何分にも早々可相返との御返答被仰越候由、然る處御尤之御趣意に聞請候哉、亥下刻

頃兩人之紅毛人無事に差返し來申候、右往答中密に燒討之用意有之、縱令紅毛人一人者歸り來不申候とも、日本之御武威には難被替よしにて、佐賀大村にも、再往再三人數組御催促有之候得共、何分遠方之儀、早速之出張難調由にて、御奉行には甚以無念に被存候由、併右出勢無之とて、其儘可被差置様無之由にて、先兎角市中騒ぎ立不申様精々被申觸、自身少人數にて手附之場所々被見廻、其以後者御奉行始家中并年寄、其外地役人迄も備向の罷出候者共、何れも甲冑にて御奉行所相詰罷在、自然明日中佐賀御出勢無之候は、御奉行所手勢、并地役人とも引率にて、被押寄候支度相揃ひ、すてに御奉行乗り船も、波戸塲に相廻させ有之候。

一諸家様御付人も、十五日波戸塲に相詰居、御用事候は、承度旨相届候得共、纔一艘之儀に付、諸家様より御人數組被差出候にも及ひ不申、跡船も相見候は、其節は可被及御沙汰、先つ夫迄差控可然由に御座候、尤唐津様には御人數組被差出候御用意有之度旨、可申越由被申達候、同日同斷

一八月十五日、奪取候阿蘭陀人兩人差返候様、追々檢使被差出、通詞を以被仰聞候得共、容易不差返船中食物等、カピタンより相渡候は、引替可差返なと申事にて、甚自儘之申分等も有之趣に御座候處、カピタンより牛二疋ぶたなど差送り、其外御役所御下知にて、米水等被下候處、十六日夕方迄兩度に一人つゝ、差返し、無事に相濟候。

一十六日夜者、北風烈敷御座候に付、燒討十分之御都合と申事にて、俄に其御手當にて御乗船之小早船も、大波戸に打廻り幕張相調、御手廻り之人數は勿論、市中御供之人數も追々打揃候様相聞候得共、聞役中には何たる御沙汰も無御座候處、夜半過に相成候て右取沙汰も相止、少し穩に相成無事に相濟候に付、十七日早天開合候處、右燒討之儀に付て者、御奉行御一手にて相調候儀にては曾て無御座候に付、佐賀衆に俄に燒討之儀被相達候處、詰合之役々御役所を罷出、御番所詰人數有合少、佐賀表より人數組差出候筈にて御座候得共、今夜只今迄一人も到着不致候得者、番手人數にて萬一仕損等御座候ても、面目にも相懸り候儀故、佐賀表より總人

數出張候迄、燒討御見合被下候様、無餘儀願出有之候故、御延引に相成候事にて御座候。

一右異國船の儀は、佐賀より追々數多之番船被附置、檢使并役々通詞等迄も出張居候處、十七日朝異國人頭役之者、檢使乗船の差越、阿蘭陀人二人奪取候次第者、阿蘭陀國者久敷敵國にて御座候に付、此節日本に通商之船を相拒度譯有之、咬囉吧表に差越候處、疾致出帆候由に付跡を追ひ候處、一切洋中に不尙當、最早長崎に致入津候儀に候哉と存、日本に乘渡り、阿蘭陀人二人相捕致吟味候處、當年者未入津不致旨申聞候得共、洋中にて船を不見懸候得者、定而湊内に入居候を相隠し候哉と相心得、橋船を以湊内を見廻り候儀に御座候、右に付ては、御當所之御法度を不奉存候て、橋船湊内に入候儀は誤入候、阿蘭陀人も差返し、船中食物等も御渡被下候に付出帆仕度、以後者日本に乘渡り申聞敷旨、横文字差出候由、按ずるに、以下出帆の事に及へば、右次第に付、燒討も御差止に相成、歸帆被仰渡候得共、實者歸帆申渡之檢使不差越内、異國船者湊口より帆を揚げ致出帆候、誠に小船之出入よりも容易、驚入

候出帆にて御座候、同日同斷

一佐賀御番手人数にて焼討不相調候に付、佐賀表より人数組到着迄、御延引被願出候者、兼而之御手當向にも不似合、當時ヲロシヤ一件も有之候處、御番所少人数と被申出候儀、如何之儀に候哉、當年者最早紅毛船も入津有之間敷と、内々にて人数等も過半引取有之事には有之間敷哉、筑前などもヲロシヤ一件に付、小早關船荷方迄も多艘參居候處、阿蘭陀入津も無之と申所にて、引取にも相成候跡之よし、殊更右異國人、橋船三艘程湊内に乗入、大黒町下又者稻佐にも乗込候處、往來共御番所より繰留之船も不差出者、何と申事哉と色々致評判候、一長崎中者、右之混雜にて、只今にも異國人致上陸候儀と申觸候に付、旅人者我先と逃行、田舎よりの奉公人も追々逃歸り、此一兩日者市中肴類も賣行き不申、能賣捌候者、蠟燭并草鞋にて御座候、以上、視聽草、

文化五年八月十六日
一檢使上川傳右衛門、

按ずるに、奉行手附なり、下人名みな奉行手附、其外家人、諸家間役等を出

ざれば、悉按注を加へず、筆者紅毛人召連、夕七ツ時頃罷歸、カピタンへ書翰一通差越、牛、野牛、野菜、水等相望、尤其品今晚中不差越候は、湊内唐船日本船とも一時に焼拂可申段、通詞作三郎申聞、其段奉行の申聞候と、通詞一同カピタン筆者召連、於對面所直問有之候、傳之進、名村多吉郎通辯、

一右書中、甚怠慢蔑如之文面、不埒之事に付、望之品品遣し申聞敷と被申聞、
但、奉行心中、即刻出陣、從此方打碎可申之存念、一奉行引込候跡にて、カピタン申出候者、すてにコンパニヤの印を以て契約候上は、いか成儀有之候とも、違約不致答之印ゆる、望之品々は是非とも遣し吳候様申に付、品々用意高橋忠左衛門、中村繼次郎取扱、夜中品々本船に積送らせ申候、見届之御届白木茂十郎申聞る、
一關傳之允、花房久七呼出し、於書院被致直達候は、異船よりカピタンに向け、望之品々今晚方迄に不差越候は、湊内焼拂可申と申越、不埒之至に付、早々焼討可致、右に付御番所迄出張可致間、其用意可有之、尤人数未參着も無之様子に付、藏屋敷并水

浦按ずるに、肥前國松浦郡に屬す、下地名また長崎近傍に同郡なり 屋敷有合之人数召

連可罷出、人数早々門前を爲相詰候様直達之處、燒討手段、未深堀より不申越間、暫く御猶豫被下候様直答、廣間に引取同様申聞候間、夫は如何之事に而奉行有合人数と被申渡候間、其通御心得可然と申達候處、兩人のみにて再應申上候者、恐入候次第にも有之、歸宅之上重役之者よりも御猶豫被下候様可申上と申退出、

一唐方年番通事呼出し、唐船不殘梅が崎へ引込候様にと申渡、

一手勢行軍行列書被成御渡、徳右衛門請取之、諸物頭へ相圖定置、

一奉行出陣に付、海陸備方、旗、長柄、鐘、太鼓、行列奉行差引、玄關より廣間へかけ明き間もなく並へ立る、

一勝手賄頭取左久へ、兵糧送り方申付る、

一高橋忠左衛門申聞候者、專御出陣之様子御諫言可申と申聞候に付、先自分に而御諫め申候様相答、則同人落涙に而、御留守宅御老母之御心配を引御諫め申候處、委細心得候間、案し申聞敷と被答候様

子同人申聞、

一ホウセマン召連、望之品々相添、御役所附差添七半時差遣す、尤此度者右望之品と紅毛兩人取替に相成候事ゆゑ、格別心を用ひ候様にと沖出方中へ、中村繼次郎、上條徳右衛門連合剪紙遣す、

一小比賀慎八呼出し、稻佐郷へ罷出候高木道之助に御達之儀有之候間、可申遣と申渡候處、夜中相越直達有之、即刻同所へ相越、

一波戸塲并出島俵物役所唐人屋鋪、其外所々見廻り上川傳右衛門、

一先刻關傳之允、花房久七に直達にて出陣可被致、返答無之、重役之者よりも挨拶無く、延引相成候に付、否爲承知徳右衛門手紙遣候處、返事差越、

但、右返書甲斐守に引次、

右之通、兩家不調法にて奉行殘念骨髓に徹し、頻に出陣被差急候に付、從者之面々心外至極、乍去副將大村信濃守未出崎無之上者、陣屋市中可引渡者も無之、是非手勢計にて焼討可被致覺悟に候は、道之助に御内談之様子も相心得居候へ者、爲御名代私罷出度と再度申述候得共、一向返答無之、

一 無程軍役兩人罷出申聞候者、燒討手續未深堀より不申越、右者段々仕組も有之候儀ゆゑ延引仕候段、尤御奉行御出陣を御止申上候譯には無之候へ共、燒討仕組はいまだ調ひ不申、御供人數等もいまた自國許參着不仕、私共儀者全く聞次之役にて、軍役者兼不申など、逃口上ゆゑ、直に筆墨を取寄、面前にて申聞候口上之趣書取、混亂之砌多事にて、齟齬いたし候事も難計被仰聞候趣、書留候段爲申聞、兩人の爲見、其通に御座候段申聞候間、委細可申聞と右書付取置申候、

但、右之一條者、大切之儀にも有之に付、後證にも可致と存、尤らしく致承知、差誤いたしては如何と申演、書付置候而甲斐守の引次申候、
一 右體之次第人數手薄、中々燒討相調申聞敷、愁なる事仕出し、却而湊内被燒拂候ては、此上之無念なれば、檢使之者にも其段可申達と、山田吉左衛門の申付、御番所人見藤左衛門其外にも、望之品々異船の相送り、殘紅毛人も取戻し候は、即刻出帆いたし候とも手出不致、出帆可爲致旨申遣す、
一 ホウセマン召連、花井常藏、菅谷保次郎相越、無

異議相渡候に付請取、即刻保次郎召連罷歸、外相越候而々一同罷歸り、巨細に申上る、

但、異船湊内の亂入之次第、紅毛兩人の相尋候處、異船八ヶ月以前三百五十人乗組、本國を罷出辨柄の船寄候處、阿蘭陀當年番湊の二艘仕出しにて、渡來之由及承候に付、當津迄も罷越妨致し候心組にて乗渡、紅毛兩人謀計を以召捕候儀者、エングレス國は、横文字言語も違ひ候國にて、書翰相認通辯致させ候ため捕候へ共、對當國不敬等致し候儀は決して無之、當年紅毛入津不仕と承り候へは、早速出帆可仕之處、薪水食物等乏しく相成候に付、右品々乞請、紅毛二人差戻し早速出帆、重而當國の船入申聞敷由申聞、
一 筆者紅毛兩人とも取戻し候上者、本國敵國之儀、旁嚴重之取計方可有之、右に付而者、カピタン存念之事も可有之間、得と相尋無遠慮申聞候様、大通詞中山作三郎へ申渡候處、存念之横文字一通差出、和解申付る、
右和解横文字は、異船當國の對し不及狼藉、筆者兩人をも無事に相返し候へ者、速に出帆被仰付

候様仕度、當湊猥りに乗込候段、如何之筋にも候得共、此度は寛仁之御沙汰に預り申度、且又、此節嚴重之御沙汰有之候ては、エングレス、フロシ

ヤ同盟之國候へ共、二國之怨當時に相増、交易不叶も偏に私共差障候故と可存、其上當國をも御恨み可申、向後漂流等之儀も有之候得者、穩便之御計ひ萬全之計と申聞、

關傳之允より、此節渡來之異船端船に乗組湊内乘廻り候由、然る上者、右滯船中、夜中者御用船之外通し申聞敷哉之段伺書差出、其通り申渡、長崎秘記、文化五年八月十六日、エングレス船主より差出候横文字之和解、

昨日旗台として參候阿蘭陀人ホウセマン并シキムル兩人を、本船の無體に連越候譯者、洋中食物及拂底候に付、今日右之食物御願之爲、右様計らひ申候、依之ホウセマン一人先爲致上陸候間、何卒早々本船の食物御差送可被下候、左候は、今一人残り居候シキムルも、食物相届候上差返し、直に出帆可仕歟、若今日中食物類御差送於無之者、明朝に至り、日本船并唐船迄も燒拂ひ可申候、

エングレス船主
右之通、和解仕差上申候、以上、

辰八月十六日 阿蘭陀年番通詞

同日、エングレス船主申口和解、
昨十五日御當地高銚前碇を入候エングレス船主より、筆者阿蘭陀人ホウセマン申上候趣、左に奉申上候、

一 エングレス本國出帆、辨柄國の乗渡り、同所より四十九日經て御當地の着岸仕候、尤本國出帆仕候儀は、八ヶ月程に相成申候、
一本船人數二百五十人乗組居申候、
一 今般御當地の渡來仕候儀は、連々申上候通り、エングレス國之儀者、阿蘭陀國と不和之國ゆゑ、御當地へも慕ひ妨仕候心組に而、乗渡り候儀に御座候、隨而者旗合之節、筆者阿蘭陀人兩人謀計を以召捕候儀者、通辯等之爲に而、全く御當國の奉對、聊不敬等仕候所存に無御座候、然る處、數日之洋中に而薪水之料乏敷相成候に付、不和之國に者御座候得共、難儀之餘り、阿蘭陀カピタンへ申遣吳候様、留置候阿蘭陀人の書翰相認させ差遣申候處、右薪水

食物早速被遣難有奉存候、然る上者、阿蘭陀人兩人差返し、速に御當地出帆、再び御當國へ近寄申間敷候、乍恐御禮申上候、

右者、エゲレス船主申候、筆者阿蘭陀人ホウセマン承候趣申上候、

カピタン ヘンデレキドウフ

右之趣、カピタン横文字を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰八月十六日 大通 詞 小通 詞

一カピタンは何故參不申哉、船頭相尋候に付、當時相病居候付參り不申候、

一本船人數、凡三百五十人程乗組居申候、

右者、筆者紅毛人咄候由、カピタン申出候、

八月十六日

同年九月廿一日、阿蘭陀通詞名村多吉郎書狀載、按るに、九月廿一日は、江戸に届し日次にして、事は八月十六日、十七日の頃なれば、こゝに附す、

エゲレス船之儀に付、カピタン存念之趣申上候横文字和解、

連々奉申上候通、エゲレス國之儀者敵國に御座候處、此節御當地迄も慕ひ妨仕候心組に而罷越候段、

茂 傳之進 加福 喜藏

於カピタン歎ケ敷可存、然者向後之儀をも被思召上、彼船出帆御差留、嚴敷被仰付方も可有御座候に付、私存念之趣申上候様被仰付、誠に御厚儀之次第重疊難有仕合奉存候、隨而右之段私より御願をも可申上儀に御座候得共、今般御當地に罷越候儀者、彌私共を爲妨に慕ひ罷越候哉、敵國之者申聞候儀故、寤之難申上御座候、乍然、薪水之料船主申上候趣、私よりも御願申上候通、品々被下置候故、奉感御恩義、御蔭に而召捕られ候者も差返し、船主も本船より下り立、厚く御禮申上、早々御當地出帆仕、再渡も仕間敷段申之候、然に嚴敷被仰付候節者、格別御手當等被仰付候儀に者可有御座候得共、萬萬一船等損しなからも歸帆仕候様御座候得者、却而諸事之害と相成可申奉存候得者、彼者共申立候通り、早々歸帆被仰付被下度奉願候、

カピタン ヘンデレキドウフ

右之趣、カピタン横文字書付を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰八月

石橋助左衛門 中山作三郎
名村多吉郎 今村金兵衛
横山勝之丞 今村才右衛門以上文化

戊辰長崎異事
録視聽草

文化五年八月十八日長崎出或書狀

一八月十六日御奉行所家老其外役々、紅毛人二人爲取戻、異國船に乘移説得之上、漸紅毛人一人差戻し、薪水、野菜、肉類望候由に而、少々宛被與候處、殘一人之紅毛人差返し申候、按るに、異人望の品を與へあるは異説なり、下同し、關人を返して後望の品をも與へし證は、前に載する或書上に詳なり、
一異國人より横文字にて、二ヶ條之願申出、若二ヶ條御免無之候は、是非一ヶ條者御免被下度、夫も不相叶候は、今晚中長崎を燒討可致旨申出候由、尤右二ヶ條御免難被成儀に付、右御返答態と被及延引、同夜中却而此方より燒討被成候筋に御決し、其役肥前に被仰渡候處、彼方よりの御請に者、未人數到着不仕、只今詰合之人數にて若哉打洩し候て者、申譯も無御座候に付、人數着仕候迄御猶豫被成下候様、佐賀之御附人より申出候由、然共御奉行には至而御せき込候哉、御役所御一手限に而も、燒討

之筋に御決定有之候由、はり紙本文横文字願書之内二ヶ條ともに御免於無之者、長崎中を燒打に可致と認候得共、追々御備嚴重に相成候を見掛、異國人勇氣たゆみ、横文字之御返答も不承内、本文之通歸帆之催し頻りにて、少々臆し候様御座候、
一同夜中、異國人之大將と相見候者、凡十七八歳と相見、御番船に參り申候者、紅毛人の者數年來遺恨有之、此節もジャガタラ表に差越尋候處、紅毛船二艘最早彼地致出帆候由承り候に付、洋中に漂ひ相尋候得共、見當り不申候に付、御當地に參り居候紅毛人二人召捕相尋候處、當年は參候筈に而、折角相待候得共、今以入津無之旨、白狀に及候得共、甚怪敷候故、端船に而浦々をさかし申候、湊内に乗入候御國法を不存、不調法之至りに候、依之あやまり證文差出し、此上者明日出帆仕、再び日本に渡來致す間敷段申出、
同月廿七日、松平官兵衛按るに、築前國主、家人御届、江戸にての御届
口上覺
追々申上候、長崎に渡來之異國船様子、去る十六日

松平圖書頭様の、彼地の差置候官兵衛家來之者罷出相伺候處、右異國船の檢使之者被差出、阿蘭陀横文字を以被相糺候處、薪水之貯無之に付、相與候はは、召捕候阿蘭陀人と引替に可仕旨申出す、依之又候檢使被差出、阿蘭陀人請取方、并薪水相渡候儀者、應時宜可取計候、若阿蘭陀人不差戻、手向等致候様子に候は、打捨候様可申付候、萬一阿蘭陀人不差戻出帆候體に候は、打碎可申旨被相達候段申越候、右に付、尙又手當之人數追々差越候儀に御座候、右之趣、於江府官兵衛の申越候、此段先申上候様、國許家老共より申越候、以上、

八月廿七日

松平官兵衛家來

糺

同日、唐津開役小林大登方より差越風説書此度入津之異國船者、ヲロシヤと最初申事に候得共、段々紅毛より横文字など遣、先方より同様答有之候處、イギリス船と申事に而御座候、甚大船に而人數三百五人乗、端船六艘有之由、二艘者本船と申事に御座候、甚以大船よく取廻し、當地海上殊之外案内に有之候、右故神崎沖に按ずるに、肥前國松浦郡に屬す。直に乘込碇を入申候、此方より旗合紅毛人兩人、檢使之

者出、旗合致候處、先方に而も紅毛人旗持合候故、彌紅毛と相心得、通辯も紅毛詞に而候、早々端船へ取乘、日本船へ漕寄、紅毛一人を端船へ引込、残り一人引込可申といたし候處、通詞手傳參間敷といたし候得者、劔を抜胸に當、左候は、是にて候間、夫に而も不參候哉と申威し候處、夫に恐差遣候由、船頭共者こわかり、水中に逃入候之由、直に本船へ引入、檢使之者遠方へ控居、是も逃候様風聞有之候、其趣御役所の申出候處、紅毛人渡し候て者相濟不申候間、取返し候様御沙汰に付、又々參り候處、中中渡不申候、其後者橋船三艘に而、湊内所々乘廻し、萬屋町の方へ乘廻し、劔など抜候様風説有之、固め之人參候得者、又々漕出し稻佐の揚り候處、大勢出候得者、又々漕出し出島水門の方の參り、夫より引取申候、カビタン初紅毛人共、不殘出島逃出し、西御役所の御朱印被取候而者相成不申に付、持參致候段申候由、夫ゆゑ先西御役所に留有之候而、波戸場に者兩組之者、石火矢に而固有之、右異國人御役所の出可申候は、決而揚申間敷由被仰付、尤先方より手向無之候は、此方より手向申間敷、穩

に取計候様被仰渡有之候、其夜中何事も無之、異國人も引取居申候、

一翌日檢使被遣候處、兎角紅毛人差戻し不申候、願差出申候牛、やぎう、野菜、米被仰付候は、紅毛人差戻可申由申候事に付、紅毛先戻申て願之品遣し可申由被仰付、色々問答申候處、晝過紅毛一人差戻し、殘一人者差戻不申候、夜に入又々一人差戻し、牛二疋野牛數不知、是者紅毛より差遣申候、米野菜も被下候、今十七日水など汲み、晝後早々出帆致候、軍船之由に御座候、何もさして積荷も無之由、飯米等に差支候由、是よりは廣東へ參り、飯料用意致候之様申候由に御座候、船中石火矢筒四十挺相見え、上下二段に有之、其外小筒等多く所持致候由、石火矢筒も玉込有之候由、遣候紅毛人申候由に御座候、

早被仰付候は、召捕候紅毛人も差戻出帆仕度候由、神妙之次第に付、望之品遣候様、則牛二疋、やぎう、野菜等被仰付、早々湊内出帆致候趣に御座候、

一佐賀公御持に候處、如何之事に候哉、甚不手當に而一向御人數も出不申、夫故御固之場所甚薄、此度大不評判に而御座候、御役所よりは度々聞役の御催促御座候處、一向御人數出不申、此節追々出候由、兼而之御手當とは大違ひなる事に而候、跡之祭りに而御座候、大村公御固場所も大浦之由御座候處、聞役呼出し、神崎之固め肥前様御人數少く候間、右之場所へ加り相固候様御達有之、物頭兩人其外大勢有之候て、直に宜と申事に而御座候、御人數も今日追々出候處、最早異國船出帆に相成、又々神崎者相止め、大波戸場御固御達有之、私御役所へ出候節固有之、各陣羽織野袴に而御座候、追々騎馬役六七人相見え申候、今晚大村公此地着と申事に御座候得共、晚方迄は着無之候、中に者虚説も有之候候、以上、

八月十七日以上、戊辰崎陽 記要要聽草

出陣之由日本へ参陣、御代官手代呼出し申渡、見廻申付る、
一 右同斷、船改方へも申渡し、見廻申付る、
一 エンダレス船出帆申渡檢使中村繼次郎、菅谷保次郎、尤御番所へ立寄、萬一致亂妨候は、打拂可申手筈申達、夫より本船へ可相越旨、尤横文字爲相認持參、自船按ずるに、自相渡候積、
但、異船へ望之品々差遣候節、牛不足之處、約定之通一品たりとも於不足、湊内其儘にては出帆不致候間、早々相調候に申越、夫に而は警出帆申付候とも、出帆致すましくやと存、何れも案事居候處、夕八ッ時頃少し計風出候と、直にくるると船を廻し、帆を三つかけ、矢の如くに出帆、野母迄の七里の間は帆三つ、野母より五島迄帆五

通航一覽卷之二百五十八終

出段届け申出る、
一 福岡按ずるに、筑前國主松平官兵衛城地なり 聞役花房久七、爲交代罷出候處、此節之儀に付兩人共相詰罷在候段、久七差添罷越申聞、御逢有之、
一 頭取乙名ども申聞候趣有之に付、乙名ども呼出、婦人遊山舟は勿論、漁師たりとも女子は不差出候様申渡、
一 右同斷、御代官手代呼出し申渡、
一 右同斷、船改方へも申渡し、見廻申付る、
一 エンダレス船出帆申渡檢使中村繼次郎、菅谷保次郎、尤御番所へ立寄、萬一致亂妨候は、打拂可申手筈申達、夫より本船へ可相越旨、尤横文字爲相認持參、自船按ずるに、自相渡候積、
但、異船へ望之品々差遣候節、牛不足之處、約定之通一品たりとも於不足、湊内其儘にては出帆不致候間、早々相調候に申越、夫に而は警出帆申付候とも、出帆致すましくやと存、何れも案事居候處、夕八ッ時頃少し計風出候と、直にくるると船を廻し、帆を三つかけ、矢の如くに出帆、野母迄の七里の間は帆三つ、野母より五島迄帆五

通航一覽卷之二百五十九

諸厄利亞國部八御代官手代呼出し申渡、見廻申付る、
○ 狼藉始末肥前國長崎
文化五戊辰年八月十七日、檢使諸厄利亞船に赴き、出帆を申渡す、浦觸沖廻り等の事は、奉行兼て沙汰せり、此日未刻に及びて出帆せしか、帆かげ見隠るにより、在國在邑の大名其外に達し、人數も其場を引とらしめ畢、時に深堀當番松平 編島 肥前守の人數、燒討の備整之るよし届あり、
文化五戊辰年八月十七日、
一 今十七日寅の上刻、御用狀差立る、
一 同甲斐守旅中迄、
一 同主膳正、
一 五島大和守、
一 諫早豊前、
一 諸家開役一同呼出し、大浦觸相達す、
一 盜賊方、船改方、隱密方、沖廻り申付、
一 小瀬戸、
一 見番より、申の中刻申の方へ中り、帆かげ見隠し候段、申の下刻頃届申出る、
一 右に付、諸家開役一同呼出し、帆影見隠し候段、遠見番より申出候間、其旨在國在邑夫々可申遣旨申渡、
一 大村家固め之者、引取候様相達、
一 高木作左衛門同道之助引取候様、手代呼出し相達、
一 調役町年寄右同斷、
一 御役所詰後藤惣太郎へ申達、諸向出方夫々引取候様可申達旨申渡、夜中又は翌朝迄に引取候積にて、夕方迄に引取、追々届け有之候、
一 帆影見隠し候に付、地役人一同帶刀今日限り、明日より平日之通可相心得旨、向々へ申渡、

つ、五島浦より帆十かけ、忽ち帆かげ見隠し申候、始め約束之品一品たりとも於不足者、出帆者不致と計を殘し候事と被存候、
一 諸家開役一同呼出し、大浦觸相達す、
一 盜賊方、船改方、隱密方、沖廻り申付、
一 小瀬戸、
一 見番より、申の中刻申の方へ中り、帆かげ見隠し候段、申の下刻頃届申出る、
一 右に付、諸家開役一同呼出し、帆影見隠し候段、遠見番より申出候間、其旨在國在邑夫々可申遣旨申渡、
一 大村家固め之者、引取候様相達、
一 高木作左衛門同道之助引取候様、手代呼出し相達、
一 調役町年寄右同斷、
一 御役所詰後藤惣太郎へ申達、諸向出方夫々引取候様可申達旨申渡、夜中又は翌朝迄に引取候積にて、夕方迄に引取、追々届け有之候、
一 帆影見隠し候に付、地役人一同帶刀今日限り、明日より平日之通可相心得旨、向々へ申渡、

一御役所詰惣太郎へも申渡、

長崎御使所用部屋日記
上條 徳右衛門

右本文之通、甲斐守へ引次に相成候間、御代官御勘定方其外一同へ爲見、三名に認め可差出所、忠左衛門儀者、一向御用向取扱不申故除名致候様、幸八郎儀も御番所へ罷越、委細不存候間除名致吳候様に
と任申、一名に而書出し申候、甲斐守着いたし候と手當等もいたし置候やと被相尋、下書之儘に而宜候間、早々爲見候様にと申聞る、此度之一條者、評定所に相成候と誰云となく、専ら沙汰有之候、

但、右一名日記其儘に而、甲斐守跡調書面相添、

江戸伺に相成候由、

右之書面、在所に罷在候老父三休、長崎大變と承り候は、心配可有之と存し上下裁切り、下書之下書を其儘に而差遣し置候處、今未年病氣にて、信州松本在山家の湯治いたし候に付相糺候處、右之書付出候に付、長崎表開國以來之大變故、本文之外覺居候事とも取交認置申候、尤先年歸府之砌、巨細となく諸書物取認、エングレス船之圖迄も、畫工に申付相認持參、養子松平伊織へ差出候、其頃密々大目付

中川飛驒守、三木新左衛門と申者家老勤之者差越、主人内々被相尋度儀も有之に付、近日之内可申入間、兼而左様御心得有之候様にと申聞る、定而今度之一條被相尋候事と存し、伊織に差出置候諸書付下け候様にと申渡候處、何れへ歎紛失いたし見え不申と相斷、下け不申、多日之心配も水之泡、誠に歎かわしき人物なり、

一右出帆之様子、樓上より奉行の跡に付望見せしに、船は速に走り出、奉行は遺恨面色に顯れ、即刻樓を下られ候故、跡に付居間へ參り、扱無滞出帆も相濟申候、乍去、始め御用状にも、品により焼打可致との儀にも候へ者、無事の出帆無慙なれと、全く兩家時節を計り人數引取、火船等も不相調、無是非次第、於御役所者、かびたん内意より諸事手當致し、在國在邑諸達し、夫より臺場備方、軍船手當、出帆浦觸、其外一つとして、御手扱は無之候へ者、焼打不致は是非なき次第なりと諷諫いたし候へは、其方萬端骨折なり、歸府之上者、御持御先手への轉役と心得候なりと、頻りに御詫状を認められし、一關傳之丞より、異國船今十七日午中刻出帆いた

し候に付、御番船伊王島邊より相守罷在候段、深堀役人共より申越候段御届、

一右同人申聞候者、昨夜御差圖有之異船燒打手當之儀、直に深堀に而火船之仕組急度相整、其段御届可申上と存居候内、不及夫之旨追々被仰達候に付、其儘に而差控候旨書付差出す、

一右同人、昨日御尋御座候燒打手續、神崎高鋒等之山上より火矢打續け、自然引拂致出帆候期にも移り合候之節者、陰の尾山、或は神島、伊王島等々、兼而備置候火矢石火矢等打續け、船より追討に仕候段書付差出す、長崎秘記

文化五年八月十八日或書狀

一當月十五日夕方渡來之異國船、昨十七日歸帆被仰付候に付、御領内浦々被入御念候様、御達書被相渡候故、則飛船取仕立方之及手當候處、又々御呼出に而、右船中之方々乗行、七ッ過に者帆影も不相見候段、遠見方より申出、跡船等も無御座候に付、猶又此末御國々より、人數組等被差出候御手配不被及候間、其段御國々可申越旨、十四ヶ所按ずるに、長崎四家を聞役一統に被仰聞候、右に付而者、湊内并市

中諸所御堅めも御引取に相成候に付、御藏屋敷之取締も昨夜より引取申候、右之段、今日茂木より飛船を以、御用人方々相付申上候、

一右異國船何國之ものと申儀者、儘に相知不申候、實はエングレス大國之賊船と申事歟に御座候得共、エングレス之儀は、日本渡海御禁止之國に候得者、表向之取沙汰無之、異國船に而相濟申候、右船乗組人數三百五十人と申事に御座候、船中に者積荷物等も無之、空船に而石火矢數多乗せ居候由、

同月十九日、松平肥前守按ずるに、肥前國主御届

八月十七日、異船歸帆被申渡候由、領内念入候様書付を以被相達候、尤出帆之節、守衛見送り船等之儀は、例年異國船出帆と畢竟相心得、勿論浦々に而不法等之儀有之候は、何方にても石火矢を以可相碎之旨、且又一昨十七日、右船出帆致し、同日帆影見隱候に付、爲警衛差出置候家老諫早豊前、其外出張之人數引取候様、松平圖書頭より申遣され候に付引取候段、旁彼地差置候家來ともへ被相達候段、追々申越承知仕候、依之私儀も不罷越候、此段御届申上候、以上、

八月十九日

松平肥前守

同月廿日、黒田甲斐守

按するに、肥前國秋月の城主、書狀

一筆致啓上候、於長崎去十五日異國船一艘渡來に付、拙者儀、松平官兵衛名代彼地見廻として可能越旨、松平圖書頭殿より以使者申達、今日在所致發足候、折柄去十七日圖書頭殿に、長崎に遣置候官兵衛家來之者被相呼、此度入津之異國船歸帆被申渡候間、領内浦々入念候様以書付被相達、且同夜中又又官兵衛家來被相呼、右異國船神崎沖手に暫相居候處、同日出帆、申之剋申之方に帆隠候注進有之候に付、此番方人數、最早差越候に不及旨被相達候段、追々致承知候、右之通帆影も見隠候に付、拙者儀彼地爲見廻罷越候儀者差控候、此段御老中迄以飛札申上候に付、用飛札候、恐惶謹言、

八月廿日

黒田甲斐守名乗判

兩宛人々御中

同月廿七日、長崎出或書狀

一八月十七日沖異國船出拂候節者、御役所之火之見脇高き物見より、圖書頭殿異國船帆をかけ候を遙に被致見分、飛上り、殘念かり、小身にて箇

様なる重き御役職御請申上候段、今更後悔被申、齒を嚙しはり落涙にて、殘念かられ候よし、但、一異國船に被奪取候紅毛人兩人に、異國人申開候趣之書付一通、一紅毛人より、御平和之御取扱を願出候書付一通、一異國船より差出候横文字之和解一通、

右之通相添、即時に記す、按するに、此和解三通は、前船に長崎異事録に按するに、此他書狀類載す、○以上、視聽草、文化戊辰若干あり、大同小異なれば省く、

文化五年九月二日、松平主殿頭按するに、肥前國島原の城主、御届

去月十五日長崎沖に渡來る異國船、跡船も有之候は、猶亦可及沙汰旨申達候處、最早歸帆申付、當湊出帆致候間、人數手當に不及候、尤帆影等も見隠し候由、彼地差置候家來之者の、松平圖書頭相達候旨、在所より申越候、此段申上候、以上、

九月二日

松平主殿頭 文化戊辰長崎異事録、

此日大村上總介人數をひきいて着津す、異船既に出帆すれども、奉行指圖によりて暫時波戸場を固む、

文化五年八月十七日

一大村上總介着崎、爲對話可被罷出旨、開役松浦鐵

十郎申出る、

右同人西役所へ被出、於居間御逢、即刻退去

而但、當人は麻上下、總供不殘陣羽織着用也、

右鐵十郎罷出、人數追々罷出候間、固め場御差圖

被下候様申聞、波戸場固め可申旨相達す、

大村上總介開役松浦鐵十郎、左之面々同道御役

所へ罷出、最早歸帆も被仰出候事故、波戸場詰方如

何可仕哉と申聞候處、早々相備候様申渡、

士大將 大村 右 近

用人 大村 永學

物頭 松田 土佐之允

但、出帆後之備方も如何之様に者候得共、早速出

張被相備候段、言上に相成候に付、右之通被申

付、

右に付追而御調之上御褒美有之候、長崎禮記、中

文化五年八月十七日或風説書、

八月十七日午上刻頃、大村様御出陣御座候得共、最

早出帆跡之儀に付、一往波戸場に而御陣揃有之、

時計御備被立置、無程御歸城に而御座候、夫より地

役之出張も追々被引拂候、

同月十八日、長崎出或書狀

大村上總介様、昨十七日御奉行所へ麻袴に而被成

御出候、御供廻り都而陣羽織着用にて御座候、大波戸

并大浦兩所、御同人様御固め、美々敷事に而、御小

共家に者何も能御行届、手數相揃居候、以上、

但、公方様御機嫌御伺に付、大村様に者麻袴御着

用、

八月十八日

同日、或書上

大村上總介様に者、昨十七日七ツ過長崎御着、直に

御奉行所へ御出御座候得共、最早異國船出帆跡故、

御屋敷に御引取、乍去先手之物頭組者、大波戸に

出張幕張に而備居候、頭役之向者總而陣羽織、野袴、

具足箱一つ宛、足輕并供廻りは半てん目印羽織、上

總介様に者御上下に而、御供廻りは陣羽織、野袴に

而御座候、御家老は馬上に而陣羽織、野袴、手廻り

二十人餘と相見え申候、大村様御奉行所へ御出之

節者、私共も大波戸に出張居候而、御役所へ罷出候

に付、能見届申候、以上、視聽草、

文化五年八月十七日、大村上總介按するに、肥前國大村の城主、御届

口上覺

昨十六日申上候長崎表渡來之異國船、其儘に難差置舟故、同夜中燒碎き候積に付、松平圖書頭に者其場の出張仕、長崎表御奉行所明き候に付、私儀甲冑支度に而罷越、御奉行所相守候様、彼地に差置候家來之者に、圖書頭より被相達候段申越、今子中刻承知仕候、依之早速支度、領内時津に渡海罷越候積りに而、今曉寅刻出船仕候、此段御届申上候、以上、

八月十七日

大村上總介

右者、九月朔日侍飛脚酉刻過到來に付、亥上刻御用番御同所様、按ずるに、老中土井大炊頭利厚、笠坊八助早乘之心得に而罷出候、御取次同人に相渡す、御落手、尤桑名渡相成兼、且大井川、藤川差支に付、延引之段取次に申斷、

同月十八日、同斷

口上覺

最前御届申上候通、今度長崎表に異國船渡來に付而、私之領内時津渡海長崎に罷越候積りに而、昨十七日曉寅刻出船仕候處、風波強相成候へ共、押而相渡、同日午刻時津に着船之處、異國船燒潰之儀は被

相止候段承知仕候に付而、着服相改、已刻同所發足、未刻過長崎藏屋敷に到着、追々御役所に罷出、松平圖書頭對談仕候處、右船致出帆、外に相變儀無御座候旨被申聞候、此段御届申上候、以上、

八月八日

大村上總介

同月十九日、同斷

口上覺

去る十五日長崎表に異國船到來に付而、陸地固め且船手之人數差出置候處、右船出帆にて帆影等も見隠候に付而、固人數船手共に引拂候様、彼地に差置候私家來之者に、松平圖書頭被申聞候、依之追追人數共引取申候、此段御届申上候、以上、

八月十九日

大村上總介

右は、九月七日御用番土井大炊頭様、八助罷越御届、以上、文化戊辰長崎異事録

此夜、奉行松平圖書頭、江戸注進狀及び五ヶ條の書付を書し、遂に自盡す、こは異船所置の無狀たるを謝し奉るなり、御黒印御下知書等は、同人家人より同役曲淵甲斐守に渡す、前條諸厄利亞船出帆の條、其外長崎秘記に、圖書頭より甲斐守旅中まで御用狀急使差立し旨、しはく見文、また此條同書を閱するに、同人旅中より引返し、圖書頭事ありし頃、長崎に参着せし事著し、よて今斷して本文を記す、

文化五年八月十七日

一異船出帆も相濟明日差立候御用狀、取調掛り手附熊谷與十郎、於呈書之間相認め、於居間者徳右衛門舊記見合罷在候處、奉行忽ち筆を置、徳右衛門の前に來り、膝を押へ不思議の縁でと計にて平伏落涙、徳右衛門儀も、はつと計り、御用にも立不申と言も畢らす胸塞かり、共に落涙數行、異船打洩したる殘念徹骨髓、一身燒かことし、

一夏日御用向に勞れなからも、人より遅く引て休息の間もなく忙しかりし夜毎に呼はれて、温公の通鑑を回讀せしか、蚊にさゝれて難儀なりし、其人足立梅榮、渡邊平藏と、僕となり、梅榮、平藏毎度議論に長し喧しく、鎮臺被怒候事もありて、その夜は會讀止たりし、存し出せは皆遺恨の事ともなり、一七月中旬歟、夜半頃御寢所へ、大石など落たる様之響いたし候て、宿直の諸士四五人一同急に襖を明け、御寢所窺ひ候得と、何の様子もなし、

一御奉行酒を少し用ひたれば、時々三人を召呼はれて、宵の間は四方山の物語雜談有しか、御留守宅の嘶はなし、附合之俳諧なども有し、忠左衛門よ

く戀句を附たりしか、夫は古句よ古句よといつも笑はれし、手附給人其外諸士も、幾度となく酒食賜はりぬ、是等は御奉行心得有し事と聞ゆ、

一或時通詞に申付、程赤城自用之辰砂紙を取寄たるに、奉行承りて見せ候様にと申され、持出て色合之鮮紅なる又なく候など、何心なく申演たるに、奉行面色を正し、以來館内の用向於有之者、自分の申聞其上にて申付候様に、前後なき怒りに逢ぬ、誰人か私する様に譏せしと見ゆ、

一唐紅毛取扱高橋忠左衛門引請之事に而、何用とも通詞に及引合候處、聯を申付候様にと有しを、蓮子と心得、蓮實御用に付早々館内致吟味候様、平野善次右衛門、彭城昌十郎へ申渡、兩人無覺束存しなから承り合せ、蓮子無之段忠左衛門に相斷候よし、是迄代々右體之御用向も無之よし、徳右衛門に申聞候間、奉行手元承り合候處、聯の間違なり、奉行殊の外赤面致され候由、其後か唐方掛け合も被申付、渡來之船貨目録、書籍銘取調、聖堂元向井元仲、懸け合諸書もの、翻刻取扱利瑪竇等の事を除き、堅瓠集も此時より始而商買相成申候、

一出立前より沙汰も有之しか、目安方も別段心得候て、既に御船頭共御代官を相手取、積年之願筋あり、於御用談所度々呼出し相糺、大體調も相濟候に付、奉行自身引次之部に入置申候、

一横家より安南其外、格別豊饒の地より別商法を取立、今一段之御益を計り、蝦夷地御開國之雜費を償ひ可申と申來る、御密々之事なれ共、商法に付存寄尋られし事も有し、是等は皆自身引次之部なり、一葉月始め之事歟、沖の方より御陣屋うしろ永昌寺山をさして、大なる光り物、雷のごとく山谷へ響き鳴渡り、彼境内に落たり、市中なども、いか成事哉とあやしみ候よし、家中も先夜の音とい、此夜の光りものといひ、ひそ／＼さ／＼やき候なり、

一鎮臺行儀正しき人にて、終に夷せし（譯するに、夷は事をもみず、書畫など被見に、篋をもちて紙をはね、丁寧信謹如此人をみず、）

一在勤中折々別段之賜あり、袖の内より賜し、有此功にと戯れ交りに賜ひける、その品々、品是に略す、右の品々は別段恩賜と心得候なり、

一十七日之夜者、毎之如く夜食濟て、四ツ時過まで

も酒宴あり、醫師側向之者共へも着なご賜り、例より一段機嫌も宜しく、四ツ時過る頃皆暇給りぬと、一右同夜者、館内市中もひつそりして始て寐たり、予も始て下宿し、食事畢りや、暖氣を覺え、机により臥ともなく其まゝ、寐たり、家僕等其上へ蚊帳をかけたるも、我はしらすに息ふ内、夜半頃か田邊毛玄關よりかけ込、殿様御生害と泣きさけひ、御存しなきやと後ろより呼立ぬ、たゞ忙然と夢さめて、不辨東西、うつゝにはせて行てみれば、居間の先、鎮守の手前、生垣の際に毛氈を敷、躰下一文字に薄く引、鏝元迄喉をさし通し、迺れの御生害、最早魂氣も絶ぬれば、忠左衛門、幸八郎一同立合、御劔をは渡邊平藏抜取といへども、固く握りて御指一本つゝ、放して漸く抜く、血は流て下衣を染め、氈上に満つ、跌座して生るか如し、可憐此旧い成日そ、天此英雄を惜まざる、御黒印御下知書共、高橋忠左衛門、木部幸八郎、上條徳右衛門三人にて持參、於居間甲斐守へ相渡、薩州開役上野善兵衛、甲斐守へ申立候、御出陣於有之は、（按するに、松平圖書頭出陣をさす、）御先手可相勤と申立候由、彌その通に候やと問合に付、左様には無

之、日記面之通に而御供可仕とは不申聞候、却而藏屋敷無人用達帶刀之儀など、強て相願候儀に御座候段相答、

一奉行病死後出精骨折相勤候に付、爲御褒美七十人扶持被下置候事、（按するに、此月俸は松平圖書頭に賜りしなるへし、○長崎秘記）

文化五年八月、或風説書（自注、此書は或家之長崎時開役より之書状なるへし、）

一八月十七日御奉行所には、早速江戸御届之宿次被差立、諸首尾相濟檢使兩人を被呼出、其方共儀、此節紅毛人取返し來候儀は、誠に勇々敷事に相見候、一旦被奪取候事は不意之儀に而、越度とも難被申、右様嚴重之備有之異國船の、少人數に而再往差向ひ、無難に紅毛人取返し來候儀、具に及言上候間、必心得違等致間敷候段被申渡候由、其後者少し物靜に相成候に付、舊臣一兩人呼寄、今宵者餘り月も晴やかに候間、密に月見之酒宴可相催とて、暫物語など有之、最早及深更候哉、可致休息旨被申付、引取候末四ツ半時頃、御奉行松平圖書頭殿被遂切腹候よし、至而悠々しき御生害にて被在候由之内沙汰に御座候、歳四十二歳之由に御座候、

一右御切腹有之候處、以前之不評判と引替、至而評

判宜惜まぬ者は無御座候、其代り佐賀至而之不評判にて御座候、第一兩御番所御無人、次に深堀飛脚之儀に而散々惡説有之候、

右者、爰許風聞に而、耽と不取留儀も御座候得とも、各様迄申上候間、其段御合可被下候、

同月廿七日、長崎出宿次書状、

一松平圖書頭殿御事、當月十八日之朝迄に異國船出帆之御用向御取調相濟、總體之始末言上、并帆影見隠之注進、其外御届書迄も御仕廻に而、大早宿次被差立候以後、御用之間に被入、御隠密之御用直筆に被認候と申事に而改服有之、暫何歟認物被致候故、近習小姓も例之詰所に相控候處、餘り長き認物故、襖を明け伺之處、被打倒候を引起し候得者、被致切腹最早絶命に而、療養も間に合不申、（按するに、長崎の夜半なり、下同し、然とも、表向病氣之筋に而段々手數有之、夫々の達事等相濟候上披露有之、今廿七日葬送有之候、尤切腹にて御斷被申上候儀、大意之趣意傳承候、）

一旗合之節、紅毛人兩人奪取候を其儘渡し置、檢使一旦御役所へ引取候事、甚柔弱之取扱仕候儀、日本

之恥辱に相成、畢竟家來臆病に申内、主人常々申付様不行届、今更公儀之御威光を穢し、無申譯奉恐入之趣一ヶ條、

一十五日之夜、端船に而異國人湊内に乗入候儀者案外にて、専ら陸手之備のみ深く致貪着、沖より理不盡に右様之仕業可有之儀不心附、肥前兩御番所に而、萬一右等之儀有之候は、防き留可申旨別段差圖も不相加、其儘差置候段、油斷之至りと申一ヶ條、

一十五日者晴夜にて、右異國人端船三艘兩御番所前罷通候儀、内實者肥前之番衆致見分居候得とも、畢竟詰之人數少く、遮而留候事不相調見流し候儀、全當年者紅毛船も不參候と心得、内々佐賀に引取、漸兩御番所人數四五十人も相詰居候に付、所詮三艘を防留候儀不及手業と見逃候段、既口口と相顯れ候、御番所之儀御定法之人數も有之候處、肥前不埒と申内、奉行としては内々見聞之役儀も付置、内糺可致之處、右番所及空虛候儀、肥前之不調法とは乍申、奉行より内改も無之、肝要之圖を被外、今更不念之至と申一ヶ條、

一異國人より法外之横文字差出、不届至極に付、燒打之手當肥前筑前に申渡候處、人數到着無之、不及是非、紅毛人より穩之取計相願候に任せ、無據薪水、米、野菜等相與へ、紅毛人よりも牛二疋并ぶた等爲差送、彼方より燒打等不仕候様取鎮候儀、畢竟人數不足故、和平に取扱仕候段、不調法無申披次第と申一ヶ條、

一大村上總介今二時計も早く着仕候は、申談御役所之人數并地下役人共、又は諫早播磨人數取合候は、兎哉角燒打可仕之處、肥前之人數間に合不申、上總介到着遲參にては無御座候得共、程延ひ異國船出帆仕候儀、殘念至極に奉存候、依之向後長崎奉行之儀は、折角大身御選み被仰付度と申一ヶ條、

右五箇條不調法之取扱、淺智に而萬端不行届儀とも、今更後悔に及候得とも、一身之恥辱者差置、此場に到り候而者、天下之御恥辱異國に顯れ、無申譯仕合に御座候間、爲御斷切腹仕候段、御披露給度との趣之由、
八月十八日
松平圖書頭

高作殿宛歎之様承り候、按ずるに、高木作左衛門の略書なり、

右之通之事に而、今日大音寺に葬送有之、痛わしき儀共に、長崎中惜申候、曲淵殿にも御急ぎ之様、大早宿次被立候故、來月二日御着之筈に御座候、視聽草、文化五年八月、或書狀

御奉行様にも、十八日夕御急病之由に御座候、只今且那樣方日々御伺に御出被成候、實は御奉行様御腹被遊候由、御痛はしき御儀恐入奉存候、此段極御内々申上候、誠に大騒動に御座候、文化戊辰長崎異事録、同月十八日、松平黒田、官兵衛か老臣黒田源左衛門、人數を率ひて長崎に參着し、奉行所に出る、遠境速に着陣すといへとも、昨日異船も出帆により、人數引とるへき旨、奉行家人より達す、

文化五年八月
一十八日九ツ時頃、黒田官兵衛爲名代、家老黒田源左衛門諸役人同道、御役所に罷出申演候て、去る十五日異船入津人數可差出御達之趣、十六日相達、即刻人數相調へ、海陸とも八千餘人晝夜走せ付、只今到着仕候、然る處、於途中異船出帆人數不及參着段、是又承知仕候、依之陸地之人數は爲引取申候、

舟路守衛之儀者、私是迄罷出候に付、此節之御機嫌相同度、諸物頭とも召連罷出候段申聞候間、可申聞と申一先つ退き再罷出、遠境人數早速參着格別之儀に被存候、掛御目其段可得御意處、昨夕より積氣つよく平臥に付其儀無之、家來を以て挨拶候、別段御用筋も無之間、勝手次第御引取有之候様にと申達す、

但、此源左衛門尋常ならぬ人品にて、威儀容貌不凡、兩手をつきおくわしく御挨拶と計にて、はらはらと落涙、此方之面色を見て諸事を察し、遺恨のやう子なり、何の交りもなしといへとも、誠に勇士の涙とや、豪氣滿腹面に溢る、于今其人忘れやらず、時々存し出して其容貌を思ふ、

右源左衛門九ツ時頃、軍船八十艘に將として、長さ七里幅三里之大江、船矢の如く一文字に走入、船路六十九里の間、十五日夕方の達なれば、夜を明け十六日に承り候はん、其日人數揃へ、十七日晝夜一萬に近き人數海陸行軍、十八日午前には着岸、平日の心掛國法紀律、此源左衛門か方寸に有りと感歎不止、諫早豊前など、今度の事承り候

辰九月

茂 傳之進

石橋助左衛門

中山作三郎

名村多吉郎

御役所、筆者阿蘭陀人共被召出、御尋の趣御答申上候横文字和解、

今日御奉行所被召出、於御前カピタンを以御尋の趣、左に御答奉申上候、

一八月十五日異國船渡來の節、旗合として其方共兩人罷出候節の始末、并本船に被引揚候節の様子可申聞、

晝九ツ時頃、例の通旗合として、私共兩人沖に罷越、小瀬戸にて按ずるに、肥前國松浦郡に屬す、長崎の近傍なり。沖の様子見

分仕候上、御檢使船一同白帆船近く漕寄候處、阿蘭陀旗印朗かに相見え、御檢使よりも御尋に付、

阿蘭陀船に相違無之段申上、白帆船近く漕寄聲をかけ相尋候處、阿蘭陀と本船より阿蘭陀語にて

相答候に付、此段も御檢使に申上候内、本船より端船をおろし、私共乗組の船に漕附候に付、相

尋候處、阿蘭陀語にて咬嚼吧出帆と相答、其節此端船に乘移り、本船に參り候様端船の者申聞候

得共、其儀は不相成、無程御檢使一同可罷越旨相答候内、本船より何敷高聲にて申候處、直に端船の者共、劔を抜き數人立掛、理不盡に私共を捕へ、端船にて直に本船に連行申候、

一本船にては、何様の次第に有之候哉、

船主私共を捕へ、鐵砲を胸に押當、阿蘭陀船二艘來津の様子有體に申候様申聞候に付、入津無之

段相答候、其節は穩に會釋ひ申候、

一最初咬嚼吧仕出しと申候由に候得共、言語人體等、エゲレス國の船に無相違候哉、

咬嚼吧仕出しにては無之、言語人體等、エゲレスに相違無之様に見請申候、

一船の大小何程に候哉、

凡三十間程に有之候、

一石火矢何挺程仕掛有之候哉、二段に候哉、三段に候哉、船に仕掛外にも石火矢大筒等有之、乗組の者とも、銘々小筒持居候様子に候哉、

石火矢者上下二段に仕掛、下段の左右に三十二挺、上段は舳先の左右に四挺、艦の方左右に十二挺、都合四十八挺相備、其外大筒、鐵砲大小、

并種々の玉スコロトサツカ自注、獸皮或は帆木綿の如き粗布を以袋を造り、其中に彈丸或は切彈、古き釘等數多火藥ごもに堅く充て、外面に漆にて纏ひたる上を、チヤンにて塗たる火器を、スコロトサツカと云ふ。等は見候得共、外に相替候武器等は及

見不申候、扱又乗組の者共、銘々小筒等持居候儀は、本船に罷在候時は懸見け不申候、

一旗は何様、何國の旗に候哉、

十五日私共本船に連行候迄は、阿蘭陀旗を建候得共、十六日にはエゲレス國王の旗を艦に建、舳

先にも同國の小旗を建申候、

一乗組人數何人程に見請候哉、乗組の内オロシヤ人も乗組居候哉、エゲレス國の者計にて、外國も入

交居り、本國の者は居不申候哉、

人數は三百五十人と承り申候、右乗組の内、オロシヤ人等見かけ不申候、尤阿蘭陀は一人乗組罷

在、其他は都てエゲレス人と見請申候、乍然水夫共は中段に住居仕、私共儀は船主部屋に差置

候故、差究難申上候、

一船の造りは、何様の船に候哉、本船に居候内、船の内見および候様子可申立候、

船の造りは、歐羅巴洲の軍船同様有之候、尤私

共は船主部屋に罷在候事故、船の内は見不申候、一鐵砲の外の武器は何々仕掛候哉、乗組の者共一同劔を附居候哉、

第五の御筒條に御答申上候通り、外に相替候武器見掛不申候、扱又乗組の者とも、船の内にて

は帶劔不致候得共、端船に乗候節は帶劔仕候、

一其方共取戻の爲、檢使の船本船に附候節、端船にて右檢使船を取巻、彼是と手間取候内、檢使船永く

撃き居候ては宜かる間鋪、早々引離れ候やう、ホウセマンより申候由、右は何様の様子にて右の通申候哉、

其夜御檢使船、本船に漕寄られ候處、船主下知いたし、端船に砲器々相備、ホウセマンに役掛の者、其外水夫共數人附添、御檢使船の際に參り、

御檢使御沙汰の趣承り、本船に立歸り船主に申聞候處、何れ明朝御出被成候様船主申聞、横文字

差出候に付、其旨御檢使に御答申候通、御檢使よりは今晚御乗船被成候旨、御沙汰有之候處、船

主憤り候顔色にて、御乗船被成候様にと相答申候、然處又々通詞衆より、御檢使御乗船被成候て

も、彌不敬等は無之哉と相尋候に付、船主よりは其通り申出候得共、船主甚憤り難心得様子に見請候に付、怪敷返答仕候、自然御檢使御乗船被り候て、萬一狼藉の儀も難計、連々御乗船を被離候方可然奉存候故、早々本船を被漕離候様申立候内、船主よりも日本の船は、本船を離れ候様にと頭にて申聞候、扱又、御檢使船を端船にて取巻候譯は、何故と申儀承知不仕候、

一御國の奉對、聊不敬等仕候所存に無之旨申候由、船主其方共にも右の通申候哉、

右の通、船主より私共の申聞候儀に御座候、一端船にて湊内乗廻し、紅毛船入津の有無相尋候由、右端船おろし湊内に出し候儀は、船主よりの差圖に候哉、船主も湊内に乗入候哉、

端船數艘に砲器等相備、湊内に乗入、阿蘭陀船の有無相尋候儀は、船主下知いたし、自身も乗組罷越候由申之候、其節私共儀は、船主部屋に差置候故、見及申候、

一端船に五十人程宛乗組、大筒等も備候由、何様の様子に候哉、

右の通、本船において承り候儀にて、見およひは不仕候、

一エゲレス船乗組の内、其方共是迄出合候者は、乗組居不申候哉、

是迄出合候者、見掛不申候、

一本船より卸候節、水、薪其外送物の挨拶、エゲレス人より厚く申候由、何様申候哉、

御奉行様の御禮申上、猶又、カピタンにも厚く挨拶致し吳候様、船主申聞候、既に通詞衆にも挨拶いたし候様、見請申候、

一右尋の外にも、如何と心附候儀は可申上候、

カピタンに申達候外、私共心附候儀は無御座候、

筆者頭 デルクホウセマン

筆者 デルリットシキンムル

右の通兩人の者共申立候に付、書付を以奉申上候、

カピタン ヘンデレキドウフ

右の趣、カピタン横文字を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰九月

茂 傳之進

石橋 助左衛門

中山 作三郎 名村 多吉郎

御役所のカピタン被召出、御尋の趣御答申上候横文字和解、

今日御奉行所の私儀被召出、於御前御尋の趣、左に御答奉申上候、

一此度異國船渡來の節、紅毛の旗を建敷き、筆者阿蘭陀人兩人本船に引揚候次第、最初咬啮吧仕出しと申立、後にはエゲレス國の由申立候儀、全くエゲレス國の船と存候哉、右船者商賣船、又は賊船にて軍船杯と申事に候哉、

阿蘭陀旗を建、咬啮吧仕出の船と最初申立候は、全く欺き候儀にて、エゲレス軍船に相違無之様に奉察候、

一右は、彼國大船に候哉、小船に候哉、端船三艘湊内乗廻り候由、擢を遣ひ進退自由に候由、彼國オロシヤ船杯は、都て右體の儀に候哉、

右船長凡三十間程も有之、阿蘭陀語にて、フレガットシキツプと相唱へ候軍船と見請申候、尤軍船の大なるは、阿蘭陀語にてリイニイシキツプと相唱へ、長さ三十七八間程有之、石火矢六十

挺以上を三段に備申候、且又、端船に擢を用ひて進退自由に仕候儀は、オロシヤ其外歐羅巴洲何れも同様に御座候、

一船形人物の様子にても、彌エゲレス船と存候哉、船形にては見極かたく候得共、人物はエゲレス人にて、其上石火矢にエゲレス國王の名記し有之候を、筆者阿蘭陀人とも見請候由、承り申候、

一紅毛船日本渡海の節、エゲレス船の妨に逢、荷物被奪候儀も承りおよひ候哉、

御國の渡海の節、エゲレス船に妨られ候儀は、是迄承り及び不申候、本國より咬啮吧の往來には、被奪候者も有之、阿蘭陀よりもエゲレス船を奪取候儀も、折々有之候、

一異國船水薪等乏鋪願候由も、紅毛人又は日本人等性質に取候儀も無之、穩に願ひて差遣來候、此度の船、日本人の言語通し兼とは乍申、紅毛人二人本船に引揚候儀は、通辯のため計には無之、何を子細有之儀とは不察候哉、

通辯の爲と船主申立候儀は疑敷、薪水の料を乞ひ候爲にも可有之哉、是以不審に奉存候、

一右船、是迄日本の地方近く通船候儀、及見聞候儀は無之哉、

是迄見及び不申候、尤曆數千六百七十三年自注、日本延寶元五年に御當津に渡來仕候儀は及承申候、按ずるに、諸厄利亞船、長崎に渡來し通商を願ひし事あり、よて此答ありしなるへし、

一右船三百五十人乗組の由、右の通にては商賣荷物等、積込有之儀とは不察候哉、

乗組人數は、三百五十人と承り申候、且荷物の儀は、軍用の外商賣荷物等、積込有之儀とは不察候、

一阿蘭陀國には、エゲレス國連々敵國の趣に付、實に當地迄も妨のため慕ひ來候儀は、實事と存候哉、外に子細有之事とは不心附候哉の事、

阿蘭陀船妨のため、渡來仕候旨船主申立候儀、虚實差究難申立、外に子細も有之事哉に奉察候、

一右船中にて、筆者阿蘭陀人何ぞ難心得儀等は無之哉、出島歸館の上承り候次第可申聞、

兩人の者滞船中に、沖御番所の外御要害の場所有之、石火矢其外武器等嚴重に相備有之哉、其外湊内の事共、船主相尋候得共、右場所には罷越候

儀無之故、存知不申段、筆者阿蘭陀人共相答候由、出島の歸館の上申聞候外、承り候儀は無御座候、

右の條々、其方如何相心得候哉、存寄の趣可申聞、尋の箇條外にも、察しなからも心附候儀は委細可申聞事、且心附候儀にても、不容易事と心得申立兼候儀も候は、別段横文字を以可申聞候事、

心附候儀も御座候間、別段可奉申上候、按ずるに、この横文字和解今所見なし、

右の趣、カピタン横文字書付を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰九月 茂 傳之進 石橋助左衛門
中山作三郎 名村多吉郎

右和解六通は、九月廿一日通詞名村多吉郎書牘中に云、異國一件帳面六冊とあるは即是なり、てらし見るへし、以上、視聽草、雜事記、

同年十一月十日、大村上總介當八月長崎表異國船渡來の時、警固として速に參着の旨御褒詞のよし、老中

より書札をもて達す、同日松平鍋島肥前守には、此時港警衛の家來怠惰、ならびに當番の人數疎なりしに

より、逼塞仰付らる、この頃、肥前守家老以下五六輩切腹せし旨、諸記に見えたり、

文化五年十一月十日、老中より大村上總介に奉札、一筆令啓上候、當八月長崎に異國船渡來の節、爲警固早速從在所罷越候段、心掛宜敷と思召候、此段可相達旨、依上意如斯候、恐惶謹言、

一月十日 青山下野守 土井大炊頭 牧野備前守

大村上總介傍注、豆州此節御引込故除名之也、○按ずるに、豆州とあるは、松平伊豆守信明なり、又按ずるに、俱に老中にて、牧野忠精、土井利厚、青山忠裕なり、

同日、封廻狀 松平肥前守 鍋島甲斐守

當八月、長崎にエゲレス船渡來いたし候節、湊内の端船乗入、御番所前往返いたし候處、其方家來共不心附罷在候段、油斷なる次第、一體當番人數手當も疎の様子相聞、不束の儀不調法に思召候、依之逼塞被仰付之、

右牧野備前守宅において、老中列座同人申渡之、大目付井上美濃守、御目付柳原隼之助相越、

辰十一月十日 文化五年或云、此時按ずるに、諸厄利亞船狼藉の時をさす、長崎詰の家老は、按ずるに、松平肥前守家老なり、十八歳に相成よし、右の者一人は、殊の外骨を折、氣を揉しかとも、番頭兩人甚不始末、依之右家老は押込、番頭兩人は切腹被申付由、

又云、鍋島家切腹人は、家老 深堀豊前、鍋島主水 開役 英藤右衛門 物頭 鍋島河内、平田半太

夫、淵崎九十九 筒頭 川上甚左衛門 以上、文化戊辰長崎異事録、視聽草○按ずるに、家來切腹は、肥前守御告より以前の事なるへけれとも、因に、に載す、

文化五年八月廿七日、長崎出或書狀 一第一の大不出來は、肥前と相聞え候、重疊の不都合無申計、御糺の上は長崎御番御取揚に可相成、其上御領地少々被減候節にも可有之哉、細川殿は數

年御内願の由故、熊本に取られ被成候上、沖御番所詰の番頭兩人、御家老の一人も、不致切腹候ては相濟申間敷との大評判に御座候、肥前の御附人關傳之丞、去る十六日朝より十七日朝迄、御役所都合十七度被呼出、御奉行直達も有之、用人取次も有

之、種々いぢめられ粉に成候よし、是も答ふりの善
惡によりて、存命無覺束相聞候、
一沖兩御番所は、上下五千人程宛は御定法の御
詰と、兼て佐賀より御届被成置候處、此節は五十人
計ならては詰人數無之、大手抜け故、荒き御咎め可
有之この風聞に御座候、禊事記、
文化五年八月

一佐賀家來聞役傳之丞、米倉權兵衛を始として、都
合七人切腹有之由、追々取沙汰有之候、長崎秘記、
同年十二月朔日、近來長崎表異船渡來により、松平鍋
島肥前守、松浦肥前守、爾後蘭人歸帆の後、參府すへ
旨仰出さる、
文化五年十二月朔日

松平肥前守

近來長崎表の異國船渡來に付、其方儀、如前々二月
中御暇可被下候、阿蘭陀船歸帆後可有參府候、
右於波の間、老中列座青山下野守申渡、文化年録、
視聽草、
文化五年十二月朔日、波の間において老中列座、下
野守申渡、

松平肥前守

近來長崎の、度々異國船渡來いたし候に付、其方
儀、彼地御用も相心得候事に候得は、以來毎々の如
く二月中御暇可被下候條、阿蘭陀船歸帆以後可有
參府、諸事改入念可申付旨被仰出、文化戊辰長崎
異事録、
同六己巳年正月晦日、支配勘定中村繼次郎、長崎奉行
手附菅谷保次郎、上川傳右衛門、長崎表諸厄利亞船渡
來の刻、進退不束なりしにより、押込仰付らる、同年二
月朔日、支配勘定人見藤右衛門、御普請役荒堀五兵衛
等は、御褒詞あり、
文化六己巳年正月晦日、柳生主膳正按するに、御
勘定奉行、宅に
て同人申渡、水野藤九郎按するに、
御目付、罷越、

御勘定奉行の

支配勘定 中村繼次郎

去辰八月、長崎のエゲレス船渡來の節、出役可致旨、
松平圖書頭申遣候處、早速不罷越、臆し候致方不束
の事に候、依て押込申付之、

支配勘定嘉平次俸
長崎奉行手附出役
菅谷保次郎
御普請役長崎奉行
手附出役
上川傳右衛門

附札名代 皆川沖三郎

去辰八月、長崎のエゲレス船渡來阿蘭陀人を奪取
候段、不慮の事に候得共、檢使罷越候身分にて、度
を失ひ罷歸り不埒の事に候、依之長崎奉行手附出
役差免、押込申付之、
右の通、可申渡候、
右備前守、直に主膳正の渡す、
同年二月朔日、御勘定所中において、主膳正申
渡、

支配勘定 人見藤右衛門
名代 若山彌一郎
御普請役 荒堀五兵衛
名代 荻野久五郎

去辰八月、長崎表のエゲレス船渡來の節、松平圖書
頭差圖に應し、速に出役致し骨折候段、譽置可被申
候、
右備前守、直に主膳正の渡す、文化戊辰長崎異
事録、禊事録、

通航一覽卷之二百六十終

通航一覽卷之二百六十一

諸厄利亞國部十

○狼藉始末常陸國大津濱
文政七甲申年五月廿八日、常陸國大津濱多賀郡に屬す、
山備前守
領地なり、に異船二艘來り、十二人鐵砲を携へ上陸す、
時に中山備前守か人數之を捕ふ、然るに、本船の人數
よせ來るへき形勢により、同廿五日水府に加勢を請
ふ、よて同日より一番手二番手追々出張あり、
文政七甲申年五月十七日、柳橋藤藏書狀、按するに、文
に、此人水府家臣にて、今度出
張人數の内なり、下同し、
一五月廿八日朝より、異國船に大津濱邊の相見え
候處、凡船五六十間も有之候よし、二艘晝頃右船よ
り傳間船四艘乗下し、大津濱邊へ寄來、無程着船仕
候、傳馬船大さ四間半、六人乗四艘の内、二艘沖の
漕返候、跡二艘は渚の付上陸致候、人數十二人、持道
具、鯨突二本、同ををし一本、同□□一本、もり十
三本、うけ旗帆、鐵砲四挺、筒目六匁位の仕立、玉目
九匁八分也、火繩なしにて、金と石と摺合にて火出

打申候由、同廿九日朝、水戸に及注進、尤大津濱は、
按するに、大津濱以下地名數種に涉れども、みな常陸國水戸、其外多賀郡の海岸なれば、下悉く郡名を注せず。 水戸別高、中山備前守知行所に有之候、同日晝頃一番手罷出候様達有之、我々とも一同相詰候名前、

先手總頭 庄勘右衛門騎馬 組同心廿一人
同斷 矢野九郎右衛門騎馬 組同心廿一人
目付役 近藤儀太夫騎馬 徒目付 住谷七之丞 千賀惣三郎 目付同心下役二人 筆談役 飛田勝太郎 會津常藏 同掛り徒目付 菊地三之丞 目付同心下役二人 大筒役 井上外記流 高山勘左衛門騎馬 高山角馬騎馬 同心五人 大筒七挺 矢倉方 郡方 諸職人、都合二百人餘、二器小荷駄四十二疋、
廿九日夜九ツ時分、評定所出立にて、別高境多賀郡伊師町濱邊迄相詰、晦日晝頃助川小木津川尻邊沖にて、異國船大筒を打候音、一時の内には十二三度つ承候、尤何故打候歟相分り不申、戸杯に響候程大さ成も有之、又小きも有之、此段追々濱々より注進有之候、我々どもは、伊師町に居候所、手綱より按するに、多賀郡に屬す、中山備前守の居所なり。 使番乘來り、大津濱に廿八日よ

り異人十二人捕置候に付、異國船とかく彼地に乘寄候、無勢にて無心許候間、何卒御加勢被下候様頼御座候間、此段水戸に申遣、翌朔日伊師町出立、大津濱に相詰申候、六月二日二番手人數、川尻濱に被差出候、名前左の通、

先手總頭 北河原甚五右衛門騎馬 同斷 藤田繁藏騎馬 組同心廿一人宛 目付役兼使番 榎本四郎兵衛騎馬 徒目付 逸見儀左衛門 飯島惣兵衛 目付同心下役四人 大筒役關流 兼子彌惣右衛門騎馬 手添 吉川甚兵衛 小野七太夫 酒井龍助 大筒七挺 筆談役二人、都合二百人餘、
赤濱に郷士五人 高尺郷獵師五十人宛 磯原濱に同斷 石濱に郷士三人 郷獵師三十人 河原子濱に同斷 逢瀬濱同斷 水木濱に同斷 郷獵師五十人 久慈 磯崎 平磯 同斷
港濱 船大將 富田源五郎 同心四十二人 目付役 笠井半太夫 徒目付四人 下役四人 大筒掛 桑屋善兵衛 關流同 同善太郎 大筒掛 酒井助右衛門 其外十人程 手添 岡

部五郎右衛門 同 多士部源藏 大筒二十五

挺 後詰郷士二人、
磯濱に郷士五人 郷足輕五十人
大野詰松川加勢兼 先手物頭 中山庄司右衛門騎馬 同 楠七郎兵衛騎馬 目付兼使番 三木陸右衛門騎馬 大筒掛 竹谷忠右衛門 柏軍次兵衛 徒目付二人 下役四人 與力 田村又右衛門 郷足輕三十人 目付下役二人 何れも武器小荷駄付、大津濱後詰、
右の通、追々濱方注進に付、五日夜迄に出張仕候、跡手當一の先手番、二の先手番、三の先手番支度いたし罷在候、六日夕刻手綱に駈付、新番被差出候、總乗懸けにて、鎗一本、具足箱爲脊負罷出候、
目付代 渡邊伊右衛門騎馬 槍使 野村覺右衛門騎馬 目付下役二人 組付組頭二人は騎馬、
水戸より罷出候人數は、大抵右の通に御座候、
手綱より 家老 岡本戸太夫 物頭二騎 目付 使番 雜兵百人 右大津より相詰申候、
大津脇仁井田村に、棚倉井上殿より按するに、陸奥國棚倉城主井上河内守

り、人數を差出候、是領分に付て也、

物頭二騎、足輕六十人、目付使番、郡方代官、手添醫師、津役奉行、大筒掛、筆談役、三百餘人、武器其外小荷駄七十疋、
此外、出張有之候處は、平瀨、關田、四ッ谷、小名等にて御座候、是は見不申候間、相分兼大略仕候、
一番手人數、前々の通伊師村出立、晝頃磯原村に相懸候處、十五六町沖に異船一艘相見候間、直様陣取致候處、異船は南沖に走出し見失ひ申候、夫より大津に七ツ過頃、海岸に陣取いたし、夜に入宿陣に入申候、
一二日陣場口口櫓等の心掛仕、并大筒等仕掛候場所取いたし、屯場等見分仕候、
一三日、兼て上陸の異人見分仕候處、其様體猿の如く、丈高く髪の毛ち、れ赤候、二三寸位髭も赤くちちれ、色の白きもあり、又殊に黒きも御座候、是は黒人と申候由、十二人の内一人黒く見え、衣服は猩猩緋羅紗或は黒白、いづれもぬひくるみ致着用候、足は股引の様成物をはき、沓をはき、底は金の様子に相見候、言葉は更に相分不申、通詞兩人掛合候

ても、書は相分り候ても、言語は更に不分明承之、食物は飯を少々宛五六度食申候、箸は不持手握に食申候、菜は生ねぎ、生大根、青梅、生鶏杯食申候、醬油鹽にて煮候物は、一向食不申、時々鶏などを海鹽にて煮食申候、酒も少々用ひ申候、明土藏に入置、人足番人五十人、足輕十人、虎落結廻し幕打置申候、乘來候傳馬船は乗付候所に揚、虎落結廻し二艘とも差置申候、船道具等前件の通りに御座候、此四五日至極落付、異人とも唄杯にて、踊杯を見る様成眞似致居申候、

一四日裏濱近邊用心の爲見分罷出、下拙繪圖取被申付、圖取仕候處、小五面大五面と申船、舟橋の様に見え候處有之候間、手綱、水戸に申遣、裏濱手當仕候、水戸殿より出張人數書

目付 近藤儀太夫 先手物頭 庄勘右衛門
纏一本組同心三十人、内廿人鐵砲、五人弓、五人警固、小頭一人、矢箱一荷、玉箱一荷
先手物頭 矢野九郎右衛門
右同斷
大筒掛 高山勘左衛門 高山角彌 附同心五人

筆談役 會津恆藏 同 飛田勝太郎 徒目付
菊地三之丞 同 千賀三太夫 同 住谷七之允
郡方手附 寺門多一兵衛 矢倉方手附 伊藤榮三郎 同 柳忠兵衛 目付方下役四人 合圖持中間二人 手明中間四人
中山備前守人數書
足輕頭 國分政右衛門乘馬一疋、小印一本、徒士六人、足持、鐵砲二 同 松村平太夫右同 足輕頭 桑名權藏右同 郡奉行 寺門忠太夫徒士五人、乘馬一疋、郡方下役六人、 目付役 吉田源次右衛門兵糧掛り兼徒士五人、 同 兩宮又兵衛徒士五人、乘馬一疋、下役三人、 徒目付 石川茂兵衛徒士一人 郡方添役 江橋吉右衛門徒士一人 儒醫外科兼 郡司貢徒士三人 大津定詰津役 作山官治徒士二人 作事方 檜山平次兵衛徒士一人、手添二人 勘定方 神谷八五郎徒士一人、手添二人 馬醫一人、外持人 手明小者等十一人、外に、大津濱に獵師鐵砲二十一挺、郷士百人、大筒二挺、并掛りの者二人 差出置候、此外領地海岸四ヶ所、郷士一騎つゝ、差添、右同様手當申付差出置申候、

井上河内守出張人數

先手物頭 足立宗太夫足輕小頭一人、砲卒二人、手明足輕九人、 同
永田善左衛門同斷 使番 足立喜兵衛下目付一人
大筒掛り 細野三太左衛門大筒手傳の者二人 同 貴志又右衛門右同 同 志賀宗右衛門右同 筆談役 久保壽數 津奉行 大石十兵衛津奉行手代一人、代官手代一人、普請手代一人、大工中間等、
小名濱近邊

安藤對馬守人數 平六百八人程 内藤播磨守人數 湯長屋四十人程 本多越中守人數 泉七十八人程 阿部飛騨守人數 白川□□□視聽草、

文政七年六月十二日の事なり、或人文通いひこしたるは、按ずるに、十二日は文、常州助川村といふの海濱自注、水府より通ありし日次なり、十八里といふ、異國船數艘着岸す、其事聞え、水府より警防を出されしとぞ、其餘奥州の地にも着岸せりとなり、船は諸厄利亞といふ、これ風説にもあらざるへし、此頃水戸の御屋形へ用人を遣したる時、かの同朋啓阿彌か云しは、中山備前守も、この度は心配の事候なり、かの領内に異國船着岸して、彼是に騒動すと語れりとぞ、前の助川村といふは、中備州

の領邑ならん、また水戸の人より、或人の許に交通せる逆、轉示せし書に曰、

然は、兼て御咄申上候異國船、領分の界大津濱と申所、五月廿一日小船六人乗二艘、枇杷隊買求度趣にて上陸仕候、所持の品は鳥銃四挺、鎗四筋、劔四腰、羅紗二反、其外金銀等所持仕候、右に付、早打にて御訴に相成候所、中山備前守様御人數三番手迄御繰出し、御表家よりも御先手三組、大番頭一組、郡奉行等御出役、其外井上様自注、今之、より、大津濱西南界迄五段に御備被成、誠に誠に美々敷相見え申候、尤小船長四間半、横四尺八寸、深さ二尺程に相見え申候、一艘は萌黄色、一艘は白色、一艘へ櫂六丁つゝ、長一丈二尺より一丈四尺餘也、就夫拙家迎も郡方御役等御出張にて、日々兵糧指出し候に付、晝夜大騒動、只今までは御小勢に相成候得共、百人餘防禦の御人數御出張に御座候、先月朔日頃、遠眼鏡にて見候得は、沖合に元船四艘相見え申候、是は一艘は百間程も有之由に御座候、餘三艘は二三十間程に相見え申候、其沖合に十餘艘も並居

候由に御座候、乍然、是も餘程遠沖と相見え、遠眼鏡も不及候、尙又先月朔日二日頃、元船にて、三百目玉程の鳥銃二三十程打出し候に付、諸人上下の差別なく、今にも合戦にも相成候様に被存候、依て農家は手後れに相成、漁事は出船不被致候に付、一向無之、誠に大難澁に御座候、此節麻疹流行、人馬も甚差支申候、右の儀、委敷申上度候得とも取込中、殊に公儀御出役様御歸府に付差出し候間、亂筆御免奉祈候、

六月十九日

柴田玄洋拜

又聞、上陸の者は捕たるが、無故返しやりしことも、何分種々の人口、唯聞には、官上にては最穩にすへしと、何人か指圖ある杯言觸せり、總して如斯事は、世上は妄説のみ多く實説は少し、併去年は、銚子浦高崎侯の領内へも異船來り、又今年も如此、近頃は餘り數度に及へば、人も怪む者も無きやうなりき、今はかゝる世中の事に關るべきならねと、學堂の中に洩聞する事は、筆のすさみに録するなり、安藤侯自注、岩城平、領地は、かの着岸の近邊にて、海濱わつかに二里はかり、因て人數三四百も出したるが、

侯の家老某は、朝川善庵の門人にて、師家に来て述懐せしといふ、その言は人數を出す事、速にすへしと其邊の御代官より催促故、心を用ひて令に違はす出張せしに、官の御沙汰は、何か仰山なる體にて、入らざる事の旨聞ゆ杯いひしと、前書にもみゆる如く、井上侯よりも人數出したるが、此侯は所替後貧國なるに、奇特の事と沙汰せしとぞ、以上甲子夜話

同月八日、本船二艘大津濱近く寄り、端船九艘人數五十餘人渚によす、よてかれ手向ふにおいては、一時に撃果すへしと總人數待居たり、然るに只囚人を請取らんと請ふ、

文政七年七月十九日、柳橋藤藏書狀
一六月六日七日至極無事にて、一同休息いたし罷在候、

一八日朝、南より異國船二艘北に走參候様子相見候旨、見張番より注進有之、又々跡より二艘乘來候よし注進有之、都合大船二艘乘寄候様見え候間、人數一同致支度屯場の相詰候、郷人數いづれも渚へ相詰申候、四艘異國船不殘大津濱近く漕寄、松ヶ崎と申出山の鼻影に廻候、表濱よりは見分り不申候

に付、手綱使番を以物見に差出候處、松ヶ崎并蚤呼り鶴島等の邊に四艘共乗寄、右船より傳馬一二艘つゝ、相下り、此邊向ひ漕來り候由注進有之候に付、總人數、鐵砲袋より出し、火繩に火を付、弓鞞計春負、異國船の儀故、何等の心得候哉難計、上陸の異人留置候間、亂妨の上取返す心得か、いづれ不安心の事故、一同安き心も無御座候、大津内留岡杯と申所の者どもは、大筒を仕掛山故、今日の内に如何成行事哉と大に騒立、家財道具を脊負ひ、皆々奥山に引去候間、家數十四五軒明家に相成候、其外老年のもの、女童等に至まで、殊の外愁傷仕候、扱松ヶ崎影より傳馬二艘帆を掛乘來候、其早き事飛か如くに相見え候、追々乗寄、都合傳馬九艘乗入、五十五人、いづれも異形の笠頭巾等冠り、一艘かひ六本つゝ、つれも陸より五六間位の所へ漕寄、折々は陸へ付申候、右故人數手向ひ候は、可打旨達し有之候間、今や可打出と眼も不放見分仕候處、一向手向の様子も無之、只先日上陸の異人を返し吳候様にと、仕形物真似の由相見候、元船四艘は替々輪乘を致し、渚の様子を見込候體にて、十一二町計沖を

乘廻し居候、出役の通詞にては言語不相分、大に差支候處、上陸の異人と心安く相成候者三人、大津濱に御座候、此者差出候て爲見候得は、少々宛物真似等相分、此方仕形も先々分り、上陸の異人返し候儀は、二十程寐候て來るへしと致仕形候得は、十寐候て來度由、仕形いたし候へとも、不相成候様に物真似仕候得は、漸々吞込申候、是は先日公儀に申出、江戸より御代官一人、蠻國通詞二人差下しに相成候筈にて、十日に大津着の旨に付、追て可返旨挨拶仕候、乍去大通詞罷下候て、掛合何れに相成候哉の程は、不相知候得共、先當座の挨拶仕候事と相見え候、傳馬九艘とも不殘本船に引返し、本船ともに北沖を指馳出し、間もなく見失ひ申候、夫より總人數一同屯場の相引、命もふけし心地にて、宿陣へ相引申候、視聽草、雜事記、

同月十日御代官古山善吉及ひ通辯人、足立左内、吉雄忠次郎、大津濱に參着し、糺向を遂るに、鯨獵に渡來し、船中病人藥用のため、菓實野菜を望み、國法を辨へす上陸せしむね陳謝す、其首尾敢て疑しからざるにより、同十一日國法を諭し、俘囚を返し歸帆を命す、同十三日より

追々入數海岸を引拂ふ、時に水府一番手は、猶水木濱に多賀郡に出張なり、

文政七年七月十九日、柳橋藤藏書狀

一六月九日には別條無之、十日四ツ過頃、公儀御代官古山善吉殿、大通詞二人足立左内、吉雄忠次郎下着仕候、同日通詞二人并水戸徒目付立會にて、異人と對面有之候處、イギリス國の異人にて、阿蘭陀國之文字通用、言葉も相分り、殊鯨取船の由挨拶仕候、日本に船着仕候は、全山肴調申度故と相分、尤船中に病人有之候處、海肴計喰候て心能も無之候故、何卒牛鶏の類買求申度由承り申候、鐵炮持参り候は、海盜防の爲持参仕候由、いさい相分候に付、明十一日早天に、異人傳馬ともに御返しに相成候由御届有之、十一日朝六ツ時人數相揃、元の傳馬にて船道具等如元相揃、異人十二人御返に相成候、此方より遣候品々、米二斗、喰二鉢、青梅、薩摩芋、枇杷、李、葱、いづれも一籠宛、鶏十二羽相添遣申候、此日は雨天にて、沖合殊の外闇く、元船へ行合候事六ヶ敷可有之哉承り候得は、譬元船に行違候は、其儘國迄罷歸可申存候へ共、五六日相尋見可申と

致挨拶候、右に付、大津一件無事相分、十三日出立にて我々共一同、中山別高境伊師町迄引取申候、井上人數も十二日致陣引候、手綱人數暫出張居候様達し有之、御代官も小名御陣屋等飛札を以御懸合等有之、十七日出立仕候、郷足輕差出置濱々は爲引候て、一番手我々共は、伊師町を廿二日出立にて水木濱に出張、只今に罷在、扱々此度程の難儀、又とは有之間鋪と奉存候、中々書體にも不相成候、乍去珍事に候間、亂筆入御覽申候、水戸より文通にて承候處、鈴木石見守、江戸老中谷登十郎、城代尾崎權太夫家老、其外佐野倉之丞、先手物頭伊藤左一郎、目付栗田八郎兵衛、佐野孫兵衛、町奉行安松伊兵衛、役替澤山有之由承申候、池野様にも此度の次第一々申上候筈の處、いづれにも永々にて認兼候間、何卒此手紙の趣、御咄被仰上可被下候、
同年六月九日問答、按ずるに、柳橋藤藏書狀に「一其方共、不殘語厄利亞人なる哉」、答 左様に御座候、ロンドンを出帆仕、十八ヶ月に相成申候、○一何用有之、此地方へ致上陸たる哉」、答 元船に敗血病人御座候に付、果實、野菜、阿蘭陀草様のもの、

并羊鶏等得度候に付上陸仕候、○一右の品々得候ため上陸いたし候ものども、何故鐵炮は携來候哉、
答 鐵炮相携候は、此鐵炮を代に遣し、右の品々を貰得候ため携參候、○一元船は何船にて有之候哉、
答 鯨漁の船にて御座候、○一沖に元船何艘程有之候哉、
答 類船三十艘御座候て、所々に散在いたし有之候、○一此人數の内、船長の者有之候哉、
答 兩人有之、餘は不殘水夫にて御座候、○一御免にて御歸しに成候節は、橋船にて元船に歸らる、
哉、
答 何卒御免を相願候、隨分元船に相歸申候、○一十二人のものども、名前は如何、年齢何歳なる哉、
答 漁船の船主キブリン三十三歳 同ケンブ三十四歳 水夫ヒールテルチエルモ四十歳 同フルクトル二十六歳 同ラレル二十二歳 同タウナハール十九歳 同ウエルレムルトン二十四歳 同フルテレリーチエル二十歳 同ヨセフシメット二十四歳 同ヨアンケヘンス二十歳 同トーマスデービス十八歳 同ヨアンテルレル三十八歳
同月十日問答、
一千八百十八年寅年、千八百二十二年午年、按ずるに、寅

年は我文政元年、午と、此兩年、其國元船此方の浦賀湊に渡來致歸帆の節、此後其國の船此國の地方に寄間敷旨堅申聞置候儀、其方共は未傳承せざる哉、
答 一切其儀承り不申候、唯病人御座候故、薬用の品得度、無何心上陸仕恐入候儀に御座候、○一其方共の元船何程積、并大さ幾何、人數乗組候哉、
答 船名、長さ九十八フット、船首幅二十七フット、二百五十トン積乗組二十八人、又船名、長さ百五フット、船首幅三十二フット、三百六十七トン積乗組三十八人、○一此度の十二人は、不殘右兩船の者なる哉、
答 アン^三脱^三カ^三船^三の方、船首一人、水夫五人、インデイン船の方同斷、○一近年に至て、此國の近海にて、異船の帆度々相見え候者、如何成儀哉、
答 日本地方近海において、近年鯨漁多取れ申候、右相見え候異船は、都て鯨漁の船にて可有御座候と奉存候、
申諭
此度其方共、我國々近海に船を寄るのみならず、不法に上陸いたし候儀、我國の禁を犯し、容易ならざる事なれども、其方共、此儀一切辨へ知らず、唯病

人ありて、是か爲に、果實、野菜の類を得度ゆるの由に有之故、此度は差免し、且乞にまかせ、薬用の品、我等の差略を以さし遣候間、早々歸帆いたすへし、此以後右様の始末於有之は、ゆるしかたし、此度歸國の節、鯨漁のもの共、また其外々へも急度相傳ふへし、

六月

我國の法にて、常々來らざる外國の船、いつれの所にも、着岸をゆるさざる事なれば、速に歸帆いたすへきなり、

右書面、横文字にて書付、異人に被相渡、

異國人に被下候品々

一りんご三百五十、一籠 一枇杷四升、一籠

一大根一把五十本つゝ、十把 一さつま芋三

十二本、一籠 一鶏、十羽 一ひょう、一籠

一酒五升入 一樽 以上、雜事記、

視聽草

文政七年六月、或人の文通には、水府御領中山備州領分に、異人七八人上陸して居れり、因て御代官古山善吉、御普請役兩人、并高橋作左衛門の屬吏足立左内、紅毛通詞吉雄忠次郎を遣はさる、自注、御普請役の内一

通航一覽卷之二百六十一終

人は、先年滿洲の地まで往たりし間宮林藏といふ人なり、又曰、この異船中病あり連、林檎、蠻菓、鶏等を所望す、因て是を與へたれば出帆せしこそ、羊も望たれど、吾邦にはまれなる故、替て鶏を多く遣したりと人言へり、甲子夜話、

通航一覽卷之二百六十二

諸厄利亞國部十一止

○狼藉始末 常陸國大津濱、薩摩國寶島、陸奥國九戸

文政七甲申年七月廿日、御代官古山善吉に黄金時服、及び通辯のものに白銀を賜ふ、同廿八日に至り、水府人數水木濱を引拂ふ、後水戸殿御褒詞を蒙られ、書付をもて家人を賞せらる、前册併せ見へし

文政七年七月朔日

御代官

古山善吉

常州大津濱に異國船渡來に付、御用仕舞罷歸候に

付、御目見、甲子夜話、

文政七年七月廿日

御代官

古山善吉

常州大津濱に異國人上陸に付、罷越骨折候に付被下之、

右於御右筆部屋縁頼、和泉守 按するに、老中 申渡、

天文方高橋作左衛門、手傳

銀十枚

立左内

同斷通辯の儀、骨折候に付被下之、

右於躑躅の間、若年寄出座、河内守 按するに、増山正寧、申渡之、文政年録、御徒方萬記

文政七甲申年五月廿六日より 按するに、此日次誤なるへし、六月初旬に至り、諸厄利亞船奥羽、常州海上漂流横行す、近國警固の人數を出して騒動す、片山氏筆記、

文政七甲申年八月廿九日、柳橋藤藏書狀 按するに、文中に、此人水府家臣にて、今度出張人數の内なり、

然は、書面差上候心得にて、出張先水木濱にて 按するに、常陸國多賀郡に屬す、下地名みな同郡、及ひ水戸の海岸なれば、悉郡名を注せず、 七月廿五日水戸へ遣し爲登可申存候處、水木より水戸迄の内にて失ひ、相知不申候付、夏中の御挨拶大に延引仕候、一昨日澤村より手紙出候由、郡方より届候間、則差上入御覽申候、餘り永々敷事にて、御面倒にも可有御座存候得とも、田舎の大變の事故荒々申上候、七月廿八日水木濱總人數引拂、早朝に鐵炮玉込海上に打拂、并高山大筒三百目五百目、五挺、玉込にて同しく打拂、夕刻水戸着、番年寄月番屋敷へ到着、届の上宿所へ相引申候、川尻も同斷、右番所跡詰は郷足輕五十人、此度總人數水戸殿より直書に

て、賞詞被差出候寫懸御目申候、則左の通御座候、今度異舶着岸の節、守護相整に付、自公邊蒙御賞詞、於拙身數多の面目不過之存候、實是文武二公の御遺烈に候處、常々其方共能先訓を不忘、年々調練武門の令を相守、老稚の病患をも打忘れ、速に致進發候族も有之由、人臣の節厚心懸候故の儀と不堪感傾候、向後猶更心得肝要に候、仍揮秃筆論一同如件也、

文政七年甲申七月

前件小者に至迄、右の所可申達候、此事好事者の雜說紛々相聞、不通事情生風露の憂候事も難計候、依公邊御裁許の略書相添候、一同可致承知も

右の趣、直筆にて被差出候、我々とも夏中の憂ひ、一時に忘れ候心地不過之存候、公儀よりも近々御添書等數多有之候得共、是は略申候、先別紙の趣御一覽可被下候、追々可申上候、視聽草、

文政七年八月八日、譜厄利亞船薩摩國寶島に七島の一來り、翌日上陸して田家の牛を奪ひ、火炮を放ち狼藉に及ふ、よて番人物陰より火炮をもて、其長を討と

る、よてみな本船に逃れ、同十一日歸帆す、領主松平島津豊後守齊宣家老より長崎に注進し、死骸を送る、同月廿一日、長崎奉行土方出雲守より、其よし近國の領主に達す、甲子夜話に載平戸達書の文中を察するに、同閏八月十一日、江戸に於て齊宣より老中に達す、

文政七年

八月薩州の島に異國船來り、上陸して物を乞ふさまして、耕牛を指さすゆゑ、言語は通せされども、その意をはかりて役所に申て遣すへし、私には遣はしかたしといふ心なれど、言語通せされは、蠻人はこれをいなむやと心得けむ、愠れる體にて本船に還る、その事聞えければ、役所には守吏打寄て談するに、彼異人とも憤て還る體なれば、必復來て狼藉せんもはかりかたしと、老幼は谷陰に隠し、壯者は山林の中に伏せ、わざと役所を明け、外に出て居しに、案に違はす異船また來る、石火矢を二放して役所を打崩す、されども、人ゐされは害なし、かくする中、數人上陸しその邊見あるき、民家に入て繫きたる牛二三疋を取て、銘々に手に持たる物にて、かの牛を殺し肉を切割き、船に運ふさまなり、その

中に、長け高き赤服したるもの有て、これを指揮する體なるを、守吏物陰より窺ひ寄りて、甘間はかりにしてこれを打に、あやまたす、鉛子赤服の胸に打ぬき即ち斃る、外のものも之を見て、皆逃て船を出し去りぬ、この打取りたるものは、船長とも思はるれば、その死骸は鹽漬にして、長崎御奉行所へ送り、江戸へ注進す、薩摩より江戸への脚力、最早きか廿日に着なるか、此度は僅十五日にして、閏八月六日着し、二度の注進は八日に着せりと聞く、因てかの分家島津淡州の方に問はせけるに、正しく十一日に届書出たりとて示す、

御用番青山下野守按するに、相届、

私領薩摩國七島の内、寶島沖へ七月八日、白帆の船一艘漂來、橋船より異國人七人致上陸候付、役々差越相尋候處、言語文字不相通、無程本船に乘戻、翌九日橋船二艘より致上陸、牛望の由致手様候に付、不相調段手様を以相答候、旗印は難見分候得共、エダレスと申言葉迄相分り、野菜相與候處、本船へ乘歸、又々橋船三艘より多人數致上陸、方々致徘徊、海邊へ繫置候牛一疋打殺、外に二疋奪取、在番所へ

鐵炮夥敷打掛、本船よりは石火矢繁打放、及狼藉候に付、目付役彼島へ遣置候吉村九助と申もの、鐵炮を以異國人の内一人打留候處、其餘のものともは不殘本船へ逃歸、午末の方へ乘行、同十一日迄の間、遠沖へ帆影相見え候得共、其後何方へ乘行候哉、不相分候旨申來候、依之、物頭島津權五郎と申もの、人數相付、彼島へ差渡、其外浦々島々へも、取締嚴重に申付置候、右打留候死骸地方へ差送次第、警固のもの相添長崎へ可送遣旨、彼地奉行へ委曲申達候の由、國元家來共申越候、此段御届申上候、

申八月十一日

松平豊後守

尋て、長崎の官廳より相渡せし書面とて、平戸より達す、其文、
同月廿一日、長崎奉行土方出雲守より達書
松平豊後守領内薩摩國七島の内、寶島沖へ去月八日、白帆船一艘漂來、橋船より異國人七人致上陸候に付、役々差越相尋候處、言語文字不相通、本船へ乘戻り、翌九日異國人橋船二艘より致上陸、牛等相望、旗印は難見分候得共、エダレスと申言葉相分候

付、野菜少々與候處、又々橋船三艘より多人數陸へ乗付、方々致徘徊、海邊へ繫置候牛一疋射殺、外二疋奪取、在番の者罷居候番所へ鐵炮夥敷打掛、本船には石火矢繁く打放及狼藉候付、爲目付役城下より、彼島へ致渡海居候吉村九助と申もの、異國人の内一人、鐵炮を以打留候處、其餘のものも不殘本船へ逃歸、午末の方へ乗行、同十一日迄の間、遠沖帆影相見候得とも、其後何方へ乗行候哉不相知候段、豊後守家老ともより申越候に付、此段爲心得相違候間、御在所へ可被申越置候、

申八月

同月十九日、薩州開役よりの廻狀

松平豊後守領内、薩摩國七島のうち寶島沖へ、去月八日、白帆の異國船一艘漂來、橋船より異國人七人致上陸候に付、役々差越相尋候處、言語文字不相通、本船へ乗戻、翌九日異國人橋船二艘より致上陸、牛等相望、旗印は難見分候得とも、エゲレスと申言葉相分候に付、野菜少々相あたへ候處、又々橋船三艘より多人數陸へ乗附、方々致徘徊、海邊へ繫置候牛一疋射殺、外二疋奪取、在番のもの罷在候番

所へ鐵炮夥敷打掛け、本船よりは石火矢繁打掛、不及手に候付、城下より差越候豊後守家來吉村九助と申者、異國人の内一人、鐵炮を以打留候處、異國人とも不殘本船へ逃歸、午末の方へ乗行、同十一日迄の間帆影相見候得とも、其後何方へ乗行候儀不相分候、異國人死骸の儀は、致鹽漬置候旨申來候に付、城下より手當の人数一組、早々彼島へ差渡候旨、委細の儀は追々可申上旨、今日御奉行所へ御届仕候に付、爲御知爲可得其意如此御座候、

一右の記文は、谷文晁の方に有しを寫し來れるものなり、定めし薩州より來るものならん、前卷の風説、并に届書等の更に又詳なれば、こゝに記す、

大船一艘 但、日本船十七八反帆位、柱三本、白帆三重、矢帆柱まで四本、餘程高く相見え候、船外廻り白塗り、上の方黒く、旗印不相見得候、矢帆の仕掛にて進退致自由候様見得候、はし船は長五尋位、横四尺餘も可有之、外廻都て白塗、薄き板にて、女鳥羽にはき立、板子なども無之、至て手軽く、舳撈長一丈四尺計、脇撈六挺、長さ一丈許も可有之、夫にて漕候故、早き事矢のことく、日

本人の力にては及かなく見え申候、

右は、當月八日北の方へ船相見得、當島按するに、寶島をさす差向段々近寄、其日は辰巳の風にて向風同前、此方へ差向乗候に付、人々無心元氣を付居候處、無程帆柱形日本前の船とも不相見得、帆も白く相見え、左候得は、琉球船にても無之、暫時に半里計の所へ乗附、はし船より七人乗にて前籠と申所へ乗入、在番松元次助、横目中村理兵衛差越候得は、いつ方の船とも言語不相通、手様を以、沖より遠目鏡にて見候得は牛見え候故、所望いたし度、牛を指さし致手様候間、遣候儀は不相成と、此方よりも致手様候内、島役々出合候得は、直にはし船押出し、本船へ乗歸候に付、その儘にて役々も引取、別て無心元船と相見え候付、所々へ遠見番付置候處、北の方へ三四里も走出、夜に入船不相見得候、

一翌九日夜明候得は、四五里も相隔、又々當島へ船差向候段、遠見番より申出候、朝五半四時頃、半里計の所へ船を掛、はし船二艘おろし前籠へ乗込、所の者とも早々差越候得とも、昨日の通牛を指さし所望致度旨致手様、何ぞ怪敷體とも不相見候、詰横

目吉村九助在番島役々差越候處、彼方より書付差出、横文字ゆゑ不相分、此方書付文字不相通、彼方より燒酎并麥にて作候菓子、彼方通融の金銀衣類、或は剃刀、小刀、鋏、はり、時計等差出し、牛に致交易度致手様候へとも、其儀は不相成と致手様、米、野菜等見せ候得は、米は澤山に持合、野菜を多く望候やう手様いたし、里いも、薩摩いも坏あたへ候得は、別て歡候體にて、船中乗兵人数の事手様を以相尋候得は、左右の手の指七度握り候、左候へは、七人乗にて可有之と相見得、また阿蘭陀、長崎と申事相分り、又丸を二つ廻し、阿蘭陀、インギリスと其丸に指さし候得は、阿蘭陀と對峙に有しインギリスと申事と相見え候、先年長崎へ差越候エンゲレスの事にては、有之間敷哉と存申候、按するに、文化五年来り狼藉せし事を又鯨を畫き、片目を塞きなどいたし笑候て、其を突船より引候様手様いたし、船にももりの様成ものを乗せ居候よし、頭はち、れ毛にて過半赤く、又黒きも有之、至て短く、眼相替候、又日本人と格別不相替も有之、勢高く、鼻筋高く、色は日本人同前に、衣類も緋羅紗類至て短く、腰の上まで

有之、袖細、股引、革足袋等にて、帽子は（）如是、勇猛の生質と見え申候、兎角牛を望候事不相成と申事何分通し兼、又は牛に指差候得とも不相分、野菜其外衣類等取揃歸候様手様致候へは、取集互に手を（脱）慇懃に（ルカ）暇乞の體にて、皆々はし船へ乗付、本船へ乗歸候、

一無程又々はし船三艘、大間の方へ差向參候段、遠見番申出、役々大間の方へ出役の所、折節大間は瀬波高く、難船着見及候哉、本の前籠の方へ相向候段申出、無程前籠へ漕入、前籠の口にて鐵炮三筒打、本船より石火矢を放ち、木山尻と申所灘を近く乗掛、はし船のものともは陸へ上り、御番所へ差向鐵炮を透間なく打掛、御番所より船着場迄は、百四五十間も可有之、岡山も無之見通しの場所、彼方よりは鐵炮ひたと打掛候付、萬一難及手候は、御番所節筒を以可打留と、吉村九助其用意にて打守り居、平場の勝負難成、味方損候ては不相成、先見合罷居、村中へ押懸候は、御番所木戸口にて可打留と評議相決し、相控居候處、加禰口畑と申候て、船着より四方一面に見得渡候廣畑へ、二人走行牛に向ひ

鐵炮一筒打候得とも、逃候と相見え、二筒目に打伏、追々右場所へ七八人走行、外の牛を追放し、終に牛を搦取牽行もあり、一人は小高き岡の上へ走上致見物居、打伏候牛を直にとき、三四人にて銘々右肉を肩に掛、持歸候體に相見え、其内も船場よりは始終鐵炮打續、此本船よりも石火矢を絶間なく打、然處最初牛を打伏候ものとも三人、村へ走向ひ候付大きに騒ぎ、御番所木戸口へは、吉村九助踏留居候、平田藤助鐵炮受取、御番所坂の下寺河と申所竹山より、横合に可打留と申合駈行候へは、横目中村理兵衛相續き參候、寺河迄は參候へとも、見込の場所へ不參内、上道より異國人三人、御番所木戸口坂へ向、鐵炮打掛け走上り候處、頭立候者と相見え候を、吉村九助此所にて打留候得は、一人は本道坂下より逃行、井戸涯へ牛一疋繫き有之候牛と、岩間との間二三尺明間有之所を、飛かごとく逃行、濱坂と申處邊にても候半、大音を揚之、日本人の聲よりもひ、き高く、如何様總勢を、本船へ相まごめ候ための大音と相聞え、俄に船元騒かしく相成候、右通三人上道より走上り、鐵炮二筒打、一人逃行、二人は

不相見、うなり候聲牛のごとく聞え候間、二人ともに打留無別條と存、右山を駈出木戸口へ走行候へは、二人打伏有之、最早息も絶居候、今一人相知ず候付、いつ方へか隠居候とも難計、暫木戸口を堅め居候得とも不相知、被打伏候異國人死骸并所持の鐵炮等、兩人にて警固いたし居、船も沖へ漕出候付、吉村九助いつ方へ控居候哉、不相知、所々尋させ候へは、御番所上の段に控居候付、始終の成行承候、御番所木戸口へ吉村九助待合、間合四間計の所にて打伏申候、今一人は上道より逃行候由相知致安心候、今一筒の鐵炮逃々捨打に打逃去り、同勢も引取申候、平田藤助、前田孫之丞二人は、其場より直によこひの鼻と申所へ、遠見に差越候、追々集候者ともは、所々へ遠見に差遣、郡司役所へ皆々相詰、諸事差引いたし候、飯米手當等旁下知ともいたし、總勢引拂候時分、七ツ半過にて候、追々遠見番より届申出候は、本船へはし船都て引揚、半里計島を隔西の方を廻り、其節迄も石火矢は折々打、帆柱へ三四人上り、遠見いたし候體に相見得、午の方一里半計走出、夜に入船不相分段申出候、其夜は遠見番も

所々へ付置候、
但、吉村九助申候には、少し左へ寄中り候と覺居、死骸相改候處、少し左へ寄脊へ打通、手足脊乃もの疵と相見え古疵跡有之、手の疵は新敷相見え候、海賊等いたし、疵を蒙りたるにても可有之と申事に候、最初上陸の節、船撈を取、又牛を打村へ走向候も此ものにて、頭取強氣のもの相見得候、
一女童老人、都て山々へ相逃、近山へ隠居候者ともは、暮に及歸候に付、女ともは終夜米をつかせ、遠山へ逃行候ものともへ食物續け、島中總人數郡司役所へ相集置、役所賄へ取計申候、
一又々亂妨可致も難計、吉村九助在番等談の上、人に應し役賦無之候得は、今日の通人數行散り防かたく候間、帳面被仕立役賦いたし、尤御番所木戸口坂中へは、逆茂木を引、外道有之場所は切塞き、木戸口の上は、三尺餘土手を築、上に鐵炮七八挺打候様場を拵、皆々働候て、夜半にも不及内に致成就候、
一翌十日夜明候へは船不相見、又々五ツ時分にて

も候半、午の方へ船相見え候段追々相届、段々近寄候旨申出、村中の者とも、衣類諸道具等取集騒立候間、役所へ集置、差圖の上逃させ候様致下知候得とも、耳にも不聞入、山々へ逃行、手に及び不申候、七ツ時分には、五六里も有之候半、大間へ差向參候段申出、暮時分には、二三里位も有之所にて、夜に入船不相分候に付、遠見番東西南北ともに詰所へ遣置、夜中上陸も難計候得とも、多分夜明より亂妨可致と、皆々鐵炮込合相待居候、勿論大間より致上陸候は、夫々防場申合、皆々役所へ集居候、

一翌十一日夜明候得は、船不相見段申出候、昨日より山々へ爲逃置候女童老人、今朝罷歸候、又々日出過に相成候へは、午の方へ又々相見え候段申出候、晝八ツ時分には、當島より東の方七八里も有之處迄參り、夫より又午の方へ向走行、追々遠く相成、暮前には船不相見候、本國へ歸帆いたし候哉、間切走にて右通度々候半と申事候、遠見番は爲念兩所へ遣し置候、翌十二日朝に相成候得は、船も不相見候、

一別て心遣申候は、右之通強氣成ものに候間、又々

致亂妨、山杯へ火を掛候得は、當島は皆竹山續にて候付、無殘燒拂可申と、是には進退行迫り心配いたし候得とも、其儀なく安心仕候、

一上陸致亂妨候者、人數廿三四人にても候半、體に人數不相知候、

一被打留候者所持の鐵炮十匁位、至て筒薄く、筒口茶碗などの厚さ、筒の長さ三尺四五寸も有之候半、臺迄四尺六寸計、火打からくり二匁位の玉、四ツ込め有之候、

一胴藥入牛角口藥入は不相見候、鹽硝は小割にて勝れたる鹽硝にて候、口藥別には不相用筋に見え申候、玉は切れに包、二匁位數多、五六匁位二つ三つ、八匁位一つ、早込二つ相殘居候、一つに玉四つ計つ、入有之候、

一衣類狸々緋、股引の様成は黒羅紗、帽子は籐をもつて作り候ものと相見え申候、

一打伏候牛一疋、外に二疋、合三疋都て女牛にて候、船本へ五六疋も牽行候と相見え候得とも、急に引取候故、船場にて取放し候哉、跡にて牛改候得は、右の通不相見候、三疋被奪取、外に鐵炮中りの

牛一疋、玉込り居腫痛み候得とも、追々快相成申候、一跡達て承候得は、二度目差越候節、鯨を突候物の外に、長柄一本、頭は二尺餘りの穂先にして、切れの袋に入候もの船に有之候、何にて可有之と氣を付候を察候哉、直に魚を釣候手様いたし、右の道具へ指差、是も爲用意、乗せ居候鍵類のものにて可有之と見及申候、

一右の一件御城下へ注進有之、歸帆後には候得とも、跡取締として、早速物頭并兵のもの召列、尤長柄弓鐵炮、其外役々差添、御城下前より致乗船差越候事、

一異國人死骸致鹽詰、其外所持の道具等取揃、御城下より差越、御用人差添宰領相付、長崎へ被相送筈に候事、

一前に記せし薩州寶島にて、狼藉せし諸厄利亞人の首魁を討取たる事を、去秋長崎にて高木作右衛門より肥州聞に、公儀届は如左なれと、その實は薩摩方にて多數人討れたりとぞ、左すれば表向は手柄なれ共内實は羨かたし、また高木か内密に言しは、異國人對戰の爲方は、少しく心得有りと、この心得

とはいかなる術策乎、以上、甲子夜話、視聽草、文政八乙酉年二月十八日、諸厄利亞船近年しばしば渡來狼藉に及ふによりて、その船及び自餘制禁の異國船、本邦近海に近よるにおいては、たゞちに打拂ふべき旨、沿海所領の面々に令せらる、證は、附録海防の部、異國船扱方、諸厄利亞船の條

通航一覽卷之二百六十二終

通航一覽卷之二百六十三

東埔寨國部一

按するに、清一統志及び采覽異言、長崎志等によるに、東埔寨また東埔塞に作る、一名眞臘、又占臘、或は甘字智ともいふ、其稱呼、四夷八蠻船行記、長崎志には、カボウチャ、舜水朱氏談綺等には、カボチャと旁訓す、今采覽異言、異國和解、印度志等に從ふ、本邦を去る事、西南千六百餘里、南天竺の内、暹羅の海灣に傍ふの地にして、王府は甘波邪カンバヤにあり、此國古昔扶南の屬國たりしか、國王姓は刹利、名は質多斯那なるもの、扶南を併有して、隋の大業中より漢土に通す、宋の宣和中、眞臘國王に封せらる、明の景泰より以後、漢土の貢を絶つ、それより前、既に暹羅に臣服せしか、我享保二年廣南に攻撃れて、邦内半はこれに服屬す、部内にメゴンといへる大河あり、則佛書にはゆる恆河の末流なるよし、故に毎秋洪水あり、土人季夏に至れば、豫め水害を避るの備をなす、國人多く招を姓とす、國字は

蠻人のマレイヌといへるものにして横文字なり、本邦及び漢土の呈書、國字の書に必ず唐人の譯書を副たり、人物淺陋、かつ熱國たるをもて常に裸體、日毎に水を浴る事しばくなり、たゞ米穀、一歳中再熟或は三熟せるにより、國中丐飢の人曾てなし、闔州人戸七萬五千、民口二十餘萬といふ、これまた清一統志、續文獻通考及び華夷通商考、印度志、近代翻譯の西書等を參互して記す所なり、其産物は伽羅を第一とし、其他鹿皮、象牙、蠟、蜜、砂糖、水牛角、犀牛、檳榔子等にして、本邦より渡せるものは、銅、鐵、碗器、樟腦、扇子、傘、藥罐等なるよし、四夷八蠻船行記に見えたり、

○御書呈書并通商貢獻拜禮等

慶長六辛丑年、是より先、東埔寨國に、御書及び物を贈らせられしにより、ことし其國の船入津して、書翰方物をたてまつる、御書呈書ともに、爾來書儀を獻し、御返簡及び物を贈り給ふ事數度、みな通商ならびに奇楠香御所望、本邦の武器請求等の事なり、就中、慶長十一丙午年七月廿七日、其船渡來の時、狼藉禁制の御朱印、同十三戊申年八月六日、其國に渡海せる本邦人

犯禁のものは、其國法に處すへき旨の御朱印を遣はさる、

慶長六辛丑年、東埔寨始て書を奉り物を贈る、但これよりさきに、此方より御書と物とを賜はられし返禮の由、書中に見えたり、按するに、此事、何の書に出たるや、今考へ、たし、寛永四年の後は、通路絶たるか、享保十二年、元文五年、元文五年に使札ありて、併せ見るへし、其國の使來る時は、參拜の儀ありき、外國入津記、

慶長八癸卯年

日本國源家康、復章東埔寨國主麾下、遠傳信書、披之讀之、如連華床而聽雪、按するに、異國出契、語、矧又、贈語般奇産、感欣交臻、抑貴國有英雄鬪諍之患難、而鼓角聲不止者不勝嗟嘆、只願、和同將士、撫育黎庶、而不及干戈、敵邦兵甲可應貴國所求、更不可制止、本邦商人欲赴貴邦、可遣寡人此書所押之信印、不持此印書之輩者、不可允容焉、懷廷太官、按するに、懷廷太官、何人にも詳ならず、たゞ、次の呈書等をもて考ふれば、或は、これ明商、又は、東埔寨の本藩、暹羅の船主などにて、日本において御朱印を拜賜し、我商賣のことも、渡海せしものな商船即今告歸國、他日雖到陋邦、海涯陸地不可有寇賊、島嶼諸國嚴加制令、其地縱雖隔遠、其交親切、則何不作四海兄弟思乎、本朝土宜、

目錄在別格、其物雖輕賤、聊備軍要而已、今也曆際元正、寒氣尚甚、爲民人須保養也、至祝、

慶長八年癸卯孟春嘉辰

御印異國近年御書草案、異國日記、異國出契、○按するに、呈書所見なし、

懷廷太官貢物目錄

前月懷廷太官帶回貢物開具

象牙四枚共重二百斤

犀角四个 孔雀壹對 虎皮四張 鹿皮貳百張

蠟貳百斤外藩通書載書翰屏風、

東埔寨國主上書

東埔寨國寡人書拜奉日本國主足下、蒙及雅受、錫賜厚惠、寡人欲趨龍臺而叩謝、奈天各一方、水途遠涉、難以進處、負慊負慊、今懷廷太官寶舟進小邦、其貴翰來臨、但是所賜者、寡人拜而受之矣、然小國頑庶未得原服、寡人動兵而征伐、荷懷廷太官尊王命、發枚人衆頭目、按するに、古文書錄には、枚人を、以助榮行、寡人喜幸不勝、茲無以爲報、惟願、萬歲再萬歲矣、今懷廷太官之舡候風迅、是時即便回歸、今寡人遣舡主鍾膏吾奉息拜上、准爲親身而來無以爲信、聊辨微意以答君情、再伏望、啖納是幸、其昔吾之舡帶念簿面、今八月駕回、寡人感德不忘、具此上聞、

獅角八箇 鹿皮參百 孔雀乙箇

大鎮國元主几下 寡人再拜

太歲癸卯年四月日書

外蕃通書載相國寺書翰屏風、古文書錄○按するに、此本書二通あり、一は其國字にして未だ未印を踏む、其一は此譯文なり、これ明人の其國に在るものをして、副譯せしむるものなるよし、外蕃通書に見ゆ、下の呈書みな然り、

復賜東埔寨國主御書

日本國源家康、回翰東埔寨國主足下、海路水遠、陸地山遙、何圖、親得刑章、副以方物、其數如書中按す、異國日記には、書中の二字なし、所記、非盡至誠、爭通遠信、感幸之深出于望外、貴國人民未能欽服、仍以征伐爲心者、理之常也、雖然、忘怨讎、義順黎民情、能加慈愍者、國家自然安泰乎、不得止則及戰鬪亦可也、兵器戰具敵邦所產、若是銳利隨所好可求之、其地縱雖隔絕、其志親昵、則交盟不異域中、懷廷太官久淹留其地否、敵國軍器大刀貳拾把投之、以表微忱、船主鍾管吾、備話按するに、異國出契、古文書錄には語につくる、貴邦政化、近見敵邦風俗、故不及細說也、

慶長八稔歲合癸卯小春日

御印異國近年御書草案、異國日記、異國出契、古文書錄、

慶長十乙巳年、東埔寨國主浮勝王嘉上書

東埔寨國主浮勝王嘉、稽首頓首百拜、書奉日本國大王殿下、誠以寡人屢蒙厚愛、未及重報、纔得修書與菅吾問安、何勞大王賜下寶刀貳拾柄、惶恐拜受、幕府增輝、無限歡幸、再差菅吾資書一面、來貢方物如孤、朝夕左右、若來年船隻通販、伏望、大王再加詳審、明給文引、勿裨往來不便、是仰、

別具

扇壹柄

太歲乙巳年四月日

給差貢使菅吾

東埔寨國主浮勝王嘉上書

船主 明峰

東埔寨國主浮勝王嘉、頓首稽首百拜、奉書日本國王殿下、誠以治亂持危、古人盛典、唇齒相防、霸業由基、孤承神器於多難之秋、恨無裨先君一洒之志、所賴者和鄰柔遠、講信修睦、以爲宏圖不拔之基、今爾大東上國累降雲錦寶劍、接增輝於金庫、孤感之不勝、願效秦晉之交、自愧才德不揚、敢望、大度不棄一撮扁土、所產難伸微意、姑以一二伴東、其前年所差原彌二右衛門、同菅吾來貢、因何并無名、據菅吾所稱係缸主槐庭不准、同寫此等情理、明公可辨以杜後患、

庶往來無弊、復願、明公以孤爲念、毋裨船隻太多、仍給印、與此貢使原彌二右衛門來此總管、常通往來、勿擾良民貽恥大國是幸、前所付明峰船長刀二十柄、喜悅深藏、

暹羅鳥銃、貳門、

明角藥筒、貳口、

帶心筒貳箇、

孔雀尾、四尻、

蜂蠟伍拾斤、

伴東、

太歲乙巳年四月日、差遣貢使原彌二右衛門准此、限至正月取批廻來繳、

東埔寨握雅招花上書

東埔寨握雅招花爲柔遠事、見有日本國客商長井四郎右門答船主明峰、來販東埔寨、因本船不便於把水、別置鳥船載彼回灣、慮無文引、明稟東埔寨國主、令本財一面給文、一面着船主修整船隻、所有事理合行招給、爲此查得商人長井四郎右門、果係良善、隨時給照、仍差代買良馬銅鐵刀銃等件如例到港、日本國主素結爲兄弟之邦、念小國薄面當分皂白、無致加責、恩賜文引以便來此、庶不負前日相愛之情、此仰、日本國王殿下、抄白、外具蜂蠟壹百斤、虎皮貳張勿却、限至九月中、即帶原買貨物并日本文書來繳、

太歲乙巳年四月日、差船主長井四郎右門 以上、

外蕃通書載書翰屏風、

慶長十年九月十九日、東埔寨國に被遣御返簡、日本國源家康、復書東埔寨國主浮勝王足下、通萬里信者莫如書、無書爭知遠人誠心、親開遠方風俗、茲得芳帖披閱者三回、按するに、古文書錄には三四に作る、恐らくは是ならん、欣悅有餘、又贈與方物員數如紙面所載、厚意難報、自陋國商舟、歲歲到貴域商賈者、非高客賢士、所業知重利耳、故儘可作暴惡、其咎無所遁逃、可令囚獄、今也船主告歸期、贈以大小之腰刀、其物甚輕、只存藿誠也、不悉、

慶長第拾龍集乙巳暮種拾有九日

御印

同年同月廿八日、長井四郎右衛門に被下候東埔寨渡海之御朱印、十月二日渡之、此日山駿州按するに、山略稱なり、奏者番にして、伏見の城番を勤む、今此賜物を扱ひしにや、被來、御太刀御脇指被遣、以上、異國渡海御朱印帳○按するに、御返簡もまた、四郎右衛門に渡されしなるへし、東埔寨握雅招花、託本邦商人長井四郎右衛門所寄贈之書翰、披而見之、則紙上記蜂蠟虎皮之方物、實不意之芳信也、於日本逸馬、銅鐵、刀銃等之土宜、可

隨所求、何作鄙悛乎、陋國於貴國、其地雖隔千萬重之海陸、兩國士民年年作往來者異哉、日本之商客若作災害、能究盡是非、而可用貴邦憲政也、大刀脇刀贈進之、以述賀儀、餘緒付在異時之船便也、不宣、

慶長拾年星輯乙巳孟冬日

御印 異國近年御書草案、異國日記、古文書録、

慶長十年十一月六日、原彌二右衛門東埔寨渡海の御朱印拜領、東埔寨握雅招花へ御書一通、御屏風五雙被遣、山駿州折紙有之、御書は十二月七日渡之、原彌二右衛門内孫七郎、可請取之由申候間遣之、
異國渡海御朱印帳○按するに、招花の賜物御書には太刀脇刀とありて、屏風の事見え、これ別に遣はされしにや、
日本國源家康、回報東埔寨國主浮勝王嘉閣下、遙領台翰、薰讀圭復、時時聞遠方信者歡悰有餘、特鳥銃孔雀彩羽等、其物其數如類生所記、自敵國赴貴邦之輩、希求商船不多者、想是陋邦商賈作凶賊而苦貴國民人者耶、數回如所告報日本商客、或非義非法、或多貪多瞋、於罪奸深重者、如國政可行制法、餘事期望復信也、不具、

慶長第拾歲合乙巳仲冬日

御印 異國日記、古文書録、

東埔寨浮勝王嘉へ、鐵炮二十二柄、内二柄別種、乙巳十月十二日渡、菅吾請取在之、實蓋一箇約之、
異國御朱印帳○按するに、これによれば、此御書も菅吾に渡されしにや、但し、御文中賜物の事は見えされども、此鐵炮即其御賜物なるべし、

慶長十一丙午年三月

東埔寨臣握雅老元輔、同臣兒握雅潭二主、誠惶誠恐百拜、致書日本大邦國王殿下、恭惟、殿下海濶天空、任從魚鳥飛躍、令聞廣譽、近者悅、遠者來、故大明商鷁三五群販、四夷聞風爭趨納款、卑職才庸德薄、何敢僭板大方、第泰山何讓土壤、大海豈擇細流、是以、斗膽發一葉之扁舟、遣喜三衛門之才翰、貢奉微儀、聊表丹誠、伏乞尊慈、俯照賜乞草舟買賣、乞勿挑難、完日預早放回、不惟卑職父子稱慶、而舉商亦銘佩播揚矣、

貢獻方物逐開具于後 蜂蠟壹百斤 冰糖壹擔

白糖壹擔 氈條伍領 孔雀尾拾枚 豹皮伍張

歲在丙午年季春三月 微臣握雅老元輔再拜書

古文書録、

慶長十一年八月御返簡

日本國源家康、回報東埔寨握雅老元輔握雅潭二主

足下、去歲遙寄音札、今歲再得信書、兼受六種之厚贖、不勝驚抃、其志異則骨肉如怨讎、其志同則夷狄如兄弟、不論行程之遠近、只在心志所趣向而已、舊年及兩三回贈本邦敵產、而表交盟卑誠、不識傳達否、貴國之商舟、小邦之淹留可隨商人之所思、域中人民向異邦賣買、於致非法速可刑之、貴邦亦以嚴命外國庶民、不可豪奪者仁義政也、陋邦兵器鎧貳領具、共六即今投焉、報瓊瑤以木瓜者乎、不悉、

慶長拾壹年星集丙午仲秋日

御印 異國近年御書草案、異國日記、

慶長十一年七月廿七日、東埔寨に遣はさる、御朱印、

自東埔寨到日本之商船、於州縣城邑海濱津湊、非理非法不可致違亂、若於違犯之輩者、可誅罰者也、

慶長十一年丙午七月廿七日

御印

此御印者、河野喜三右衛門に八月廿一日渡候、按するに、此日喜三右衛門に、渡海の御朱印を賜は、本多上野介の略稱る、則其船より便達せしめられしなり、本上にして正純なり、下再ひ注有狀、請取する也、異國渡海御朱印帳、日本國源家康、謹啓東埔寨國主閣下、本邦商人赴其

地、不可無書、故寄愚翰、遙雖阻溟渤、年年聞足下動止、則不異咫尺之地、時時雖贈陋國土宜、或依風力所轉到外國、或遭波浪災難不達貴國、以為遺憾、於貴邦所懇求者、上上品奇楠香也、委悉付船主舌頭、即今貼金屏風五雙贈進之、雖是薄物域中所產也、采覽惟幸、不宣、

慶長拾壹年季秋拾九日

御印 異國近年御書草案、異國日記、

慶長十一年、東埔寨に被遣金屏五雙、板倉伊州より按するに、京都所司代板倉伊賀守勝重なり、十月三日、西村隼人相渡候間、御書一通も三日に渡之、金屏請取も一紙に申付也、伊州の奉行衆へも、請取するの由也、同十二年丁未八月廿八日、同人に渡海御朱印被下、本上有狀、去年の御書金屏等、於途中失却、御書者年々失却、當年被遣之、異國渡海御朱印帳、

慶長十三戊申年七月廿四日、東埔寨より獻上物、

一一からけ きやら カボチャの屋形、一六桶

砂糖 同人い、一四包 らう 同人い、一二本 象

牙 同人い、一本 きやら 同人弟 按するに、弟は

り、以上、奏者番遠山民部少輔官本當代記、

慶長十三年自東埔寨捧書、七月廿五日於前將軍尊公駿府御城御前、與圓光寺共讀之、按するに、前の官本書獻物とも、きのふ納めしにや、其書に云、

東埔寨浮哪王家致書、敬奉大日本國主足下、前年嘗吾并貴國客商來、書并物俱到、浮哪王嘉受惠不勝榮幸、欲遣管吾回貢、入遲未回、事緩不及、浮哪王嘉委握雅老爺、修整舡隻、差握坤窓字直來奉貢、問安日本國主納福何如、聞貴國平安、今無上寶以貢獻、願結和好以相通、來往續繼、勿論厚薄、陋國所願也、本處馬疋頗多、因小不堪用、聞貴國出有好馬、乞買貳隻、要高五尺外、付握坤窓字帶來、感恩不淺、顯此奉聞、自注、圓印、

謹具 孔雀貳對 象牙壹對、重六十
束香壹段、重九十 白糖四桶、重一百九
重八十 糖霜貳籠、
七斤、圓印有之

吉 日 書

右之書、唐紙豎一尺二寸計、橫四尺計、但二つに折て、半分に書するなり、半分より奥に此書を記す、半分より口には、梵字の様成形を横字に書す、不分明也、口に印二、奥の書に印二、以上四つ印押す也、

口の梵字の様成物をは、とりなほしてたてさまにかいたる體と見ゆるを、書面計を合點するを、進物の内孔雀は死して不來、右の書きり、と卷て二つに折て、豎五寸餘の小筒に入、自注、段子黄色、に入口をするなり、

王舅握雅貳諸敬書、專拜大日本國主殿下、遠聞、貴國境内無犬吠之聲、獨見良邦與風俗之太平、蒙國主惠及吾浮哪王嘉、恩澤先施、仰荷護保禮、因回貢敢不拜賀、愧乏瓊瑤酬謝、以投報祝、願兩國和好以相交、雖天淵阻隔、而界限航海一到以相通、肝膽相照、萬古相親、不惟一世之流名、可聞鄰國之風化、嘗聞殿下胸懷仁德、腹藏韜略、久欲見教無由上達、特遣握坤窓字、沐手修章、恭奉問安之誠、送往迎來相承勿絕之美、敬奉占城香壹枝、以彰微情之萬一、久聞、貴國多產良驥、伏乞、賜買壹疋、賜恩銘刻難忘矣、

龍飛戊申年孟夏月吉日書 諸舟敬拜 朱圓印

右之書、唐紙豎一尺餘、橫二尺也、きりりと卷て二つに折、五寸餘りの竹筒に收め、上を段子の袋に入、如右同前也、異國日記

日本國源家康、回章東埔寨國主殿下、朶雲落手、披

之圭復、遙聞遠方信、忻然多幸、抑所記方物實芳惠也、今貴邦者、社稷全民人親、使國內平均、故上下共和耳、如敵邦者、志道而無暴惡者也、即船主所見聞明可知也、兩國地雖隔海陸萬里、對書面則如共語也、本邦土宜表微志也、維時秋天、順序自愛、不備、

慶長十三戊申孟秋 異國出契○按するに、此御書、異國日記時草創のみにて、彼國に遣はされたるものか、

至東埔寨國返書、自注、傳製之、○按するに、傳は、崇傳の略文なり、

日本國源家康、復章東埔寨國主浮哪王嘉 按するに、呈王家に作る、こゝに嘉とあるは、疑ふら王嘉には、浮哪くは、前書の浮段王嘉と混淆せしにや、閣下、遙命握雅老爺整隻舡、忽差握坤窓字、奉使節來享、所頒華絨、孟秋下旬落手、披而讀之、則親如對眉目、閣下動靜安泰、起居輕利祝祝、茲不忘先契、貢船來而問安、實鄰交之堅也、特六種之方物不堪感佩、領納多幸、抑寡人所希求者、占城奇楠香也、先年差林三官雖令渡海、羅海寇不測之難不遂志、其後付南蠻人求之不得、聞、貴國與占城頃年被修和交、願倚賴占城國主、搜尋極上品之奇楠香、不論分量多少見惠之、則恩賜何如之哉、予所索只此一件也、縷縷付使節之舌端、不腆土宜備別幅、伏乞、采納順序保齋、

慶長拾參龍集戊申八月六日

御印

右清書は、圓光和尚 按するに、圓光寺元信は、駿府において寺社奉行を勤め、異國の御用をも來はる、所筆也、料紙は間に合鳥子、下繪狩野甚之丞畫也、

別幅 一刀五腰 一脇刀五腰 一馬二匹 右

此別幅は鳥子豎に書之、但無下繪印も當所も無之、右の書と別幅と一つに加籠に入、加籠は鳥子幅三寸五分計、豎は鳥子たけ少上下に餘慶におきて、のりにて上下をもつくる、加籠の付目は、上の真中にして、封の字を上中下三處にする、

答王舅握雅老爺書 自注、東埔寨國主浮哪王嘉の弟なり、

日本國源家康、回報東埔寨國主王舅握雅老爺足下、依國主命到着貢船於本邦、特令握坤窓字傳書、再三披閱、則如對面語、不論地域之遠近、修鄰盟者必可應來命、所示諭吾邦無犬吠之聲、與風俗之泰平、芳意千喜萬悅、加之、沈木嘉眠、懇志難謝、次到占城國主、向後欲通書、從貴邊被相傳者大幸也、直重整船令渡海、無事歸朝予所希也、然而吾邦方物、以目錄贈進之、心事縷陳、國主答裁、而閣禿穎、自齋珍重、

慶長拾參戊申八月六日

御印

右之書、國主への書と同前の紙なり、下繪同前、清書も作も學校也、按するに、圓光寺元信はしめ、下野國足利學

目錄

一馬 壹疋

右

此目錄を、國主へのご同前、加籠も國主へのご同前、但、少幅をせばくするなり、

東埔寨へ日本の商人渡海して、依惡逆被遣御制札、其詞に云、

近年到其國日本人、作惡逆輩者、如東埔寨法度可被致成敗也、於日本無隔心、任此印札可被申付也、仍狀如件、

慶長十三年戊申八月六日

御印

東埔寨國主足下

右大高也、堅に書之、御右筆書之、已上、異國日記、

通航一覽卷之二百六十三終

通航一覽卷之二百六十四

東埔寨國部一 止

○御書呈書并通商貢獻拜禮等

慶長十五庚戌年六月廿四日、東埔寨國主より書儀を獻して、本邦より渡海の商賈、暴惡をなすよしを訴ふ、同月廿五日、惡徒の事其國法に任せて刑戮すへき旨の御返簡を出され、鐵炮を贈り給ふ、

慶長十五庚戌年、自東埔寨捧書、六月廿四日於駿城御前讀之、其書に曰、

東埔寨國主六識曆王嘉、致書于大邦日本國王麾下、爲探貢事、誠以海濶天空、任從魚鳥飛躍、令聞廣譽、近者悅遠者來、泰山何讓土壤、河海豈擇細流、不佞是以、斗膽奉貢、來者決不拒焉、故客歲遣握坤滄宇之才幹、駕一葉之扁舟獻上土產、聊表微忱、聞厚款、來使回儀陪從、不佞誠惶誠恐焚香束拜、惟祝萬壽无疆、奈何於今未到、慮恐羈乎事件、再使六浮勝桃羅猛與謹前來探問、復貢土儀以表丹誠、揣一片友愛之情深、堅兩國和好之儀篤、仍鄙意冒瀆天听、貴邦人

物梟雄、多以經紀爲由、叛於交趾占城等處沿海爲非劫商船、至於本港船隻、被害慘無寧日、商民屢口稱冤若訴、不佞本欲行兵捕戮、碍天威不違顏咫尺、是以遲滯不果、伏乞當宇廣博施之仁開好生之德、四季引文嚴究奸徒、庶具不敢萌不軌之心、而餘波得及乎敵邦、是再造之晨也、詩非是所希望、炤亮、今將探貢物件逐一開報於左、

大牙貳枝、重拾斤 中牙貳枝、重肆拾斤 蜂蠟參百斤、共拾貳塊 奉貢上、

歲在庚戌年孟夏四月日謹書 左玉

右此書、唐紙を如經續、堅八寸計、横二寸五分ほどに折本にして、赤き唐紙を以表紙して、貢書と金簿にて上に書附る、加籠も赤唐紙を以調之、上に續目あり、唐紙を以外題あり、貢書は大文字に書之、箱に入、堅一尺餘、横五寸計、厚さ一寸五分、上に沈金繪あり、此書慶長十五年六月廿四日、於駿城御前圓光寺と同前に讀之、書者圓光寺へ被持歸、翌日廿五寫之了、則圓光へ返之者也、同年七月廿五日、東埔寨主へ返書被遣之、依命崇傳書之、其書に曰、日本國源家康、復章東埔寨國主閣下、遠得傳信書、

近似對容顏、焚香束拜、祝壽無疆之語、實以至誠也、貢物如紙面所記、采納厚惠不淺、抑吾邦之商士、到貴域交趾占城處處、爲梟雄害慘無寧日、是告報先年已依此示諭、殘留吾邦黨類、悉以加誅戮、彼梟雄令歸國者、逐一可刑罰者必矣、蓋恐嚴制否、于今不歸朝、剩有潛居于交趾瀕濃波夷、而時時窺便、工惡逆煩諸人之聞、其過深重矣、急任貴域之制法、可被行刑法、聊不可有思慮、貴域之商船到吾邦、則海涯陸地制禁賊徒、而珍器之賣買可任商主之心、勿訝之、鄰交彌海誓山盟不可有渝變、陋邦之方物、具別幅投贈之、擬涓埃之報者也、維時初秋、殘暑猶酷、爲國自膏、不悉、

龍集庚戌孟秋日

御朱印

別幅 鐵炮參拾挺 右

慶長庚戌孟秋日

右之書、傳按するに、即崇傳なり、書之、紙は間に合鳥子に下繪有之、別幅は常の鳥子、加籠も常の鳥子、上に續目、封の字三所の書之、日本國源家康復章

封 封 封

東埔寨國主閣下

右七月廿五日調之渡之、以上、異國日記、

寛永元甲子年、東埔寨國の官人雅珠歷蘇より、長崎奉行長谷川權六に書儀を來たし、舊に仍て通商せん事を乞ふ、來書に、年代をのせす、長谷川よて、同四丁卯年八月、權六が返簡によりて記す、同四丁卯年八月、權六より商船を渡して、彼宗室に書儀を致し、雅珠歸蘇に回簡及び物を贈る、

東埔寨國臣雅珠歷蘇呈長崎奉行書

東埔寨國理諸般務事把水招架雅珠歷蘇百拜、奉書大日本國大柱國長崎長谷川權六殿大人廳下、蓋聞、王道無私、合四海爲一家、日光神奉佛、東埔寨亦敬神奉佛、志同道合、乃兄弟之國、昔我先君之撫有境土也、舟帆來往、音問繆密、卽同胞枝生不啻過焉、自寡君蒞政、舟車絕跡、音問不通、豈以薄處土儀、不足以供上國之需、抑遐荒僻壤商旅不屑耶、雖敝國與暹羅有兵革之交、然上國主君與寡君、乃心膂之愛、遽可致之度外、伏乞、普日光之照、布王道之公、令舟車來往、俾寡君之雅意不闕於上達、亦竊有餘榮焉、伏惟台照、不宣、

右意趣、武富長右門質知、按ずるに、武富長右衛門は、彼國住居の日本人にして、今使節たりしものなるへし。

寛永四丁卯年八月、長崎奉行長谷川權六與東埔寨宗室書、

日本國長谷川權六藤正、奉書東埔寨國宗室大人閣下、屢聆盛名、私動馳想、伏惟、浩養有相、鈞侯曼細、誰達、暹歲至吾執政大炊頭所送鈞翰、并象牙貳隻、武富長右衛門寄來、卽轉達之、爲慰殊甚、自今謀令致答書、然再聞貴國時勢、通好至意以捧之也、且中差送卑生之船壹隻、及大和屋善左衛門、分部又四郎、共在閣下願指耳、貼金屏風二面、圖甲兵、汗上、聊表遠忱、堯留幸甚、餘冀爲國珍齎、

龍集丁卯仲秋

長崎奉行長谷川權六復雅珠歷蘇書

日本國長谷川權六藤正、奉復東埔寨國理諸般務事把水招架大人足下、往年附武富長右衛門所賜教翰落手、備讀深意、忻喜無涯、矧又領奇楠香壹斤、感報交集矣、屈指于今四經砧葛、欲奉一書道謝意、緣往事無便、有志不遂非簡也、貴國政平俗美、敬神奉佛、我國亦然、可謂同其道同其心、且承、近歲商舶不到、

音問缺然、以勿掛念焉、方今差送卑生之商販一艘、家吏大和屋善左衛門、分部又四郎、指揮幸幸、自茲以往年年往還、專望庇蔭、兩國親睦信義至情再得告報、則詮稟吾執政踐修舊好、副貴國素望、餘在兩吏口伸也、不腆方物聊表微忱、

裝金屏風四張、雙圖圖歌仙 大圓鏡壹柄 錫鉢五面 蒔繪提盒壹部 切希領納、統惟明亮、不宣、

星輯丁卯捌月日

日本國長谷川權六藤正、以上、異國日記、

貞享三丙寅年七月、東埔寨船長崎に入津して、代物替の商賣を願ふ、御免の有無詳ならず、これ去年商賣方御改正元祿五壬申年、彼國主より書儀をたてまつる、此書簡等其見なる事所、享保七壬寅年、近年東埔寨等外國仕出しの船來らざるにより、正徳五年また御改正あるによりてなり、前の貞享の部にあ、唐船主に信牌を與へられ、彼國々の産物仕出し來るへき旨命せらる、同十二丁未年七月廿六日、彼本國より使船一艘入津し、官人六佛嬌花より、長崎奉行に、時に、奉行三宅周書儀を贈りて、通商再興を乞ふ、の年代詳ならず、よて信牌一枚を與へられ、獻物は受給はず、元文五庚申年六月廿八日、また彼國主より、長崎奉行に

萩原伯耆守在勤なり、書簡を來たし、かつ生玳瑁を獻す、寛保二壬戌年六月廿八日、再び書簡を以て信牌を願ふ、在勤の奉守なり、また一枚を與へらる、

貞享三丙寅年七月、七十七番東埔寨船之唐人共申口、今度積參り候僅之荷物、曾而金銀にて商賣奉希儀にて無御座候、乍恐多儀、御厚恩を奉蒙候上にて候得者、御貴國大分出産の諸式と、荷物替に御赦免被爲成被下候は、私共去年より不仕合にて、方々に流浪仕、諸の苦難を受申候故、御助成を頂戴仕のみにあらず、御貴國之御仁愛にて、諸商民迄も御惠を永々罷蒙儀、其限御座有間敷と奉察候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

唐通事 共華夷變態、

文化元甲子年、魯西亞船渡來の時、長崎奉行肥田豊後守、成瀬因幡守より、異國人坂方先例書上の内、元祿五申年東埔寨出商船に、國王より之書翰音物差越候節相同、御下知之趣申來候書留等差上申候、魯西亞一件〇按ずるに、かく載たれども、此書其書留等は、これをもちせり、享保七壬寅年、昔年は外國仕出しの唐船數艘令入津處、御新例以來奥湊の船不渡來、一切奥國の風説等

不相聞に付、當年歸唐之船主共に、東埔寨等の信牌被相與之、奧湊外國の風説聞合來り、且奧國出產の貨物等、可積渡旨仰付らる、長崎志、

東埔寨國の人、日本に來る事稀なり、唐人共此所に行て、諸式を調ひ船を仕立來るなり、華夷通商考、萬國夢物語、

享保十二丁未年七月廿六日、東埔寨本國より、貢船一艘入津す、但、東埔寨國王六佛嬌花信牌願の書翰一通、并本國出產の品二十種進貢す、其趣昔年は貴國の商賣船數度差越の處、近年國務繁く中絶に及へり、仍て三年前より貢船を造り、今年家臣握雅

世罕文得理を初、東埔寨人三人、爪哇人六人、唐人五十六人乘組渡海す、則江府言上有之、本國信牌一枚被相與之、出產の貢物は御受用無之、長崎紀事、長崎志、

享保十二丁未年四月、東埔寨國臣六佛嬌花、呈長崎奉行書、自注、長崎譯司所傳寫、

東埔寨國臣六佛嬌花 謹啓于日本國王上殿下、伏以、陽德方亨、祥雲蚤見于東方、百福逐迎、吉宿交躔于龍座、權聯下邑、頌徹中華、恭惟、殿下仁風丕著、名揚四海、令聞廣譽聲徹九州、爲霖爲雨、閩南共沐撫綏之恩、作舟作楫闕北亦藉干城之寄、加以慎重然

諾、公平取與、用此裕國通商、近悅遠來、東西南北雲集而彙聚、大邦小邑輻湊以並進、敝邑雖僻處遐陬棲遲萬里、先祖亦曾遣員貿易往來有素、近因國中多故、違教貳拾餘年、臣自莅政以來、不揣樗櫟庸材、驚駭下乘、欲踵先代之遺風、竊效南山之仰止、愧乏瓊舒、徒切葵向、特遣敝員握雅世罕文得理、懇一葉之扁舟、以觀光於上國、進貢土儀、用表微忱、伏願、金批龍牌炤例寵頒、聊洒恩波于下邑、永犬邦誤脫力、曷勝寬望、奚啻翹仰、不勝踴躍待命之至、

天運丁未年四月日 東埔寨國臣六佛嬌花頓首拜具

長崎譯司所藏○按するに、慶長以來の來書に、年號を記せしものなし、此國久しく暹羅に屬し、建元あるべきも思はれず、元和七年暹羅よりの來書にも、天運の號あり、其國また建元ある事は疑ふらくは、唐人譯書を作る時、假に美號を設けしもの、然れば、東埔寨此比猶半は、彼國に屬せしにより、またこれにならひて、其號を載せしなるべし、

元文五庚申年六月廿八日、東埔寨出之船より、生玳瑁一つ持渡る、館内にて小役のもの二人に、養ひ方を見習はせ、八月廿三日江府に被指上、其節足輕二人被相添、大坂迄右小役の者差添、道中の間養ひ方を足輕に見覺させ、小役二人は大坂より當表に歸り、足輕附添江府に被指上之、長崎紀事、長崎志、

元文五年四月、東埔寨國總制進六參烈巴司哲王呈

長崎奉行書、自注、長崎譯司所傳寫○按するに、明史に、永樂二

年八月、東埔寨國王參烈婆昆牙、遣陪臣九人來貢

東埔寨國鎮國大總制眞臘金塔水陸等處地方軍國諸務事進六參烈巴司哲王鄭、爲裕國增商事、切慕、貴國中外交孚生理開興殖之源、檣帆雲集往來聽阜通之道、以有濟無、洵是東瀛福地居恆不匱、巍然五島名山、人文繁盛、貨物精奇、本國駐鎮西南所產香木皮漆等貨、頗合本國時宜、第以水程遙遠、未得常々來往、惟有戊申己酉之事、按するに、戊申は我享保十三修年、己酉は同十四年なり、

貨發船劉衛觀、黃揖觀、前往貿易、經蒙廣額給牌、及至辛亥壬子之歲、按するに、辛亥は享保十六年、壬子は同十七年なり、兩次被風、收入廣東、不能如懷、每以爲仄、茲歲庚申又着吳若園作船主、於四月廿一日、在本港開駛到貴國、貿易所帶貨物俟批價、及各項事竣、遣本船回棹日務懇在中冬放番、得正風迅時候、使江洋快捷趕、明年春抄得以再發、從此往來無間如川、而至喜見商日增、而國日裕也、曷勝翹企、幸甚幸甚、

天運庚申歲肆月日長崎譯司所藏、

寬保二壬戌年六月廿八日、東埔寨より書翰を以て、又々信牌相願ふに付、願の通又一枚被相與之、長崎

年表要

寬保二年六月廿八日、戊六番東埔寨船三艘入津せり、其一艘は船主林善長、蘇耀徳といふ、其使者は六握雅婆冒文得理といふ、書翰を呈し物を獻す、其從徒は皆招を姓とす、招街、招成、招連、招願、招黨、招月、招理、招吏、招息、招家、招田、凡十一人あり、則願に任せて江府に伺の上、信牌を與て歸帆せしむ、

東埔寨國總制進六參烈巴司哲王呈長崎奉行書

東埔寨國大總制統理水陸軍務帶管眞臘通國地方進六參烈巴哲王鄭、謹啓于日本國王殿下、伏以、徳星東耀、九州共仰光華、瑞色西臨、四海咸瞻絢爛、盛世徵祥、遐陬被澤、恭惟、殿下尊崇良徳皇圖、鞏固如山、寬廣天心聖度汪洋似海、仁風遠播八紘、沐綏撫之恩、令聞普揚萬國、彙謳歌之慶、梯航絡繹以輻湊、商賈遠近而悅來、是以、昔年叨邀大徳、寵頒龍牌、據于癸丑甲寅、按するに、癸丑は我享保十八年、甲寅は同十九年なり、二年救風廣厦、不能觀光上國、徒切向日私誠及至丙辰、按するに、我元文元年なり、國變人殊、舟往牌滅、延至去歲、特遣吳若園賚書、上陳先佈鄙懷、茲者復懇恩波廣洒、敢請龍牌再頒、因遣卑員六握雅婆冒文得理、船商林善長、前趨貴國敬獻

土産、虔表微衷、伏望、金批准行昭例給付、使増聲色于敝國、永被仁慈于大國、無任翹切曷勝企、

壬戌年五月日

朱印

聘儀禮單 象牙壹對 犀角壹匣 玳瑁壹匣
烏漆拾碗 萱蕙百斤 砂仁百斤 孔雀壹對 火雞壹對 山雞肆對 玳瑁肆對

此本書二通あり、紙は奏本紙なり、豎縦長七寸五分強、横幅二尺二寸五分許、其一通は其國字にして、則マレイス横文字なり、紙尾に朱印を踏む、鳳文なり、徑二寸弱、其一通は漢字なり、蓋其國字俄に通すへからざるを以て、唐人の其國に居るものをして、譯せしむるもの也、二通ともに象牙の書筒に入る、又聘儀禮單は、紅紙にて五扣十版なり、長崎譯司所藏

○渡海御朱印

慶長九甲辰年八月廿六日、島津少將忠愼に、東埔寨渡海の御朱印を賜はる、爾來元和乙卯年九月九日、長崎の船頭彌右衛門にいたり、同じく賜りしもの、凡十八人二十四通なり、異國渡海を禁せられしは、寛永十二年なれ、其比まては渡海ありしなるへけれとも、異國渡海御朱印帳、元和元年を絶筆とす。

東埔寨

一慶長九年甲辰八月廿六日 島津陸奥守、一同年閏八月十二日 同人、一同日 五島淡路守、一同日 平戸傳助、一同年十二月十八日 六條二兵衛請取來、一慶長十年乙巳五月十六日 有馬修理、一同年九月廿八日 長井四郎右衛門當年始也、本上按するに、本多上野介正純なり、下再ひ注せす。有一札、通境一枚、堵物一結、墨一挺、香合一惠之、乙巳十月二日渡之、此日、山駿州按するに、山口駿河守なり、奏者被來、御太刀御脇指被遣、按するに、此時、彼國主に御返簡を出され、其御返簡に、御太刀御脇指贈らせらる、事見ゆ、然れに、御返簡ともに、四郎右衛門に渡されしなるへし。

船本彌七郎

一同年九月 九月廿八日渡之、請取有之、
一同年十一月六日 原 彌二右衛門 普界一惠之、御書箱一歸る、長井四郎右衛門取次、不審、請取在之、自遠州中泉御朱印來、於當院十月十九日書之、請取有之、御屏風五雙被遣、山駿州被請取、駿州被相添狀有之、御書十二月七日渡之、
豆葉屋四郎左衛門 大黒屋長左衛門 一同年十二月二日

右、大黒屋長左衛門船者不申付由也、從江戸御印來、於此方今日書之、遍境一惠之、

一慶長十一年丙午七月廿七日

京 河野喜三右衛門

右、申請之由也、本上有狀、

大坂天滿

一同年八月十五日

檜皮屋孫左衛門

本上有狀、八月十八日渡之、請取有之、

一同年九月廿一日

西村隼人

本上州下向に付、了印一札來り遣之、金屏風五雙は、板倉伊州より按するに、京都所司代板倉伊賀守勝重なり。十月三日に相渡候間、御書一通も三日に渡之、金屏風請取も一紙に申付也、伊州の奉行衆にも請取する之由、

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十二年丁未八月廿八日

西村隼人拜領、普界一、セテン一惠之、本上有狀、去年之御書、於途中屏風等失却、御書は年々失却、當年被遣之、未八月廿九日御印渡之、

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十二年丁未十月初六日

有馬修理に被遣之、本上有狀、

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十二年丁未臘月廿四日

右、堺豆葉屋に被遣之、

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十三年戊申孟秋廿五日

右、堺木屋彌三右衛門拜領、取次受◎又書に作る、閑也、普白一惠之、駿府にて書之、

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十四年己酉正月十一日

唐人五官拜領御朱印、普界一被惠之、

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十五年庚戌正月廿五日

大村内江島吉右衛門拜領御朱印、長谷川左兵衛取次、本上州狀あり、普界一被惠之、七月十七日後庄三按するに、後藤庄三なり。渡也

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十八年癸丑正月十一日

本上州狀あり、慶長十七壬子十月二日、於駿府書之、拜領之、上州書中に不承候也、後庄三より

申來、佐州之按するに、本多正純、父佐渡守正信なり、御拜領かご使者申候也、

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十九年甲寅正月十一日

木田理右衛門拜領、長谷川左兵衛御鷹場より狀來、慶長十九年甲寅正月十一日、於南禪寺書之、

一自日本到東埔寨國舟也

右 慶長十九年甲寅正月十一日

シシンニヨ按するに、蠻船商人の長を、シン拜領也、傍注、御印紙持參、長谷川左兵衛江戶より狀來、十二月四日の日附也、慶長十八癸丑十二月十日、於參州吉田書之、駿府へ下向の時、路にて逢也、シシンニヨシンニヨ者、岡崎に待て糸又來る、通事の由也、段子一卷惠之、シシンニヨシンの名を、コンサイロヘイラと云也、長崎シシンニヨシと書て渡候、

一自日本到東埔寨國舟也

右 元和年乙卯九月九日

長崎船頭彌右衛門に被下、長谷川左兵衛狀あり、呂宋へ三通、暹羅一通、東埔寨へ一通、此時以上五通書て遣候、慶長二十乙卯七月廿日書之也、元和元

也、功不來、後に來、以上、異國渡海御朱印帳、長崎の町人伽羅屋森助次郎といふもの、東埔寨に渡りたる物語しけるは、長崎よりカボチャの川口迄の積り、日本道千八百里の所を、日數十九日に行たり、川口より東埔寨の船着迄、幅日本道の積り三十七里、長さ五百里の大河を、日數六十日にのほる、流れ早き故に手間入りとなり、此川に惡龍有て、折々は人を損す、兩龍の二三間ほどあるは、幾つも岸よりそふて居れども、少しも害はなさず、其國甚あつし、助次郎二月に行着けるに、着て廿日程はたかになりて、扇子はなさず、目もくらむやうに堪かたく覺ゆ、廿日程過ては、暑になれ左様にもなかりしと也、正事記、

○漂着

元和年中、筑後國の浦に東埔寨船漂着す、國主田中筑後守吉政、此旨を注進し、且かれ申旨あるにより、家人を副て本國に歸帆せしむ、寛保三癸亥年六月九日、薩摩國野間崎にて河邊郡に破船せし東埔寨人を、國主松平島津、中將繼豐より、八月九日長崎に護送あり、これ、去年六月廿八日長崎に入津せし使船なり、前條併せ見るへし、

通航一覽卷之二百六十五

暹羅國部一

元和年中東埔寨國の船、田中筑後守吉政自注、筑後國柳川在城三十三萬五千石、領分筑後浦へ漂流仕、船破損仕、御届申上修覆仕、糧米等遣し、歸國仕候様に申聞候處、外に暫く逗留仕候て、添使無御座候ては、其國へ被歸不申由申聞候に付、使番三宅彌次左衛門と申者差添遣申候、田中家譜

寛保三癸亥年、去年渡來の東埔寨船、此年長崎出帆の後、六月九日薩州野間崎にて風に逢ひ破船し、船主林善長、差官六俣雅婆冒文得理をはしめ、一船七十四人の内、十四人溺死、八月九日右六十八人并流物とも、長崎へ送來る、長崎譯司所藏記録、長崎紀事、長崎志、

通航一覽卷之二百六十四終

按するに、國名の字、御書御朱印等には、皆暹羅を暹邏に作る、今明史及び清一統志等による、また其稱呼、采覽異言にはスイヤム、印度志、異國和解等にはシヤムとあれども、異國日記、異國渡海御朱印帳及び長崎志、舜水朱氏談綺等、シヤムロと旁訓せるもの多きにより、これに従ふ、本邦よりの海路、四夷八蠻船行記には、千八百二十里計と記し、華夷通商考には、二千四百里とあり、清一統志に、此國即ち隋唐の赤土國にして、扶南の別種たり、占城の西南に在り、東は大泥ニに連り、西は蘭場に接し、北は大海を界とす、周廻千里、本邦の里法に約して、さなる、印度志には縱三百里、横百里とす、また本邦の里法なり、いづれか是なるを知らず、後に國二分して暹といひ、羅斛といひ、元の貞元中より中國に通す、其後、羅斛強盛、暹の地を併有して、暹羅斛國と稱せしか、明の洪武十年、明主より詔書及び印を授けし時、其印文に暹羅國王の印とあるにより、是よ

り自ら暹羅國と改稱す、國姓は瞿曇氏なり、國王昭祿羣鷹哆囉諦刺の時、兵を發して隣國東蠻牛をベグウ破り、又眞臘をカンボヂヤ破りてこれを降し、遂に諸國に覇たり、清朝に至りて猶朝貢す、乾隆三十一年我明和三年其國花肚番に破られ、尋て四十六年我天明元該國鄭昭立て國長となり、瞿曇氏に代れり、此國大庫司といへる官職九等ありて、全州の事を統轄す、これ猶漢土に、布政司といふことし、其下また官制九等あり、握ア亞往、握步喇、握嶼、握押、握閩、握文、握板、握郎、握救といふ、人みな名ありて姓なし、官仕のものは隘某と稱し、民人上なるは奈束と稱し、下なるものは隘某と稱せりといふ、また采覽異言、華夷通商考、長崎志、印度志、異國和解、近代翻譯の西書等によるに、此國いはゆる南天竺にして、北極出地十三度、東南は土地平衍、西北は大山多く、熱帯にして四季盛夏のことし、國を八部に分ち、王城はメナム河中の大洲にあり、其名もまた暹羅といふ、華夷一覽志の暹羅と書牛の地、古は合して一國にして、マカッタイと號して、即ち梵の摩揭陀國なりといふことし、近代翻譯の西書には、ま

た一説を引て、印渡海中に在る齊狼島をセイロン摩揭陀國の故地なりといへり、寛永年中播磨國高砂の船頭徳兵衛、摩揭陀國に渡海せし時、暹羅の小國山田仁左衛門、城下にて、日本の御朱印を改めし事、天竺徳兵衛物語といふ冊子に見えたり、華夷一覽志の説、其實を得たるなるへし、然れば、徳兵衛の摩揭陀國宮殿の規制最宏大、皆覆ふに金瓦を用ふ、子城數十あり、都内の商戸五十二萬、民口六十萬七千二百、秋冬の交メナム等の河水漲るによて、居人皆高閣を造り、また籐席竹簟を藉き、其上に寢處して蒸暑を避く、男女帷營常に裸體にて、腰に木綿花布の類を纏ひ、其餘端を肩に懸るを禮儀とす、色黒く毛髮短くかつ縮み、中人以下は皆跣足なり、婦人は識量男子に勝り、諸事多くは婦人に決す、人物勁悍にして水戰に習ひ、かつ兵備嚴整、騎歩數十萬、戰象數千匹あり、土人罪科の輕重疑はしき事ある時は、これを判するに四法あり、一に冷水、二に沸油、三に烈火、四に米粥なり、また釋教を崇信して、た、佛經を誦し、漢字を用ひす、文字皆蝸篆左行にして、字母三十五ありこそ、彼國よりの呈書は、其國字の書に、漢譯の書を副たり、これ其地に流寓せる唐人をして譯せしめしよし、其書中に見えたり、我貞享二年の頃、拂郎察國と通好あり、彼國より西

釋教

の衰へし事、下の府内寺觀二百八十、造工皆妙を盡莫臥兒の中に見ゆ、其中一の大伽藍あり、西南の洋船此國に入らんとして、先此伽藍を望み標準とすと、其高大知るへきなり、則宇内に西洋の商館あり、産物は采覽異言、四夷八蠻船行記、官中要錄等によるに、香木、蘇木、鹿皮、魚皮、象牙、水牛角、錫、鉛、龍腦、麒麟血、花布、木綿、籐、珊瑚珠、虎、豹、孔雀等にして、米は一歲中三熟す、其水牛角は、宗氏よりも買得して、これを朝鮮に渡し、其貿易の料となす、本邦より渡せるものは、屏風、壘、銅、鐵、碗器、樟腦等なり、後巻渡に載る天竺徳兵衛物語に、風俗等の事を詳に記せり、併せみるへし、また前に引ところの諸書によるに、古昔此國の屬國數多あり、大泥、六昆、ペンガカ彭亨、チモボル若耳、即ち此國の事なり、東埔寨等是なり、滿刺加も過半これに服屬す、東埔寨は別に門部を起し、大泥、六昆は、暹羅邦域の中にして、就中大泥は慶長年中御書を贈られ、また御朱印も出されたれば、此部の末に附録す、六昆にも古へ渡海の事あり、また暹羅渡海のもの、内、その隣國書牛にもいたりし事、長崎夜話草に見えしか共、ともに其記事微にして録するに足らされは、こは此部中に混載

す、萬國夢物語、四夷八蠻船行記、華夷一覽志等によるに、六昆國は、ロツコンと呼ひ、またハリゴゾルともいふ、或は六昆、六坤、六甲に作る、守護あり、北極出地十度、暹羅南邊に傍ふの地にして、大泥隣並の國、大泥より猶熱地たり、四方二十一里、暹羅國風土軍記には、十六七里と記す、長崎記に、日五穀豐饒なり、本九州より廣き國なりとあるは、誤りなるへし、長崎記に見ゆ、其商館を置、産物粗暹羅に類す、此國、我寛永の頃は、山田仁左衛門が所領たりし由、榜葛刺國の東にあり、即ち明史にいふ東蠻牛國是なり、守護あり、暹羅より陸行三日にして至るへし、本邦を去る事、西南二千五百里許、古昔は強盛なりしか、我延寶の頃、隣國亞華の爲に併せらる、此地にも釋伽居住ありしとて、大伽藍今に存す、季候人物暹羅に同じ、土産漆、象牙、亞鉛、阿仙藥、ロウベン玉等なり、阿蘭陀人これを買得て、長崎に持渡れるよし、采覽異言、萬國夢物語、華夷通商考、華夷一覽志等に見えたり、かつ莫臥兒人も、延寶八年暹羅船に乗組て、長崎に來りし事あるによて、今また此部中に載す、其國號モゴル或はモンゴル、ま

たモウルと呼び、古の天竺五印度の地にして、其域廣大、北は韃靼に接し、南は應帝亞、榜葛刺に連り、西は都兒格、東は漢土に隣る、總稱して西域といふ、北極土地二十三度にして暖國なり、本邦を去る事、三千八百餘里、其祖デモルベキといふ人、明の建文の初、我應永年中、都兒格を破り印度諸國を平らけ、遂に帝位に即く、國人赤髮、また眼瞳紺色にして鼻象のことし、男女白布を以て頭を纏ひ衣に領なし、これ佛國たりしか、今は隣國回回の馬哈默教、或は西洋教を尊奉し、其地凡天竺印度中、釋氏の教門大に衰微せり、かつ此國も、我寛政十二年終に亡滅し、近代にいたりては、過半諸尼利亞、拂郎察等の所有となりしといふ、土産は藥種、皮革、花布、木綿奥島、或は漆器、磁器の類なるよし、これまた前書及び近代翻譯の西書等に載る所なり、

○渡海并御朱印

按するに、長崎御用書物、長崎集等によれば、この國に渡海の事は、文祿年中よりはしまれり、また御一統以後御朱印出されしは、慶長九年を以て知らる、また異國渡海御朱印帳載る所は、元和元年九月九日、高尾次右衛門に賜はりしを終り、されども渡海を禁せられしは、寛永十二年なれば、其前年までは渡海ありしなるべし、かつ寛永の頃は、渡海の船此國に臨みし時、山田仁左衛門か

城下にて、日本の御朱印を改めし事、天竺德兵衛物語に見え、後卷渡海の條に載す、併せ見るべし、慶長九甲辰年八月廿五日、與右衛門なるものに、暹羅渡海の御朱印を賜はる、異國渡海御朱印帳に、與右衛門は日本人、暹羅居住のものあり、然れば、然れば、乞ひ奉りしなるべし、爾來同しく拜賜せしもの數十八なり、

暹羅國

一慶長九年甲辰八月廿五日 與 右 衛 門
日本人シヤムロに居住之者、但有馬修理殿より申來也、午八月廿九日請取、

一同年八月廿六日 同 人

一同年同月同日 同 人

一同年閏八月十二日 同 人

一慶長十一年丙午七月廿一日 船頭 木屋彌三右衛門

壽閑取次、本上按するに、本多上野介の略稱に、有狀、七月廿四日、普界一船頭惠之、丙午八月十八日渡之、本上有狀、主に請取さする也、

一同年八月十一日 長崎惣右衛門

本上有狀、請取さする也、八月十八日渡し、普界一惠之、

之、

一同年八月十五日

有馬 修理

本上可渡由有狀、但八月廿九日渡候、白砂糖大樽二自有修被贈、按するに、有修は則有馬修理なり、

一同年十月八日

今 屋 宗 忠

普界一惠之、此日御朱印渡候、并御書一通、御具足三領、御中卷十柄、請取候由請取有之、後藤庄三被渡候由文あり、十一月九日彼國へ被遣御朱印、并安仁

按するに、按針に作るを是とす、鎮西要略、華夷通商考等によるに、其職羅經の法を熟知し、日月星を計り、天氣を考へ地理を察して、海上の乗方を司り、文宗忠了渡候、請取有之、按するに、御書及び彼國に遣はさる、御朱印は、ともに御書呈書并通商貢獻使者拜禮等の條に出す、

一慶長十二年丁未五月七日

博多宗世内

大賀九郎左衛門

本上有狀、於駿府相調、於相國寺渡候、綸子一卷惠之、御印渡候、六月朔日、

一同年八月四日

堺 木屋彌三右衛門

受閑 按するに、前の壽閑と同人にし、取次、本上有狀、請取さする也、去年の御印は、於駿府舉る之由也、後庄三有狀、按するに、後庄三は後藤庄三耶の略文なり、また再注せす、

島津陸奥守

一同年小春十八日

本上有狀、山口按するに、山口駿河守なり、狀被添、十月十八日山駿之内和久甚兵衛に渡候、此以前之御印重而御舉之由出狀也、無別音、

一自日本到暹羅國舟也

右 慶長十二年龍集丁未臘月廿四日

長崎後藤宗印に被遣也、本上有狀、

一自日本到暹羅國舟也

右 慶長十三年戊申孟秋廿五日

田邊屋又左衛門拜領、白物一惠之、取次平野孫左衛門、本上狀あり、

一自日本到暹羅國舟也

右 慶長十四年己酉正月十一日

加藤肥後守拜領御朱印也、本上州取次也、

一自日本到暹羅國舟也

右 慶長十四年己酉正月十一日

伊藤新九郎拜領御朱印、本上州取次、景家一卷被惠之、

一自日本到暹羅國舟也

右 慶長十四年己酉正月十一日

キリシタンバテレントマス拜領御朱印、長谷川左兵衛狀あり、無量一被惠之、曲物一、

一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十四年己酉□□□□

島津陸奥守拜領御朱印、本上州狀あり、山駿州取次也、

一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十四年孟秋廿五日

堺之木屋彌三右衛門拜領御朱印、本上州狀あり、受閑取次、普界一被惠之、八日云々、

一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十四年己酉八月廿五日

龜井武藏守拜領御朱印、本上州取次、八月十四日於駿府書之、

一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十五年庚戌正月十一日

大村丹後守内江島吉左衛門拜領御朱印、本上州、後庄三取次、

一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十五年庚戌孟秋廿五日

木屋彌三右衛門拜領御朱印、本上州狀あり、普界一被惠之、七夕、

一自日本到暹邏國舟也、

右 慶長十五年庚戌八月廿二日

龜井武州拜領御朱印、本上州狀あり、普界三被惠之、七月廿八日書之、

一自日本到暹邏國舟也、

右 慶長十六年辛亥正月十一日

羽柴越中守按するに、細川宰相思與なり、拜領御朱印、長谷川左兵衛狀あり、普界一被惠之、戌十二月二十五日書之、

一自日本到暹邏國舟也、

右 慶長十七年壬子九月九日

木屋彌三右衛門拜領、本上州後庄三狀あり、於駿府子之八月六日に書之、彌三右衛門に被渡候、右御朱印は不見來也、

一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十七年壬子九月九日

按するに、本邦居住ヤヨウスの阿闍陀人なり、拜領也、本上州狀あり、於駿府子之九月八日に書之、空手に而來、去年圓光寺

被書渡候古き御朱印持來、右ヤヨウス拜領廣南渡海之御朱印也、當御朱印古き御朱印一つ箱に入、ヤヨウスに渡候、御前へ上るへし、本上州へ返書遣候、

一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十八年癸丑正月十一日

長谷川忠兵衛拜領、本上州後庄三狀あり、江戸より本上州慶長十七壬子後十月十五日之狀、後庄三同

月十六日之狀來、同月十八日於駿府書之、使は長谷川忠兵衛内之者勝八郎といふ也、則御朱印之下書、

并上州後庄三へ返書迄相認て、即時に使者に渡候也、文箱に銀子一枚入來る也、

一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十八年癸丑正月十一日

按するに、長崎に在マノシルりし南蠻人なり、拜領、慶長十七十二月廿六日、長谷川左兵衛殿より五通申來内也、五通同時に

書て渡候、使者勘十郎也、筆功不來、左兵衛殿狀あり、書立も有之、

一自日本到暹邏國舟也、

右 慶長十八年癸丑九月九日

一自日本到暹邏國舟也、

右 慶長十八年癸丑九月九日

木屋彌三右衛門拜領御朱印、本上州狀あり、普界一被惠之、七夕、
一自日本到暹邏國舟也、
右 慶長十五年庚戌八月廿二日
龜井武州拜領御朱印、本上州狀あり、普界三被惠之、七月廿八日書之、
一自日本到暹邏國舟也、
右 慶長十六年辛亥正月十一日
羽柴越中守按するに、細川宰相思與なり、拜領御朱印、長谷川左兵衛狀あり、普界一被惠之、戌十二月二十五日書之、
一自日本到暹邏國舟也、
右 慶長十七年壬子九月九日
木屋彌三右衛門拜領、本上州後庄三狀あり、於駿府子之八月六日に書之、彌三右衛門に被渡候、右御朱印は不見來也、
一自日本到暹邏國舟也
右 慶長十七年壬子九月九日
按するに、本邦居住ヤヨウスの阿闍陀人なり、拜領也、本上州狀あり、於駿府子之九月八日に書之、空手に而來、去年圓光寺

ヤヨウス拜領、本上州狀あり、丑之八月三日於駿府書之、普界一持參、但、去年は持參不被申也、舊き御朱印は不來也、
一自日本到暹邏國舟也
右 慶長十九年甲寅正月十一日
木屋彌三右衛門拜領、後庄三狀あり、於駿府七月六日に書之、七日に彌三右衛門に渡候、功不來、後に普界一持參、
慶長十九年八月十三日
一シヤムロへ御朱印之下書之筆功銀子一枚、慥に請取申候、如件、
慶長十九年八月十三日 金地院 祖首座在判
長谷川左兵衛様御内 勝右衛門殿
按するに、は去年正月十二日マノシル拜領御朱印の音信なるへし、
一自日本到暹邏國舟也
右 慶長十九年甲寅九月九日
みうらあんじんに被下候、本州狀あり、寅之五月十六日於駿府書之、空手にて來、
一自日本到暹邏國舟也

右 慶長十九年甲寅九月九日

長崎之唐人ベツケイに被下候、寅八月十三日書之、本上州添狀有之、長谷川左兵衛之者案内に來、空手也、八月廿九日に普界持參、勝右衛門へ祖首座請取遣之、八月十三日付にて遣之

一自日本到暹羅國舟也、

右 慶長二十年乙卯九月九日

長崎之唐人三官に被下候、卯之三月廿四日於駿府書之、本上州後庄三御城にて直面に被渡候、即刻書候而本上野殿へ持せ遣候也、直面に被仰渡候故、御狀は不來也、

一自日本到暹羅國舟也

右 元和元年乙卯九月九日

長谷川權六に被下候、長谷川左兵衛より書立來る、元和元年七月廿日南禪寺にて書之、此時以上五通、呂宋などへの下書付可相渡也、功不來、後に來、一自日本到暹羅國舟也

右 元和元年乙卯九月九日

ジャカウベに按ずるに、南蠻人被下、本上州狀あり、元和元年八月三日南禪寺にて書之、功不來、

一自日本到暹羅國舟也

右 元和元年乙卯九月九日

高尾次右衛門に被下候由也、長谷川左兵衛狀あり、元和元年八月十日南禪寺にて書之、功は不來、暹羅渡海之御朱印被下候覺

一十二通 豐光寺分、一十一通 圓光寺分、

一十二通 金地院分、以上、異國渡海に、豐光寺承兌、圓光寺元信、金地院崇傳、此三人みな異國書簡及ひ渡海御朱印等の御用を奉はりたり、其事異國渡海總括部にあり、文祿の頃より秀吉公御朱印下され、日本人唐造之船にて、暹羅、六昆、其辨渡海并漂流の條、六昆渡海の所にあ

り、大泥、其外之異國へ渡海の事御赦免、其後、權現様、台徳院様御朱印頂戴、寛永十一年迄渡海せり、同十二年より堅く御停止となる、長崎御用書物、長崎集

往古日本より天竺への、商人御免被仰付候者其には、角倉與市、茶屋四郎兵衛、按ずるに、四郎次郎、平野屋平四郎、按ずるに、天竺徳兵衛物語には、藤籠屋、紅葉屋、此五人に御座候、按ずるに、別本天竺徳兵衛物語には十一天竺へ往來御免の和船は、京都にては、角倉與市、茶屋四郎次郎、駕籠屋、紅屋、平野屋藤次郎、同後家、長崎にては、末次平藏、同高木作右衛門、天竺の

波牟天亞船、按ずるに、波牟天亞は、山田仁左衛門が居城

陀の彌養子船、暹羅等已上十一組なり、別本天竺徳兵衛物語○按ずるに、此書及び前の渡天記は、同書異名にして、たゞ其記事聊詳略あるのみ、其書の由來は、後卷渡海の條にあり、異國渡海の商船は、暹羅、天竺等に行きて交易をなすなり、其船を御朱印船といふ、是官印を賜はりて渡海をせし故なり、然れども、文明には行きし事なし、山田仁左衛門記事、

慶長十乙巳年、此春暹羅國等に渡海の船、一艘も歸朝せず、其故詳ならず、同十六辛亥年八月廿四日、細川宰相忠興か渡せし商船、歸朝して其産物を獻す、同十八癸丑年六月廿六日、木屋彌三右衛門も和泉國堺の商賣なり、歸朝して、東照宮に拜謁す、時に其國の事を問はせ給ふ、

慶長十乙巳年、當春日本國の船、ルスン、トキン、シヤムロへ賣買の爲渡海之處に、如何したりけん、一艘も歸らず、右之船、或は岩に當り破損、或は喧嘩をして殺害せらる、歟と云々、又財寶を取らんか

といふ所之者とも、黒船を押取ける所へ、日本之商船乗着商賣せしめ、過分利を得て歸朝之船有之、ル

スン西シンチウといふ所にての事なり、是は京之たちうり之桔梗屋道圓といふものなり、京町人こ

れを羨み、當春船を多く遣しけるとなり、實本當代記、慶長年慶長十六辛亥年八月廿四日、長岡按ずるに、長岡は細川の別號なり、越中守忠興、獻象牙、白絹、孔雀、豹皮等、暹羅國遣商船故也、云々、駿府記、日記摘要、大

慶長十六年八月、細川越中守忠興、豊前國の商舶を暹羅に遣し、象牙、白絹、孔雀、豹等の物を得て獻上しけり、武徳大成記、東遷基業、慶長十八癸丑年六月廿六日、從暹羅國木屋彌三右衛門歸朝之由罷下、御目見、彼國之事令問給、僧數多有之由、着黃法衣云々、駿府記、如官日錄抄、柳營年表秘録、

通航一覽卷之二百六十六

暹羅國部二

○渡海

慶長の頃、肥前國長崎の人津田又左衛門、商賣の爲暹羅國に渡海し、元和の頃山田仁左衛門山田仁左衛門紀事、暹羅國風土軍記には、尾張の人といひ、天竺徳兵衛物語には、伊勢國山田御師の手代なりといふ、また碎玉話には、駿河國藤科の民とし、駿河志には駿府馬場町の人とし、異國日記には、大久保治右衛門が六尺なりといふ、然れば、生國は尾張或は伊勢なるべし、後駿河國に來りて、大久保治右衛門忠佐に仕へしなるべし、但し忠佐は、また渡海せ慶長十九年九月卒し、嗣子なくして其家絶えたり。

しか、其頃隣國と戰爭あり、長崎志には、敵國を臥亞ゴアといひ、長崎志にはアハアハとす、國王本邦の武勇を開、乞ふて國兵を援けしむ、兩人日本町の人數を牽ヒキひ、此頃、本邦の輩數ヒキふ、寛永の頃は其人數八千人に及へりヒキと云、戰ひて敵を破りこれを却く、國王感賞し、仁左衛門に其女を與へ官職を授け、又左衛門にもまた女を與ふ、寛永のはしめ又左衛門は長崎に歸り、長崎にて乙名役となり、繼て年行司ニ、これ此通事を置く、仁左衛門は終に留りて、彼國の小王ニはしめなるべし、彼國にての稱號、山田仁左衛門紀事には、オンアラニと記し、碎玉話にはオッアラニ、駿河渡問語にはアンビラニ、長崎記にはイン

チン、暹羅國風土軍記等には、跨亞ゴア、天竺徳兵衛物語には、官名は於夜ガラホム、加羅保卒、實名は於牟不宇オムフウといふとあり、駿河志にもオンアラニと記す、元和七年暹羅王よりの呈書に、貴國商賈留者、擢首以總之、名坤采耶ニ、見え、異國日記に、山田仁左衛門の事ニといへり、彼國には、名ありて姓なく、官名に據坤ニといへるあれば、坤采耶ニは即ち官名實名を合せたるにて、彼國の方言、これをオンアラニと云、或はオンアラニと唱へしものからず、また暹羅國風土軍記に、仁左衛門は逸比留を領し、其子チイン六尺大泥を領すニといひ、山田仁左衛門紀事には、國王の讓りをうけて暹羅王ニなりしといふ、こにも信用しつたし、長崎記に、六尺に封せられしといふもの、其實に近からんか、但し津田又左衛門の事は、長崎志に載せしのみ、山田仁左衛門の事は、諸記に見ゆれば、各異同あり、海外の事今其實を辨し、たければ、姑く彼は折衷してこれを記し、其載る所うけ、たきものは、各其所に分注せり、また暹羅國風土軍記等に載る仁左衛門が全傳、及び日本町のもの、事蹟等、其文冗長なれ、其頃和泉の人、木谷久左衛門も渡海在留せしか、亞華國ニより、陸の國にして、此頃強盛、隣國羣牛を併せ、また西の方亞刺致ニ、チアラの兵を興して襲ひ來る、久左衛門奇計を以てこれを破り、其功によて、また封を受けしといふ、長崎夜話草に、慶安の頃、暹羅國に在る弟の許に、貨物を送りて亡親追福の料せしめし事を載す、則久左衛門の事なるべし、されども彼書には、長崎の産とあり、異國渡海御朱印帳、駿府記等に、和泉國堺の木屋彌三右衛門、暹羅渡海の事見えたり、或は木屋木谷文字の假借にして、其一族なるべきか、さては和泉の人とせしものはなるべし、彼貨物を送りし事は後冊に出す、

大久保治右衛門六尺山田仁左衛門、暹羅へ渡り有

付、今は暹羅の仕置を仕居由、異國日記、但し、元和七慶長の頃、長崎より津田又左衛門と云者、爲商賣暹羅國に渡居たりしに、暹羅國と哥阿國カアとの書みな臥亞ニに作、合戰有之、暹羅方甚難儀に及ひし故、又左衛門に加勢を頼入れり、其頃、彼國に日本人六七百人在留し、其所を日本町と稱せり、又左衛門并山田仁左衛門軍將と成り、彼人數を引卒し、一戰に哥阿國の軍勢を追崩し、勝利を得たり、國王大に喜悅し、息女を又左衛門の妻に與へ、仁左衛門には國官を授けり、又左衛門數年暹羅滯留の内、三左衛門生産す、寛永の初頃、父子共に長崎に歸宅し、其節材木町乙名役被仰付、年行司相勤、其後行司に役替、猶又暹羅通事兼役に被仰付處、本役繁多なる故、森田長助とて暹羅に數年在留し、通辯等宜き者に付、暹羅通事役相讓たき旨、願之通長助に暹羅通事役被仰付、按ずるに、森田長助の事は、詳に御書呈書并通商實錄使者拜禮等の條、明曆二年五月使船入津の所にあり、又左衛門歸郷の節、暹羅製作の釋迦佛を持歸れり、又赤梅檀一本持來處、鍋島家より懇望の由に付、三つに分け一つを差進す、佐嘉高傳寺の本尊を彫刻有し由、一つは長崎能仁寺安置の佛像を彫刻あり、一つは末

次平藏所望に付、差遣はす由也、長崎志、山田仁左衛門長政は、みづからいふ織田信長の裔孫也、山田は織田の別名也と、本國尾州の人也、流浪して駿府に來り、市人に交り知己を求て、馬場町の商家に寓居する事十餘年、市中の産業を求めず、常に大志ありて仕官を好まず、すこぶる仁俠にして、兵術を談する事をこのむ、市人遊逸の徒なりとて、相親き友は諫れ共、いる、顔にて従事せず、されども心直實にして才辯ありければ、人多く睦ひしたしみ交りをむすふ、こゝに我朝中古より寛永十五年の頃迄は、異國へ商船通路自由成りければ、按ずるに、異國渡海禁制となりしは、寛永十二年なれば、十五年頃迄といへるは誤りなり、京、大坂、奈良、堺、長崎より、唐渡りとして交趾、暹羅、東京、東埔塞、西土の外諸國へ渡り、肥州長崎に商船調へ渡唐しける、毎年往來せし商人定りて二十家計あり、後に我朝より、外夷に渡り交易する事を、官より制禁ましまして、異國より渡り來る所の貨物を、長崎にて分給り、本國にて商賣する事をゆるし給ふ、其家を貨物取と名付け、當所にて、按ずるに、此書駿河の人の撰なれば、當所は即ち駿府をさせるなり、貨物取の家、近年まで残りたるは、松本新左衛

門、友野與右衛門、大黒屋孫左衛門、山内助兵衛、多良庄太郎、出雲屋清兵衛、瀧佐右衛門、太田次郎右衛門、桑名屋清右衛門、富田屋五郎左衛門等也、初元和の頃、巳午之年歟、按するに、巳年は三年、駿府の午年は四年なり。商家瀧佐右衛門、太田次郎右衛門唐渡りしたりし時、かの仁左衛門も俱に渡海せん事を望む、されども、日比流浪の身にして産業を事とせず、志尋常ならず、商家の人の用をなす事益なしとてうけかはす、終に渡唐船を發せんとして、彼を誘引せず、仁左衛門早く悟り、先立て家を出て、攝州大坂の邊に待向ふ、瀧、太田大坂に至る時、出向て一向同船せんと請ふ、二人止む事を得ずして同伴し、既にして大灣に行き、商賣事終りて歸らんとする時に、仁左衛門、我は此土に止まらんといふ、二人はその心に任せ歸朝す、仁左衛門ひとり大灣に止る、自注、此時或は二十、或は二十その後、消息を聞事なかりしに、寛永の初、太田次郎右衛門、瀧佐右衛門、又渡海して大灣に渡る時、大灣人告て曰、さきに暹羅國より書を傳へて曰、倭國の商客來るへし、暹羅に渡來すへし、商貨交易の利よろしき事あるへしと也、速に彼の國に

送り渡すへしと告く、太田、瀧是を聞てあやしみなから、暹羅に渡り至れば、國人倭人の來るを見て長吏につく、長吏さきに國王の命あり、早く倭商の來る事を王城に告へしとて、彼二人を護衛し、一所にこめ置て禁錮するが如し、數日ありて長吏告て曰、國王汝等を召す、王城に往へしとて送り遣す、驛中例に異なり、國人目をそはめ、護衛して驛館に饗す、日を経て王城に至る、官人令して曰、國王汝等を見給ふへし、よろしく本國の産貨を獻して、おんぶら王を拜すへし、自注、王を拜して、カンブラといふ。すてに營中に入て王を拜す、左右に兵器を列し、數人の侍官圍列せり、其儀甚嚴重也、王出てまみゆ、衣冠綾羅目をかがやかす、命して曰、別館に留宿して休憩すへしとて、王入て退き去る、官人別殿へ引て留宿せしめ、饗應甚美をつくせり、夜ふけて人あり、ひそかに便服して出來り、左右の者を退け、瀧、太田か肩を打手を取て懽笑す、二人驚て是を見れば、かの王也、言て曰、我は山田仁左衛門也、舊日の恩いつれの日か忘ん、我君と共に本國を出て、愛惠を以て渡海し、大灣に至りて後、此土に來る、我來る頃隣國兵争し、

自注、ロクコン國に相侵伐す。國中みだる、時、我謀をめぐらし、倭人の國に在るものをかたらひ、一騎の將と成り、日本人の加勢と號し、國民をかりもよをし、倭國の風俗軍裝をなし相戦ふ、幸に勝利を得て軍功を立つ、王賞すること甚し、我に後の女を妻合せ王位を讓る、今隣國を合せて我掌握に歸し榮耀身にあまる、唯恨むらくは、本國の舊好に逢ざる事を、故に大灣に令を傳へて、倭商の來るを待つ、今幸に君に逢て累月の思ひ足れり、我名をして本國にしらしめよ、且は日本の武名盛ん成を以て、我功を成す事を得たり、我微賤にして日本の威風を外夷にあらはす、生前の悦何事かこれにしかんやと、いひ終らざるに、二客退て下座に平伏し、我等此國に來り、今般體裝甚疑惑する所に、大王の言を聞て蒙意を開く事を得たり、その威風盛功を仰き賀す、王曰、しからず、君今を以て舊日の看を忘る、ことなかれ、我再會只往日金蘭の交意を謝し、猶兄弟の交親を望む、自分國中に令して、倭朝商客の着津留宿を安んし、又國中悉く貨物交易をなし、利得多からん事を欲す、是を以て、本國の商客に語れと、談話從容として、

すてに黎明に及ひたれば、外官のあやしまん事を憚り、後會の約を成し、寢殿に入り去る、其後辭し去るの日、金銀國産の名器を授け、驛路を饗し海津に送り歸らしむ、太田、瀧は、持携へたる所の貨物を、悉くかの國中に交易し、大に貨殖の利を得て本國に歸り、具に山田か事を郷里に語り告ぐ、こゝにおいて市中の老夫こそりて、日比の大意果して尋常ならざる人才哉と嘆美せり、本國の商客、此事を聞傳へて、暹羅に往來して交易の利を得たる事多し、扱又、山田か親族外にきく事なし、ひとり治兵衛といふ商人あり、是山田長政か甥也、故に暹羅より貨器を送り、是を以賣買し、武江にして唐物屋といへり、寛永十餘年の比、長崎へゆき、暹羅へ渡り至らんと欲す、時に暹羅人の來るあり、詳に山田か事をたつね問ふ、答て曰、其王は反逆の者に毒害せらる、今反逆の徒黨國中に多し、往かはおそらくは害に逢んといふ、治兵衛此事を聞てゆかす、山田彼國に王たりし時、國中に於て獸類を鬻き食する事を禁し、王の飲食は専ら魚肉を以て進む、又市鄺を定め倭人を居らしむ、是を日本町といふ、今に長崎へ

渡り来る暹羅人にきけば、其名存せりといへり、仁左衛門暹羅に在て、倭商の歸帆によせて、駿府の舊友に土産の物を贈る、漆器盆盃の類、市中に往々相傳るものあり、山田仁左衛門紀事、

暹羅國は、西南夷の一大國にして、殊に辨噶喇海といふ大入海を受けて、向ふは孟留國なり、南海第一の溱にて繁昌の土地なれば、日本の船はいふに及ばず、四夷八蠻の商船入津する所なり、日本の廻船も代る／＼往來する折なれば、慶長元和の間、關ヶ原大坂落の諸浪人とも、渡天の商船に取乘て買人となり、外國へ身を隠すもの多し、されは日本の武勇は萬國に勝れば、蕃國又は海賊強盜等も、日本人を恐るゝ事鬼神の如くなるゆゑに、暹羅國王も日本人を尊用し、屋敷をあたへ、日本町と名付、一郭を設け、數百軒の町屋を造り並へて、妻子眷屬を設けたる中にも、山田仁左衛門といふものあり、生國は尾張國のものなり、其人となり放蕩にして、父母の命をも用ゐず、産業を事とせず、所にも住かた／＼、駿河などに來りて、彼方こなたとしたりけるか、身の置處なく、蕃國商賣の廻船に打乗、暹羅國へ渡

り、年久しく逗留せしに、遂には官人ともひたすら出合ける、この仁左衛門、生得才智ありて小學問をもし、日本の軍法にも通しければ、經書軍書と漢の物語しけるゆゑに、官人とも段々と招請し、仁左衛門を尊敬す、元來暹羅國といふは、西南夷のゑびすなれば、中夏より文學の通用もなし、況や經學禮儀の士の來るといふ事もなかりしか、聞馴れざる經書軍書と漢の事を聞て、仁左衛門の才智を感じ、國王へも稱美したる程に、頓て國王仁左衛門を召出し、日本中夏文武古今の事を聞て深く感じ、仁左衛門を登庸して、官人となし食邑をあたへ、國王の師範して吟亞仁左衛門と號し、自注、此吟亞といふこゝに、日本にて國主といふ事、食祿日本にての三千石ほどの采地を與へられしか、自注、是本朝の寛永四年の事なり、一説に、天竺德兵衛の物語を引て、山田仁左衛門といふ人天竺にあり、シヤム一國の王なり、元來日本勢州山田御師の手代なり、武州江戸廻りして、徒なる事有て御吟味に逢、長崎へ逐電してシヤムの出船に乗り渡り、國王に頼まれ所々の軍に高名をして、國王の聲になり、その後、國王の跡をつぎたると云々、又一説には、生國

駿河國なり、故に仁左衛門暹羅より、駿河の淺間へ繪馬を奉納したり、又或云、仁左衛門生國尾張の人なれども、駿府に來て住けるゆゑ、淺間へ奉納したりともいふ、其實否はしらす、接するに、此繪馬の程な事は後册に收む、加増を賜はり、二萬石の主となる、仁左衛門拜謝して、日本町の者共に告て、各日本に歸る心なく、我が臣下とならんものは、召抱ゆへしとありしかは、諸浪人とも悦喜して、仁左衛門か家臣となるもの多し、仁左衛門悦て、その器量を選び、勇士四十餘人、雜兵百餘人、足輕中間二百餘人を召抱へ、日本流の行列に仕立、此度拜領したる采地へ入部す、暹羅人を見ても皆目を驚かし、彌仁左衛門を感じける、かくて一年ありて暹羅國の都へ參觀し、常々國主の側に在て政務を司り、國王の師範たり、或時國王仁左衛門へ語て云、予汝か説く所を以、日本并中夏の法を聞に、世界皆世を子に譲る、我國法は古より父の子あらん程は、弟に代を譲り、父の子絶て子に譲るゆゑ、嫡流といふ事なく正統を失ふなり、よりに我より法を改て子に譲るへし、我に末弟只一人あり、しかも若年なり、此時法を改て子に譲る

を以て、國法となさんとて、舍弟をば菩提所久留園精舎といふ寺へ遣して弟子とし、則分國へ觸て、此後、家を子に譲るを以て法と定けり、然る處に、暹羅國の分國に逸比留國といふ國あり、按するに、輿地圖の事詳な此國王年老て吟亞チャベンといふ弟を繼子と立置たり、この度、暹羅王の觸を請て、使者を暹都へ遣し奏して云、臣兄の繼子と定りたる上は、今更變しかたし、某より以後は子にゆつるへし、某に於ては只今迄の法に任せ給はるへしとなり、暹羅王許容せず、法は重し人は輕し、法に背く者をは死刑を賜はらむ、汝すみやかに兄の子を立、相伴ひ來て罪を謝すへし、左なくは兵威を以て攻亡さんとなり、使者恐怖して、しか／＼のよしを申ければ、逸比留王曾て命に従はず、況や謝罪の沙汰もなければ、暹羅王大に怒て山田吟亞を召て云、我汝か説を聞、法を改め太子を以て世繼とす、汝太子の師となり文武の學を能教へよ、國に師たらんものは、小身にては威勢なし、何とぞして、汝に國をあたへんと思ふ所に、幸なる哉、今逸比留國王我命に背く、汝兵を卒し彼城を請取れ、則汝か領地に與ふ

へしとなり、仁左衛門拜謝して既に打立ける、其軍勢暹羅王の兵二萬餘、仁左衛門か手勢五百餘、彼是都合三萬に及ぶ、自注、此逸比留國中は、日本にて二十五萬石程の國なり、仁左衛門か手勢は、日本装束にて聲花に出立せ、行程五日にて敵國へ着陣して、先城外に陣取、使を以て告て曰、汝チャベン王法を背く逆臣たり、城を獻して他國へ走るへしとそ呼りたり、チャベンは兼て期したる事なれば、使を追返し勢を押し出して合戦に及び、巳の刻より未の刻に至る迄戰ふ程に、手負死人數を知らず、仁左衛門は日本兵の手馴たる者に、大筒小筒三百餘挺持せて、透間なく規ひ打にしければ、城兵若干打倒され、殘兵城に引退く、仁左衛門手勢も終日戰勞れたれば、軽く追捨相引にして陣をとる、逸比留人の討死凡一萬に及ぶ、味方は四百餘人討死しける、然るに逸比留の隣國琶牛王の一族、吟亞チャギリといふ人、逸比留國王の一族たるを以て、仁左衛門か陣に來り扱はんといひ、城に入て利害を説しかば、逸比留國王納得して、城を吟亞チャギリに渡し、孟留國の地へ立退ければ、仁左衛門是を請取、家臣大塚十左衛門を城代とし、始て臣

となりたる日本人ともを譜代とし、降人其外暹羅、逸比留の人を召抱へ、都合二萬餘人、それ〴〵に祿をあたへ國を守らしめ、仁左衛門は手勢二千餘人日本行列にて隨へ、その身は緋威の鎧に鍬形の兜を着なし、大旗を以て率せたる國王の車に乗り、官人二萬餘人を前後に引率し、天竺の音樂笛、鐃鉢、太鼓、鉦鼓にて行軍せり、是を見る人山野に充滿す、仁左衛門かくして暹都に立歸り、國王に拜禮す、暹羅王軍の次第一々に聞て大に感賞し、仁左衛門か武略暹羅人の及ぶ所にあらずと、益用ひて長臣とし、常に側に在て國事を沙汰す、暹羅國の舊臣の家に、カウハムといふ者、位仁左衛門の上にあれども、只その座にあるのみ也、よつて國臣等山田か昇進を半はそねみ、半は媚諂ふものもあり、如此する内に、三ヶ年の星霜を送りしか、暹羅王病に伏て、醫藥その驗なかりしかば、本復なからんと覺悟し、カウハム、仁左衛門を始、その外の長臣を招き、遺言して云、我病治療あるへからず、太子に國を讓る間、カウハムと仁左衛門兩人して、太子を輔佐し、國政を我仕置たることく變すへからず、今年は

カウハム在府して太子の後見し、仁左衛門は領國逸比留に歸て、國中の仕置を治め、明年の此月に暹都へ出府し、カウハムと代りて太子を補佐し、カウハムは領國惠利宇國に歸て仕置せよ、如斯隔年に交代せよと遺命せられたれば、兩長臣謹て拜諾しける、かくて其年の五月十六日、暹羅王終に卒去し給ひけり、自注、寛永五年、暹羅新王の即位元年は、日本寛永九年に當る、八月には繼目の規式濟ければ、山田仁左衛門遺命のことく、暹都を立て領國逸比留へ入部し、暹都にはカウハム新王の補佐として、政道を執行事、先王の時のことく違ふ事なし、然るにカウハム今年二十五歳、未妻女なかりしか、母后かれか美男に迷ひ、カウハムと密通し、剩夫婦の契約し、カウハムを新王の養父として、國王に立んとの企あり、新王今年纔に十三歳なれども、才智勝れば、此事を聞大に憤り、所詮カウハムを呼て力士を以て討殺し、母后の念を止めんと謀られたるか、如何して謀をもらしけん、人ありて母后に告ければ、母后大に恐れ、新王を後宮に招き、腹心たる宮女にしめし合せ、毒飼して急病頓死せ

りと披露す、暹羅國人再び患をいたき、形の如く葬送事畢りぬ、されども國に繼嗣なきゆゑ、母后自ら政務を執て女王と稱しける、是同年十一月の事なり、仁左衛門逸比留に在てこれを聞、急き暹都に出て實否を糺さんと用意する所に、新王の近臣よりひそかに女王か不義を制せんとして、却て新王毒殺の難を得たまふよし、委く告ければ、仁左衛門大に怒り、然らば女王カウハムを討て、先王の弟久留園精舎にあるを迎立て、亡君の怒りを休めんと、俄に兵を集む、此よし暹都に聞えければ、女王大に驚き、カウハムと謀り、出頭人チャントホウといふものを使者として、逸比留國へ遣し、僞り諭していひけるは、我子新王頓死ありて悲涙やむ時なし、我女人なからもやむ事を得ず、朝に臨む事は、國家一日も君なくんはあるへからざるを以てなり、汝速に暹都に來り、朝議を凝し後主を立よ、左あらは我速に朝を讓り、尼法師とならん事望む所なり、然るを我身新王を毒殺するのよし、浮説を汝信用して、討手の兵を集るの聞えあり、是全く佞奸邪推のもの、所爲なれば、則誓書を送るとて、様々あは

れにおそろしく書のせける、扱その上に、汝か子
ヲイン、按ずるに、或はヲインを女子と記せしものなり、されど
下は、下に嫡子とあり、かつ彼國にての名なるべければ、誤
りなら、いまた所領なければ、此度大泥、六昆の二ヶ
國を與ふる間、逸比留に合て領知あるへしと證印
を賜はり、兩國へも下知狀を添て贈られければ、仁
左衛門心解て、兩國の證印を拜謝し、酒宴を設け使
者をもてなしけり、チャントホウ仕濟したりと、一
禮して旅館に歸れば、仁左衛門は使の禮を拜謝せ
んとて、チャントホウか旅宿へ行く、則仁左衛門を
客屋へ請し入、酒宴饗應刻を移し、夜に入て仁左衛
門は城へ歸りければ、チャントホウは、翌日未明に
逸比留を立て、暹都にこそは歸りけれ、斯て仁左衛
門は、嫡子ヲインを呼て、此度國王より汝に大泥、
六昆の二ヶ國を賜ふ間、則兩國への下知狀證印を
以て、兩國へ行て入部せよと示しければ、ヲイン則
先大泥國へ赴きけるか、此國は女王たるを以て城
中へ入らず、城下に止宿し、大泥の長臣等か屬國の
拜禮を請、即日大泥を立て六昆へ入部すれば、城主
出迎ひ永く臣屬たる禮をなす、ヲイン則城に入て、
屬國の禮を請、久しく六昆に止り、兩國の仕置を沙

汰し、土地を見立城を築て、國務を執行はんとす、然
 るに、チャントホウ暹都に歸り、女王へ申けるは、
 仁左衛門王命を拜謝し、某を敬ふといへども、本心
 全く服せざる色あり、渠か心中大義を思ひ立折か
 らに、大國を自注、大泥は東西日本の三十餘里は、六昆は
十六七里もあらん、此知行高兩國合せて十萬石餘
なり、屬國に請る時は、兵を起すに便あるに依て、僞
て心服の體をなすと見えたり、ゆゑに某旅館に饗
應せし時、密に鳩毒を食はしむ、三ヶ月を出さる
内、必病發して死すへしといひければ、女王大に悦
ひ、汝か申如く仁左衛門死するならば、大泥、六昆二
ヶ國を汝に與ふへしとて、是より誇亞チャントホ
ウとぞ呼れける、仁左衛門は、逸比留に在て其毒五
臟を惱しければ、諸醫治療すへきやうなく、仁左衛
門も今は堪かたく覺えければ、密に近臣を呼て、我
ヲインか兩國を服し歸るを待て、大軍を調へ暹羅
に攻入て、女王とカウハムか罪を問んと思ひしに、
國使チャントホウか爲に毒を飼れ、今病にかゝり
て起る事なし、我死したらば、此旨をヲインに告て
志を繼すへしといひけるか、次第に弱り、翌年の春
終に空しく成にける、自注、時に暹羅女王の二年、
日本の寛永十年に當れり、仁左衛

門か嫡子ヲインは、六昆に在て父の死を聞、大に悲
 み怒り、天地に誓て父の仇を報せんと、六昆にて兵
 を集る處に、一國みな下知に應ず、大泥國王はこれ
 を聞て、我國は小國にて資用の貯急に調難し、何と
 を今年の軍役をゆるし給はらば、來年は急度軍兵
 を牽ひ従はんと答へければ、ヲインは此儀を疑ひ、
 我軍立せし後、大泥の兵我跡を討ならば必軍難儀
 ならん、實を糺さずして軍立なりかたしとて、猶豫
 しける内、この趣、暹都へ聞えければ、女王大に驚
 き、則誇亞チャントホウに大軍を添て、六昆へこそ
 向はせけれ、チャントホウ六昆に馳付、使を以てヲ
 インに告けるは、誇亞仁左衛門逸比留に在て病死
 する事、チャントホウか毒殺と稱し、兵を擧て暹都
 を討んとするのよし、その聞えあり、汝か逆心疑な
 き處なり、もし又異心なきに於いては、速に城を明
 て六昆、大泥二ヶ國を返上すへしと呼はりければ、
 ヲイン暫く思惟しけるか、僞て領掌し使者に向て
 申けるは、王命の趣畏り存す、既に父仁左衛門病死
 のうへは、我に賜りたる六昆、大泥二ヶ國は本より
 返上すへき所なり、然らば、城中こそく掃除し

て相渡すへければ、二三日は待給へといへば、チャ
 ントホウ尤と許諾し、城中に陣取て相待ける、ヲイ
 ン思ふ儘に敵をたばかり、兵具十分に調置、扱三日
 目に城外へ使を立て、兼約のことく今日城を渡す
 へし、城を請取渡すにも法あれば、その法式を以て
 請取給へといひ送る、チャントホウ實に尤と心得
 て、僅に手廻りの兵三百餘を率し、城へ入らんとす
 る處に、伏兵左右より起立て、チャントホウか前後
 を包み挟み討に討程に敵は思ひよらざる事なれば
 算を亂して崩立、大將チャントホウ討死し、殘兵敗
 軍して逃歸る、ヲイン大に悦ひ、父を毒害したる天
 罰にて、チャントホウみづから來て亡る事、これ天
 の與ふる處也、いさや急に暹都を攻拔き、亡君の怒
 も休め亡父の仇を報し、新王を立て國家安全の謀
 をなすへしと、六昆十三頭の領主へ檄文走らし、不
 日に軍立せんとの用意頻りなり、去ほどに、チャ
 ントホウ等か殘兵共逃かへり、暹羅の都へ右の次第
 を告げる處に、又風説しけるは、ヲイン逸比留本部
 の兵に、六昆大泥二ヶ國を合、その外琶牛、羅宇茶
宇、三佛齊、按ずるに、カ、南
天竺の諸國なり、などの諸國に牒し合せ、

その勢三百餘萬にて、幾日には某の地に至る、明日は何方迄來るなど、雜説頻りなれば、暹羅女王大に恐れ、カウハムに謀を問ふといへども、カウハム元來臆病者なれば、十方を失ひ謀の出ん方もなし、然れどもライン恨を捨て、三國を合大軍を帥ひ來らん、日本町のものとも内應せずといふ事ありし、しからは都はたもつへからず、先速に日本町のものともか船をのこらす取上、逃道なくして軍兵を以て焼拂はんとて、日本町へ使を立、船頭二人用事有之間城中へ來るへしとなり、自注、船頭といへば、世れども、左にはあらず、番國渡海の船頭といふものは、いづれも大船にして、名あるものなれば、輕々しきものにあらず、一船の主なり此日本町の船頭は、鉤屋庄左衛門、玉屋忠兵衛とて、福徳良智のものともなるか、この使を得て、總元締岩倉平右衛門か宿に往て相議す、平右衛門聞て、頃日ライン六昆に在て義兵を催す處に、國使六昆に至てこの事を糺し、大泥、六昆二ヶ國を召放すの旨いひ渡し、城を請取らんとして、却てラインか爲に討殺さる、依てライン義兵を募り、近國に牒し合せ、近日この國へ攻入らんとするのよし、その沙汰有ゆるに、我々此地に在ては必内應せん事を恐

れ、兩人を呼寄、命に隨はずんは打殺さんとの事なるへし、然る時は、往も大事、往ぬも大事なれば、よく謀を定め、兩人心腹を示し合され然るへしとて、日本町にある處の頭分のもの、并思慮あるへきものともを招集め會議しける、そのものともには、金屋源三郎、大坂屋助作、錦屋市郎兵衛、岸部屋九郎右衛門、岸部屋甚三郎、谷久兵衛、今村左京、山田仁太夫、山田仁兵衛、兵法者有賀門太夫、能太夫、速水又三郎、智原五郎八、自注、この智原五郎八、後に入道時へ歸る、この書の作者にして、日本町右のものとも會合して、相議して云、船頭二人を城中によふは、人質に取置時は、日本は義を重んずる國なれば、我々二人を見殺にして城をはせめまじ、然れば兩人に説て我々をも段々城中へ呼入置、ライン來時和睦など云て事を寛くせば、日本人の城中にあるを以て、急に城をせめ伐へからず、この間に國軍を召集、ラインか後を討せんとの謀なるへし、然は往へからずと云へども、往ずんは急に都兵を以て、この所を攻討ん、所詮殿りを備へ、此所を引拂ひ船に浮む用意あるへしといふ處に、又城中より使來りて、船頭早

く來るへしと使四五度に及ひければ、庄左衛門、忠兵衛議して云、如此度々使を得て往さるは臆したるやうなり、逃去かたき此所、爰にて討死するも同じ事、今出したる武器を率して城に入らん、城中に鐵炮の音せば、我々の最後と思ひ、志あらん人々は、城に打入討死し、日本人の武名を揚給へといへば、各勇み進んで、死なば一所を馳付へし、とく城に入給へといへば、庄左衛門、忠兵衛、鐵炮二十五挺、弓十張、鎗十筋を隨へて城に入る、總元締平右衛門は、日本町に兵を調へ、城中の矢玉の音を待居たり、去程に、船頭二人城に至り、召に應じて參るよし、中門よりいひ入れければ、カウハム渠等兵具を攜へ來ると聞て大に驚き、官人を出し難して云、汝等武器を攜へ來るは何事ぞや、船頭曰、ライン六昆に於て君に疑はれ、兵伏に及び、國使を討取と承る、われも日本人なれば、ラインに同意するかと疑はれ、死を賜ふ事もあらん歟、然らば日本人の作法最後の戦、花々しく討死せんとの覺悟なりといへば、カウハム彌恐怖し、官人を出しいはせけるは、ライン六昆に兵を起し、且勅使を討て狼藉に及

ふ事は、官軍を以て征伐あるへし、汝等か事は、日本に歸るへきものなり、然れどもこの所に在ては、ラインに内應の疑なきにしもあらず依て借地日本町を差上、速に日本に歸るへし、但、日本船を渡しては、働き自由に、海邊狼藉あらんか、依て、日本船は不殘此方へ差出し、當國の大船六七艘を以て、交趾邊迄送るへしとなり、庄左衛門聞て、日本町の地は元より借地なれば、命に應じ差上へし、船の儀は我々の船にて候へば、得こそ上申まし、其上今引替て、乗駒ぬ此國の大船に乗込、何とて日本へ渡海なるへきや、只日本船を以て歸國すへしといひ切て、城を出たるに、留むるもの一人もなし、兩人日本町へ歸て、右の次第、岩倉始同友共へ語りければ、何れも大笑し、扱々無用の事に兵具を調へ、死を極めける事よ、然れども永く留るへきにあらず、近々に引拂て日本へ歸帆すへしとて、段々荷物を仕舞ける、かゝる處に、暹羅女王より令して、日本町のものとも引拂ひ、日本へ歸るへきに極るの間、向後日本人一人も城中へ入へからず、若忍入るものあらば、重罪たるへしと觸れけれ

は、總元締岩倉平右衛門、此むね領掌して船頭中へ申送りける、抑暹羅の王城といふは、國都入津の湊より城中へ巡り入川あり、城の外郭は町をも構の内へ圍み入、その外は外國より來る船かゝりの宿を借す、町屋數十町あり、日本町もこの内に一郭ありて尤城外なり、城の外郭大にして、練堀に揚土門數ヶ所あり、又入津の大河あり、是も外郭の堀通りには橋を仕かけ、橋の上は廊下のごとく家を作りて、多門のごとく兩壁に石火矢窓あり、二の郭も亦かくのごとし、官人家屋相交り、本丸は王城にて、人の出入を改るなり、依て常は二の郭迄も日本町の者共往來せしを、この度改て外郭へも入へからざる旨の觸なり、然るに長崎五島町の者に源藏といふ男、忍んで遊女町に遊ぶ、是外郭の内なるゆゑ、中官下官集て捕へんとす、源藏脇さしを抜て、即座に四人切ころし、九人に深手負せて逃去る所を、漸漸と源藏を討留ぬ、翌日官人日本町へ來りて、夜前源藏法に背き城中へ入ゆる、官人をして捕へんとする處に、却て四人を切殺し九人に手負す、源藏を討留けれども、又外に十三人解死人を出すへし

となり、平右衛門答て云、源藏一人入て死罪にあへは、頃日被仰出通にて申分なし、源藏に討れたる人々はその面々の不調法なり、解死人に誰を指して出すへきや、向後かやうに思召さは、日本人狼藉せは、一人に付何人つゝ、科に行はんとこの條目を出さるへし、さあらはこの方にも組を立、その人數を出すへし、この度は此定なければ、解死人に出んと申ものなく候と返答す、時に此頃、孟留國より大將誇亞インルといふもの、暹都に信使として來り居り、日本町へも賣買の事にて度々出入しけるか、この事を聞、總元締岩倉平右衛門并船長共を諭して云、各にはこの度、兩度まで女王の官人に向て雜言せられしよし、只今迄借地して年久しく居られし上は、國王は地頭なるに、命に背くのみならず、兵具を帶して城に入、悪口せらるゝ事、日本の地頭ならば片時も待す罪せらるへけれども、天竺は柔和の風儀、殊に當國は女王なる上、大臣カウハム志弱きゆゑ、如此手延して置るゝとも、定て官軍を募りヲインか來らんに備へ、且は各を刑せんとの謀なくんはあるへからず、先々日本船を獻し給へ、我取持

て能々計るへし、天竺銀を貴む事甚し、後に銀を以て貰ひ返さるへしといへは、日本人その理に服し、先カウハム方へ使を立て、先日の罪を謝し日本船を獻すへしといへは、カウハム大に悦ひ是を許して、日本船三百餘艘受取らしめ、廊下橋より引入、城内の船倉に納む、その後、孟留國のインル取持て云、日本人當國の大船に乗事を得ず、銀を以て獻する所の日本船を給て出船せんとの旨、利害を以て説ければ、カウハムも今大分の銀を獻せば、去年より打續たる物入を償ひ、かつたごへ日本船にて歸るごも、かくまで氣を折り歸らん事を思者ごもなれば、何事をも仕出さまじと思ひ、この旨を許容しける、インル日本町へ行き、これを告て相談し、銀三百目を一斤として、七十斤を獻納すれば、日本船三百艘を船倉より漕出し、日本町に繋ければ、日本人も大に悦ひ、この地を引拂ふて日本へ歸らんとす、しかれごも六昆逸比留に在るものごも妻子男女、上下七十餘人捨難きものなり、先これを送り届て後日本へ歸らんとて、悉く日本町を引拂ひ、一物も殘さしと船積の用意頻なり、去ほとに、暹羅女

王の二年は日本の寛永十年に當る、この年の二月十九日、日本人は大小三百餘艘の艦綱をこき、大湊へ漕出す、このとき舊年より呼集たる暹羅の軍兵ごも、陸地に見物して居たりけるか、日本人速に自國に歸るへきに、ヲインか從者の妻子を引連行は、全く六昆へ行て、ヲインを導引して、再び當國へ攻きたる謀なるへし、幸に集居たる官軍なれば、追かけて打留よごの命を受て、數十艘漕連れて追掛けたり、日本人はこれを見て、すはや敵船を出して打留んとするを、ごく漕返し討死せよ、ごものかれぬ戦ひに、見苦しき振舞して神國の名を落すなご、たがひに呼び船を返し、船軍の備を立る、總元締岩倉平右衛門は、兵法者有賀門太夫に兵を配らせ、今村左京と談して、木綿帆をこごこ横に張て船幕に廻し、敵の矢玉の留るために、船ごこに張らせ、所々を押捲、大石火矢大筒を繰出し、敵船矢頭近付を待かけたり、暹羅船うち寄て、石火矢五六十挺を放ち懸く、日本船よりも同く發しければ、雷鳴のごとく黒煙波の上に横はる、この隙に有賀門太夫馳廻り、早合を以て石火矢大筒を繰廻

し、先に立たる暹羅人を犇々とうち倒す、總元帥平右衛門、船屋形に取上り、今村左京を呼て、いさひといさみもみ立られよといへは、有賀門太夫は猶も石火矢大筒小筒三段に入替々々、玉薬を惜ます打立、敵を打碎く、左京は老武者なるか、我關ヶ原の大合戦より、大坂鳴野合戦にも、手に合て見たれども、船軍といふはこれか始てなりと、長刀を持って踊上り、左京こそ一番に討死するそと、人を勵しければ、金屋源三郎、大坂屋助作、錦屋市兵衛、岸部屋九郎右衛門、同甚三郎、谷九兵衛、山田仁兵衛、同仁太夫、速水又三郎、智原五郎八等得物を把て、船の艦先に出立、大筒小筒入替々々打立させ、船三艘打沈む、敵船よりも石火矢をうちけれども、帆幕に玉を請流しける故、日本船にはさして怪我もなし、稀にあたりて死するものありといへども、屑ともせず、早く死するを手柄とし、頸に大筒打ほどに、餘火帆幕に燃付を、刀をもつて切破り捨ける、折ふし濱風烈しく吹て、火炎ともに敵船に飛か、れは、暹羅人これをさげんとする内に、船底にある鹽硝瓶に火入、霹靂一聲震動して、數十の大船

皆裂て、暹兵火に飛され、水に死するもの數をしらす、殘兵漸々船に移りて陸にのかれ上る、日本人は只事にあらず、偏に日本の神靈加護なさしめたまふならんと船を廻し、歸帆せんとする所を、廊下橋の窓を開き、石火矢數十挺打出す、其間遠ければ玉は届かず、味方の船は帆幕の楯を頼み、廊下橋に漕近付、廊下を的に大石火矢を放ち、その屋根を打崩す、暹羅人たへかね櫓より出てにけ退く、味方の勢は大敵を不思議にのかれ、兎角して船を沖へ漕出しける、この間暹都より召に應して、きたり集る軍兵の内に、ヲアシノギといふもの、後れ馳に暹都にきたり、日本人退口船軍に、暹羅人ともに打負たる様子を見て、女王へ奏しけるは、我射手を以て日本船をくひ留へき事、掌の中にあれども、官船大半損失し、殘る船は沖に浮ひたれば用立かたし、今南蠻の黒船かかりて、幸湊口にあり、これを借て日本人一人も殘さず海に沈むへしとて、黒船を借て六七十人取のせ、ヲアシノギは船端に打乗、士卒に鍵を持せ、石火矢を發して日本船へ打懸る、日本船には帆幕を能調へたれば、矢玉これになやまされて、内へ

は貫かされども、態と漂ふ體をなし、敵の玉薬を詰替るを待居たり、すてに數挺の石火矢をうちらひぬと見てければ、日本船進み出、大筒小筒を以て船を矢頃近付て、選みうち打倒せは、シノギ肝を消し、一番に小船に乗て眞先ににけうせ、士卒も小船に取乗り逃んど迫合ふ所を、石火矢七挺を以て、黒船を難なく打沈め、今は湊に敵一人もなかりなれば、日本人を吟味するに、死したる者四十三人手負は算ふるに暇なし、しかれども名ある者は堺の彦太夫一人死したり、斯て湊を出て、順風に帆を揚、六昆に至りて、ヲインにこの由を語れば、ヲイン聞て大に感し、悦ふこと限なし、且相從ふものどもの妻子ども、無事に對面すること、偏に各の情也と悦ひ、この上は一日も早く暹都へ攻入て、君父の仇を報すへしとて、ヲイン檄文を傳ふる所に、大泥國は未だ年の明さるを以て延引し、六昆國のものども三十四餘主も、元せ六昆國主に會合して云、暹羅王は數代我等屬する所なり、今ヲインに従ふも暹羅王の下知故なり、しかるにヲイン日本の胤にて、暹羅に背きこれを討んとするは逆臣なり、何

を逆臣に與して王都を討んやとて、たちまちヲインに背き、國兵を集てヲインか城をせめんとす、ヲインこれを見てすこしも屈せず、手勢を勝りて、日本人を將として、城を出て大に戦ひ、六昆勢をおひ捲りければ、寄手たへかね、右往左往に逃げ散たり、すてにその日も暮ければ、ヲイン明日はいよいよ國兵を攻伐て、再び歸服せしめんといふ所に、國勢遠里に烟を燒こと甚し、ヲイン斥候を出し、様子を見するに、候士歸來て云、敵兵は大泥、豈牛、羅宇茶宇、其外暹羅よりの檄文に従ひ、諸國より追々來る兵、凡三百萬も集るへしとの沙汰といへは、城兵どもは聞怖し、暹都にて先に仁左衛門か召抱たるものどもは皆落失、或は敵へ降參し、今は城中に殘る兵とては、日本人計となる、かくて跨亞ヲインは城中の人數減したるにも氣を落さず、將士を呼て云、この體にては最早軍もかなふへからすといへども、某大軍引受て花々敷合戦して、日本人の武勇を外國に殘さん、各魂をこゝにとめられよ、我明日討死すへしと下知しけれども、城兵敵大軍と聞て夜にけしてと、まるもの少し、依之ヲイン

は再び下知を改、我明日討死せんと思ひつれども、餘り小勢に成ぬれば、先この城を開て外國へ落去、かさねて謀を廻すへし、各も妻子引つれ心々に落さるへしとて、心服のもの僅に十六七人を誘ひ、隣國東埔寨國へと志して城を出、途中より逸比留の城代大塚十左衛門方へ使を以て、右の趣告しらせ、志あらんものを曳て、東埔寨へ引退へしと云遣し、東埔寨へそおち行たる、このとき和朝の人々散散になり、諸所より乗船して南海へ出るものは兵難を凌ぎ苛くして、漸く暹羅の屬國の地をはなれ、占城國、交趾國の地より出て、日本平戸へ歸着せり、去程に山田ヲインは六昆を落去、隣國東埔寨國王は、父仁左衛門時より好友の交たるを以て、是をたのみ兵を借て、暹羅を討んと思ひ、東埔寨國へ入る、このとき先の國王はすでに卒去し、次男國王となりしを、其兄これを奪はんとて、合戦度々に及ひしかども、國王毎度利を失ひ、今は亡ひんとする折節なれば、ヲインか來るを悦び、ヲインを留て兄と戦はしめ、利運におひては、其兵を以て暹羅を討しむへしと約諾す、依てヲイン軍兵を領して、し

ば、戦ふといへども、弱み切たる味方なれば、遂に軍威振はすして、ヲイン戦負こゝにて討死す、相從ふ兵士には、大塚十左衛門、今村左京、明石舍人、明石十太夫、後藤又六、山田仁兵衛、速水又三郎等、死を等しくしけること誠に憐へし、これよりさき、日本町を引拂ふとき、日本の八士、檀林山ロウトウ精舎といふ寺へ參詣し、歸道にて官軍に出逢ひ生捕られけるか、ロウトウ精舎の住僧の願ひに依て、命をたすけ座敷牢へ入る、ときに暹羅の南海千里向に呱呱國といふあり、日本人歸國して日本町、空虛に成たる事を聞傳へ、大軍を起し船に乗て、暹羅の表辨伽羅海に入て、直に暹都を攻んと窺ふ、カウハム大に驚きて云、南人日本人をおそるゝ、事猛虎のことし、今日本人實になき事を聞かば、速に入て亂賊せん、先日さらへ置し日本人を出して南人に備へ、南人歸らは渠等を免し歸さんどて、ロウトウ精舎の住僧を呼て、この事を謀らしむ、八士聞て云、今官軍に日本の甲冑をさせ先へ備へ、我等次に從ひ、且大象八疋を借したまは、出て海賊を追ひ返すへしといふ、カウハム悦ひ、兼て日本町より求置

たる甲冑、且引拂ふとき残したる武具を、彼是七十人餘に着せ、日本兵に拵らへ、其ほか都に在合官軍合て五百餘人を出し、日本の八士へ渡す、八士は大象八疋の背に掛たる櫓ごとに、大石火矢二挺充載せ、この後に一人つゝ、打乗り、左右に日本仕立の暹兵を立て、眞先に海面に押出し、呱呱船に相望む、自注、象の背中に石火矢を載たる事は、野間の合戦なごのとき、急に石火矢を拵へたきをもて、簡様のこき用ゆへきたために、兼て天竺の人ならはせ、去程に、斥候を出し其見積りの所を的にして、乗せたる象の背中より、大石火矢を切て放ては、敵船微塵に碎て沈みけり、呱呱の大軍これに驚き、船を廻らし本國に引去けり、斯て八士は暹兵卒して城へ入、右の次第を申ければ、カウハム大に悦び、合力の品をありて、官人とならんと思ふものはと、まるへし、日本へ歸らんと思ふものは返すへしとを申ける、これより暹羅國靜謐に成けるか、間もなくカウハム大病をうけて死し、女王もも續て病死せり、臣下相議し、初め出家となりて、久留園精舎に在し先主の弟を迎へて、國王となし、代代の國法に立歸れり、暹羅國風土軍記、暹羅國山田氏興亡記、本博多町の乙名山田仁左衛門といふもの、暹羅國

に渡、六甲といふ所を打したかへて、終に其國の主と成て、再び歸朝せず、今に其子孫其所の主と成居しとなり、暹羅國に渡しときは、日本人三百餘人渡居し所に、仁左衛門も渡海して、暫く日を暮し居けるに、或とき暹羅國をアワ國といふ所より、按ずるに、記せしは、本谷久左衛門、其事蹟を混淆せしむ。甘萬餘騎にて攻來るよしなり、暹羅王聞召、日本人をまねき寄、日本人は刀劍の術に手強き者の由承る、此度の大難凌ぎくれましきやどの事なり、このとき仁左衛門進出、我等どもは日本町人商人の類にて候へども、凡三百人餘この所に渡海罷在候へは、甘萬騎にても百萬騎にても、我等に任せられは手いたく戦ひ、二度攻來らざる様に致すへきと言上申せば、暹羅王限なく悦ひ、いよく頼入よしにて、請合けり、仁左衛門下知致すやうは、アワ國はこの國より、またく暖國のよしなれば、具足は鎧ひ申まじ、赤裸にてこそ責來るへし、我々隨身をかためて鎧ひ出立へしと、軍議定相決しけり、夫より日數間もなく、責來る由にて出迎しに、按に違はず、腰より下計木綿のやうなるものをまき、腰より上は裸腹にて、先陣の者ども皆黒

坊なり持ものには、山刀、斧のやうなる類なれば、日本人は身を鎧ふて、刀、脇差のきれもの、仁左衛門は正宗やうの刀にて渡合戦ければ、先手のものとも散々に切伏られ、死するもの數をしらす、其外右往左往に逃散けり、このとき暹羅王は象車にめされしに、本土の家臣は履を踏み足重く、遙に後けるに、日本人計は王と一所にハンテリヤといふ所まで追行、勝軍致せしなり、暹羅王殊の外なる喜悅にて、仁左衛門を六甲の城主となし、其外三百餘人の者とも、夫々褒美賜りて、仁左衛門の組下に仰付けられるとなり、六甲は日本九州よりは廣き國なる由、六甲一國の主となり、日本いんちんと尊敬せられて、代々相續ありしとかや、長崎記、長崎事始細見録、門を長崎本博多町の乙名なりといひ、また、其子孫連續すあるは、こゝに誤りなり、この書、仁左衛門を駿州わらしなど云所の民、仁左衛門と云者あり、生質才器膽略ありけるか、日本の中にては、させる立身も成難しと思ひ、シャムロウに渡りて國王に仕へぬ、國王の弟謀反を起し、王位を篡んとして甚危急なる所に、仁左衛門義を唱へて亂を撥て、殘黨まで撃平ければ、其功に由て長臣となる、後には隣國

を責取、勢漸く盛にして四方これをおそる、此とき謀を以て、ロソン舟を乗取たる事あまたなり、ロソン舟は、かんはんと云て、四五寸計の角木を用て格子に組、舷に一面に敷渡し、敵其舟に乘移るときかかんはんをひたくとおろし、かけかねを以てこれをしめ、其かんはんの格子に組たる間より、矛を以てあげさまにこれを衝、これに由て戦利あらず、仁左衛門灰を器に入、手々に持せ、舟に乗ると均く其灰を振下せは、眼に入て仰き見事能はず、大斧を以て忽かんはんを伐折、これより大に利を得たり、仁左衛門シャムロウにては、名をオツブラとあらたむ、一度日本に歸朝の望あり、銀千貫目の貯なければ能はずとて、これを聚む、其時は日本人シャムロウに渡海するもの多し、生國の者なればなつかしきとて對面するに、左右に衛士を置て劍を持せ、シャムロウの衣服を着て座す、其體嚴重なり、終に病死して歸朝の志達せざりき、碎玉語、止戈談、叢燈前夜話、山田仁左衛門か事跡、駿河志に云、駿河の國府馬場町に、山田仁左衛門長政と云ものあり、父は紺屋仁左衛門と云、常に武機軍學を好み、いつの頃か、駿

華より兵を興して暹羅を襲ふ、木谷奇計を以て伐敗る、功を以て封を受く、長崎記録

河府貨物の用にて、年々長崎へ往來する町人と同伴し、長崎へ至り、夫より暹羅國へ渡りて住居す、其時に彼國隣國と争あり、國王の名をランブウと云、長政か器量ある事を知て、相親しみ約し、戦争の謀を長政にはかる、長政奇才あるものゆゑに、彼國の人を日本人に仕立、武器までも日本様に取拵へ、日本より加勢到る由を唱へて、長政大將として、隣國と合戦し勝利を得る、因て國王長政をして嗣子として、女を以てこれにめあはす、一度歸朝の願望ありたれども果さず、其後毒殺にて害せらるることなり、また駿河淺間詣に云、馬場町は山田仁左衛門か産所なり、天性不敵の男にて口論に長し、相手餘多を殺害し、今は本朝に通るへき地なしとて、天竺暹羅國に渡り、計略を出して神象を作り、彼國を責取、終に王子となり、アンピラ大王と名乗しとぞ、また仁左衛門か事、宗心か渡天の書に載たり、いはく、天竺に山田仁左衛門と云ものあり、暹羅一國の王なりと云々、また日本伊勢山田御師の手代と書たるは、非なるへし、當府の産なること顯然たり、國學、忘具、和泉の木谷久左衛門、渡海して暹羅に在しとき、亞

通航一覽卷之二百六十七

暹羅國附六昆部三

○渡海

元和の頃、長崎の人井上太郎兵衛船主となりて、しばしば暹羅國に渡海す、寛永三丙寅年、また商船渡海す、此船、誰か仕出し、彼國の小王山田仁左衛門、常に本邦駿河國淺間の神社を信敬せしか、其軍艦戦争の圖を額面に畫き、此商船に託して淺間の社頭に納む、享保年中、江戸に召寄せられて台覽あり、天明八年焼失して、今はたゞ其寫眞を社頭に留むといふ、山田仁左衛門紀事に附せし淺間社奉納額圖といへる圖あり、即彼摸寫なり、別冊子に收む、併せ看るべし、同年十月十六日、角倉與市が商船を渡せるとき、播磨國高砂の加古郡に船頭徳兵衛、その船中の書役となりて渡海し、同七庚午年十一月十四日、ヤンヨウスか船居の阿蘭陀人なり、渡海の時もまた渡海せり、はしめ此國に入んとして、流砂川に臨めるとき、山田仁左衛門が城下にて、御朱印を改めしといふ、徳兵衛、後に剃髮して宗心と改め、大坂に住す、此もの記憶よくして、長崎より天竺までの道程、及びその國の風俗等を、寛永四年に書出せしもの、題して天竺徳兵衛物語といふ、その冊子荒唐に渉れるものは裁略し、有名の書なるをもて姑く存す、

れども、其記事悉く信すべからず、この頃、此國住居の日本人看る人宜しく斟酌あるべし、種、凡八千餘人に及へりこそ、

長崎磨屋町満尾七左衛門をば、賀井上太郎兵衛と申者、七十年程以前に爰許に罷下、按するに、こは眞享七十年前は元和、元年の書上なれば、をばと夫婦に罷成候、其砌、かびたん仕、數度暹羅に罷渡、彼地に而相果申候、其後又夫を持申候得とも、終に實子無御座、是も當地にて相果申候、其後後家に而罷居候内に、七左衛門養子に罷成候、をば親者中島甚右衛門と申候、十三年以前にをばも相果申候、眞享長崎奉行書上載、満尾七左衛門書上、寛永三年丙寅の比、商客又彼國に至る時、山田おんぶら五屬命して曰、我本國に在し時、駿州の總社淺間新宮は、靈徳崇く神威盛にましますは、日比殊に敬拜す、今猶他國に在ても、仰慕尊信する事厚し、故に今爰に來て、軍艦を造り戦争し、勝利を得し事も、日本神徳の冥護にあらずは、いかてか我軍功を成ことを得へんや、依て戦艦を圖し、繪馬に書て神殿に奉納せん、よろしく持去て我ために寄納せよ、標題の文字は、平田仁左衛門に按するに、これまた渡海在留の本邦人な附託して書せしむ、年月姓名倭朝の曆號を以

て、本國の姓名を記すべしとなり、平田氏諾して染筆す、倭商歸來の後、神殿に掲て國民をして見る事を得せしむ、今淺間寶藏にある異國軍艦の繪なり、山田仁左衛門紀事、一説に、山田仁左衛門は、生國駿河國なり、故に仁左衛門、暹羅より駿河の淺間へ繪馬を奉納したり、其繪馬今に淺間にあり、繪馬は大なる繪馬にて、彼國にて軍の體を書たり、名をば山田仁左衛門と記し有之、今は淺間の別當、寶藏に納て、所望すれば見物させける、甚た見事なる繪馬なり、又一説には、此圖は仁左衛門が立身して、入部の體なりともいふ、暹羅國風土軍記、駿河淺間詣にいふ、山田仁左衛門暹羅アンピラ王となりし後、駿府の舊友商船に乗して渡天し、かの大王にまみえ、睦しく舊里を物語し、淺間の社は吾産神なればとて、己か軍の體を繪かきて繪馬とし納めぬ、其表に曰、奉納依立願諸願成就令満足者、當國生、今天竺暹羅國住居、寛永三丙寅歲二月吉日、山田仁左衛門尉長政、己か姓名は自筆のよし、享保の比までは社中にありしか、玉殿多く破損

し、雨露の災を憂て、今は表具して御寶藏に納め、神主新宮兵部方に預れり、表具堅六尺四寸五分、幅二尺六寸、上下茶緞子、中縁空色緞子、一文字白地の金入、金地彩色繪軍船一艘、日本人乗たる體なり、一枚の額を割て二幅となす、又云、長政は淺間の社産神たるに就て、開運し軍船の圖を繪馬として、暹羅國より寛永年中奉納す、右の繪圖年認、ともに長政自筆のよし、この繪馬の事蹟達台聽、享保中江戸へ召くたして上覽あり、其後天明八年申十一月五日淺間の社炎上の節、此繪馬も災を免れず灰塵に委す、寛永元年淺間の社司新宮兵部、予か茅屋に訪來りいはく、去申年の炎上に、堂社珍物の繪馬も焼たり、この繪馬は、有徳院殿の上覽に備へし物故、神寶同前なりしに、寫しを仕置たるものなし、残念なりと悔み語りし故、予寶曆四甲戌年駿河に在しとき、其先考左近にはかりて、彼繪馬を謄寫し留置たりとて、取出して兵部に與へければ、限りなく喜びて、夫を謄寫してまた社頭に留むるといふ、國學志具、某年、駿府の商賈某といふ者の船颶に放たれ、暹羅

國に漂着す、其地の有司これを國王に告ふす、國王命して漂客の謁を受むとあり、有司客と伴ふて國府にゆきて朝謁す、既にして暮夜又宮裡に召し私に見ゆ、王座をすゝめて曰、汝吾をしれりやと、答曰、不知と、其言語我國に同じ、はなはた怪しと思へり、王曰、我はもと日本人なり、汝か郷里馬場町にありて、山田仁左衛門といへり、某の乗船昔日風に放され、漂流して此國に到る、汝か今日に同じ、時に此國隣國の仇あり、先王曰、汝日本人吾兵の援となれと、對曰、諾しかれども此國の隊伍、日本の兵の節制あるに不及、こゝにおいて策して兵謀を獻す、國王諸大夫然りととして、我を大將軍に任す、則仇を撃ちこれに勝ぬ、其戰ふ毎に勝ることなし、之を以て上下みな我を賢なりとす、先王娘あり、我に許し嫁し、嗣として國を譲らる、この故に、今國王となれり、既に汝を見るや、郷情頗りなり、親戚の念を發せり、幸こゝに止る事を得は、家を富し位を貴くしてんと、答曰、豈はからんや、今日此事あらんとは、況や富かつ貴きをや、實に千載の一會なり、然りとはいへども、故郷の親を忘るに

忍ひす、願ふ所は、歸帆する事を得は、再造の深恩なりと、王曰、汝か言理あり、姑くまで、吾兵を率ゐ敵に克の體勢を以て圖をつくり、これを淺間の社頭にかゝけ、郷黨を忘れざるをしるし、武のなる日本の義氣による事を顯はさんと欲す、圖既になれり、王自姓名を其後に書して是をあたへ、尙懇到萬千ありて纜を解、既に駿府に歸り、其畫を掛る事王の言の如くす、祠宮久くして朽廢せん事を恐れ、これを藏めて祕せり、某氏駿府に在し日、是を請て描せり、餘この比、又その模する所のものを寫す事を得たり、故に嘗て听ける所を以、其後に書すといふ、暹羅國山田氏興亡記附錄○按するに、此奉類を漂流人に託せしといふは、此書のみにして他に所見なし、恐らくは誤りなる

播州高砂船頭、異名を天竺德兵衛と申者、生年十五歳より天竺へ再三渡り、尤手跡成候に付、長崎より唐土天竺の道法寫し申候、

一長崎より女島男島迄九十六里有之、女島男島よりタカサガンへ六百五十里有之、タカサガンと申は、一國の長さ七百五十里、此國の都より十三里程按するに、異本に二十三里、ウクラダケンと申島二つあまた八十三里に作る、

り、是迄は日本を南へ走り申候、タカサガンより六百五十里西へ走り候へは、カントウの口天川と申所を見渡し申候、此天川の底の深さ九百八十尋有之由、此所の海すくれて深く、碇も中々卸されす候よし申候、此所より南の方に、大クルスと申星出申候、此所までは日本の北はかりの星見え申候、大クルス小クルスとて、星二つ有之、

一天川より三百里南へ走り、ピヤウの鼻と申所を見申候、是は南京の境目の鼻なり、又三百里西の方へ走り候へは、カウチのトロンか嶽と申へ走り、此所より大山見え申候、是は達磨の誕生の所なり、これより南の方へ走り候へは、チャンバの國ロウと申島あり、又南へ四百里走り、カボチャ、ホルウン、トウローと申島有之、是より南へ二百里走り、シヤムのイモシマと申島あり、これより八百里戌亥の方へ走り候へは、マカダ國流砂川の口なり、長崎より三千八百里按するに、摩揭陀國は今の暹羅、暹牛兩國の地にして、往古の國名なりといふ事、首卷に辨す、

一シヤム國流砂川の川口より三里川上に、ハンテピヤと申城有之、此所にて日本の御朱印改候て、マカダ國の王へ早船にて上げ申候、

一ハンテピヤより二十七里川上により、ヒソウと申城あり、此所空海と文殊の智恵争ひありし所なり、是より二十五里川上に都あり、大海と申所なり、流砂川の川上へ七十五里有之、

一テピヤタイと申寺あり、昔須達長者の屋敷跡なり、シヤム一國の長者なる由、テピヤタイより町つゞき七里行て、長さ二十里宛ある堂三つあり、自注、日本の四十二町なり、本尊釋迦堂南向あり、又一體十里は百二十町なり、本尊釋迦堂南向あり、又一體は座像なり、此堂は北向なり、また一體は涅槃像の佛なり、如來の小指のたけ三間半あり、是にて佛の像の大きさ、御つもりなざるべく候、堂の柱一本の大きさ、五人にて手を組合せ廻り候へども、三分か一にて候、軒下に幅八間つゝの町三筋あり、釋迦堂町といふなり、三體ともに御同作なり、大佛なり、貴賤立願に箔を附け上申候ま、金體佛の様に成申候、高さ二十里にて、マカダ國の海上より見え申候、此外に山と申は見え不申候、

一都より四十二里川上に、靈鷲山、高さ一里、幅八町、長さ十六町餘の由、大なる岩あり、此岩の上にて、釋迦御說法ありし所と申候、都より四十二里の

間に、三月より四月まで市たち申候、此處より四十三里上に、座禪石とて石あり、高さ三十二町有之候由、此石流砂川の中おほひかゝり申候、又二里川

下は恆河川の川口なり、按ずるに、華夷一覽志によるに、恆河は佛書にいふ所にして、今は安

河川の長さ千二百里、又流砂より七十里川上に、大海と申都あり、是まで唐船参り候へども、此上へは罷成不申候由、流砂川の上下往來、八年ふり程にて上下いたし候由、此川上はダンドクセンにて候よし申候、

一チャロクコン、ヒツピルと申都より八百里餘、ジヤガタラと申所より皮類色々出申候、蛟も出申候、マカダ國の内にて候由、此より未申の方に南蠻國あり、戊亥の方に、阿蘭陀、イギリス、スイスイ、クハンニヨロ、鞆國へ續き申候、

一靈鷲山の廻りに生えたるタラヤウの木葉、毎年一車つゝ出申候、播州高砂の十輪寺と申寺へ、右のタラヤウの木葉、佛在世の時御説法の開書を、御弟子たちなされ候由文字の有之を、テビヤタイ

五里あり、パンリか瀬の末は、ジヤガタラの入口なり、

一マタガの領内マキモウル、サントメといふ所、都よりの間千里宛、サントメ迄は三千里あり、皮類織物色々出る、此所極めて暑き所にて、いづれも土車にて歩行いたし候由、

一マカダ國に、ヤシホといふ菓子あり、梨子のこごくなるものなり、ヤシホを二つに割、内に水三四合計有之、此水もろくの毒を解し申候、ヤシホの皮半分に米四合程入て、銀一匁に六十杯宛賣申候、

一キヤラ山は、天竺のチャロク山のキヤラ山と申て、此所より大分に出申候、獸類、虎、象、獅子など多く御座候、象は國王の象部屋とて拵置申候、象の面に鍵を打立牽廻し申候、水など飼申候、面の疵は星の出るを見て癒申候、

一水牛は有之候へども、牛は無之候、日本の馬の如く百姓遣ひ申候、

一マカダ國の山も、キヤラ山に御座候、八月より切り、明年の三月の比、上の皮をまくり、あしき所は

の長老にもらひ参り候、是は私を雇ひ申され候前橋清兵衛殿旅宿の亭主、木下六右衛門と申人の妻は、長老の妹智ゆゑもらひ申候を、一葉申請當寺へ上申候、六右衛門は元日本人にて、ハンテビヤの御番衆にて御座候、日本にての三百石程の充行のよし、天竺にて侍の位は、大納言の位のよし申候、

一天竺へ渡り候は、寛永三丙寅年十月十六日長崎福田出船任、按ずるに、下文によるに、翌卯年三月三日に、中々三マタガ國流砂川、ハンテビヤ迄参り候、中一年逗留仕候て、三年目辰四月三日に流砂川を出船いたし、其年の八月十一日長崎福田へ歸着仕候、

一其後参り候は、阿蘭陀のヤヨウスと申人の船を借り乘渡り申候、ヤヨウスは長崎にも屋敷有之、日本の知行千石下され、江戸にも屋敷有之由、人数は三百三十餘人乗組渡り申候、私十九歳にて渡り、二十一歳にて歸り申候、十九歳の十一月十四日に福田を出船申、明る三月十八日に、中々三マカダ國へ着申候、其明る年八月十四日長崎へ歸着仕候、

一パンリが瀬と申候は、南京と東京の間境目ビヤウの鼻と、パンリが瀬と毛抜合せの鼻なり、此間十

マナパンジンと申候て、眞のよき木をキヤラと申候、

一珊瑚珠は、流砂川の口、恆河の口に御座候、一マカダ國に松は無之候、紫檀、黒檀、梅檀の木御座候、竹は大分御座候、太さ三尺程も御座候よし、葉細くツツ木のすいの様に御座候、節の間二三尺計御座候、小家の柱引物にも用申候、

一疊は籐むしろを仕候、又人柄は日本人よりせい高く、生付けたかく、男は耳より下を剃、女は上に髪を置、キヤラの木より取たる油を用ひ、身にもキヤラの油をぬり、髪はからわげにて結び申候、單物縹袴の様なるものを着用いたし、前におりたるを取て、後にさげ帯の様にして、上に十徳の様なるものを着申候、男はヒツトクと申て、庖丁の様なる物をさし、天冠と申て上下ともに冠をかぶり申候、上官は印子のやうらくを下け、下々は眞鍮の璣珞を下け申候、

一總して出家は、女人の通りたる道をは通り申さす候、男の通り申候を待て通り申候、よけ道に出むかへ、チャカチャカと申て十念を仕候て通り申候、

チャカとは釋迦と申す事に候、

一金銀は、灰吹金目を極め遣ひ申候、

一米は春植付、三六十月と三度に取申候、穂を残し

度々にかしらを摘み申候、藁は七尋五尋三尋御座

候、俵は籐をへぎ、繩にもいたし候、

一麝香犬は鐵砲にて打申候、又似たるもの御座候、

名をヒホウと申候、これゆるヒホウの死をすこと

申候、何の役にもたぬものにて御座候、麝香は坪

へ入置土に漬、時過て用ひ申候、

一孔雀は、家々に庭鳥のやうに飼申候、

一鳶鳥の内、鳥は皆白く御座候、鳶は日本と同じ、

一天竺に山田仁左衛門と申人有之、是はシヤム一

國の王なり、按するに、仁左衛門は小王となりしにて、國の王たりしにあらざるべき事、前卷に辨す、日本

よりの御朱印を、此仁左衛門改申候よし、伊勢の山

田の御師の手代、江戸へ下り不埒なる首尾に付、缺

落いたし、シヤムの出船に乗り、彼國へ渡りしか、

折節戰國の節にて、加勢いたし、此者才覺故手柄致

し、國王の聲になり、ナヤガラホンランブウと申

候、自注、ナヤガラホンと申は侍大將なり、ナンブウと申は位にて左大臣の格なり、○按するに、別本には、ナヤガラホンを、ナヤガラホン 日本よりは、傘、蚊屋、扇子など持参いた

し商ひ申候、只今は堅く御停止にて御座候、角倉與

市殿商船、長さ二十間、按するに、暹羅國風土軍記には、長さ

詳ならず、横幅九間の船にて、人數三百九十七人乗、

暹羅國風土軍記には、船仕立渡海仕候、與市殿船頭前橋

清兵衛、大坂鹽屋道薫に出入大坂町年寄淀屋幸菴、

大塚屋心齋なり、私儀は清兵衛の書役に雇はれ参

り申候、水主八十人案内者なるを吟味いたし参り

申候、

右私儀、渡天之節者、長崎御奉行竹中采女正様御支

配之節に而、寶永四年九十六歳に罷成申候、八十

八歳に而髪を剃り宗心と改、大坂上鹽町に罷在候、

天竺徳兵衛物語○按するに、此他渡天記と題する書あり、異名同書

なり、また迷復記、翁草等にもこれを載せ、迷復記には末文に徳

兵衛八十八歳にて剃髮仕、法名宗心と申、其所之太守へ右の

旨書付候て差上候處、宗心一生五人扶持被下候事とあり、

寶永四年三月三日に當る日、徳兵衛既に、中天竺摩

訶陀國より流れ出る流砂河の口に到る、北川口迄

に、日本を出て海路三千七百里にてありけるとな

り、偕其河口へ船を乗込、川を上り走り行こと三百

里にして、波牟天亞といふ城下に到る、是にて日本

國の市船の極印を改る故に、奉行役人衆來りて、倭

國の募書を請取、早船にて摩訶陀國の王へ訴へて、

後に國へ入る、事を許さる、故に、漸く關所を開
て通さる、此波牟天亞の城主に、官名は於夜加羅保
牟といひ、實名は於牟不宇と名く、元日本人にて、
伊勢國山田の産にて、後に駿河の府中の淺間の前
の町に住居せし、山田仁左衛門といふ人なるが、暹
羅國へ渡り軍功あるにより、年を歴て此波牟天亞
の城主となる、是に依て日本の様子を能知りたる
故に、日本と天竺との通用をして、極印を取替して
往來を自由にするなり、別本天竺徳兵衛物語、
暹羅は、南海便よき所なれば、諸國の賣買船集る所
にて大國とぞ、繁昌の地なれば、日本よりも商を通
して往來する事年久し、故に慶長年中より寛永に
到るまで、關が原落の諸浪人、或は大坂の落人とも
賣人と成て、多く暹羅國へ渡り逗留す、若海賊強盜
あれは武勇を以追拂ふ、故に暹羅國王も是を調法
に思ひ、地を借して日本人を一郭に置、日本町と號
し海邊に數百軒の町屋あり、永く留るものは妻妾
ありて子を設く、故に寛永年中に至りて、居住する
もの八千餘人ありしとかや、暹羅國風土軍記、
暹羅渡海のものうち、六昆國にも赴きて商賣せし

もの、渡海の證は、首卷渡海御朱印の條にあり、されども、此國渡海
の御朱印は絶て所見なし、おもふに、こは暹羅城中の小邦な
れは、暹羅の御朱印拜賜のもの、往て通販せしなるへし、此國仕出し
の船本邦に來り、唐入此國にいたり、其産物を買求めて積渡り
しを、六昆船と稱せり、貞享元年六昆、及ひ隣國、琵琶に到りて、
船唐人共の口書あり、こに附載す、其寺塔伽藍を見たるもの數人あり、此二國の事、其年代を
附す。

暹羅國より三日路、北の方に琵琶といへる國あり、
此國には寺塔伽藍ありて出家も多く、佛法今なほ
むかしのしるしありといへり、又五十年前、按するに、
四年の撰なれば、五十
年前は寛文十年なり、長崎に甚兵衛とかや聞えし逸民
あり、若き比暹羅へ渡海し、佛在所を拜まんとて、
友人と二人中天竺に到りぬ、今は祇園精舎も礎石
のみ残りて、石碑も青苔にうつもる、唯むかしをお
とろくするしには、祇園精舎の跡より、四日を通る
道の程に、敷瓦一面に敷わたしたるか、いまに残り
て絶失さるこそ、佛の有様萬國の崇敬おもひやら
れたれとかたりぬ、この甚兵衛か物語り、或人聞書
して持ちたるを、一とせの火災に焼失ひしより、多
くのもの語り、世にしる人もなくなりしこそほろ
なけれ、今一人の友人は、はやく死して、甚兵衛は

長崎にて終りぬ、此外暹羅國へ渡りて、琶牛の伽藍に詣て見たりし輩は、長崎に多かりしか、今に皆夢となりぬ、長崎夜話草、

貞享元甲子年八月二日、十五番六崑船之唐人共申口、唐通事和解之内

一私共船之儀は、去年十一月廿六日に御當地より致出船、暹羅之内六崑と申所へ罷渡り申候て、當正月朔日に廣南之於洋中、恐風に逢帆柱を折申候て、船あやうく有之に付、無是非積渡り申候銅、其外之荷物共三分一程海へ捨、漸く風難を通れ、何卒廣南の船を寄せ申度存申候得共、左様之順風無御座候に付、俄に材木之長きを集め繼立申候て、帆柱に致し木綿帆をかけ、初めより志し起き申候六崑へと、船を乗申候處に仕合能、正月十三日に六崑の着津仕、則六崑に而帆柱を買調、今度六崑より六月朔日に出帆仕、同十八日に廣東の船を寄せ、何卒廣東之地より客共之荷物を積、責而去年より之損失之足しにも仕度存申候、廣東にも日數廿五日逗留仕、客共を相待申候得共、一圓私船へ乗申客も無御座候、然は順風時節もちかひ申により、無是非七月

十三日に乍不仕合も、廣東より出船仕罷渡り申候、依夫纒之荷物積渡り申候、一六崑之儀、別に相替申事も無御座候、亂隙之様子も無之候、他方より參候船ごとも無御座、私共船一艘計に而御座候、其外相替儀無御座候、華夷變態、六崑國の人は日本に來らず、唐人行て船仕立來るなり、華夷通商考、

慶安の頃、暹羅住居の日本人木谷久左衛門より、長崎にある弟の許に、許多の貨物を送り來たして、亡親追福の料となさしむ、寛永十二年異國渡海禁制の後、猶彼國住居の日本人より、日本の親戚に書簡音物の往復はゆるされしなり、其事異國渡海總括之部にあり、また長崎夜話草には、木谷某とのみあり、今前卷木谷久左衛門、亞華國の兵を破りし條によりて、其名を補入す、彼條併せ看るへし、

慶安の比かごよ、暹羅住居の富人、もとは日本人にて長崎の産なりしが、按ずるに、前卷に載る長崎記録に、和泉の人とあり、長崎の産といふの誤りなるへきは、則前卷に論ず、おもふに、生國は和泉にして、後に長崎に移りしものなるへし、父母の供養として、弟なるもの、許に土産の貨物數々送りつかはし、此價を費料とし、本蓮寺といふ寺にて、衆僧を集めて、法華經千部讀誦あるへしといひおこせしに、弟則志願の如く、百餘人の僧を諸方より請

して、十日の程に千部をそ供養しける、長崎は鄙にて殊に台宗少き所なれば、終に千部經といふこともしらすりしか、此時始めて、かゝる事に逢ふことも、天竺佛法の因縁ふかき地なりとて、男女よろこひあへりけり、此供養の施主、姓は木谷氏にて、わかき時暹羅國へ渡り、つゝに彼地に住して、後は國王の家老と成、暹羅萬民の政法を主りて、巨萬の富をかさねたり、今子孫猶繁榮せりと聞ゆ、その比は、交趾、東京にも日本の人住居せしも多くして、其子孫今なを多かるへし、長崎夜話草、

○御書呈書并通商貢獻使者拜禮等

慶長十一丙午年九月廿一日、暹羅國に御書及ひ鎧、太刀等を賜らせられ、奇楠香ならひに鐵砲を求め給ひ、十月十日、また其商船を本邦に渡すへき旨の御朱印を遣はさる、同十三戊申年十月十日、本多上野介正純、仰を受けて書と鎧とおくり、御所望の鐵砲を促し、また鹽硝をも求む、同十五庚戌年、はしめて復書あり、來歳の便船にこれを獻すへしとなり、此復書なし、よて七月また御書を遣はされ、國王に鐵砲、其臣握雅普控に握雅は官名、普控は名なり、鐵刀を賜はり、本多正純より

も、再び復書を贈りてこれを謝し、かつ年毎に商船渡來の事を諭す、彼商船入津せし事、慶長十七年にはしめて見ゆ、慶長十一丙午年九月廿一日

御印

日本へ商船被渡候者、不可有疎略候、國々所々雖何津湊如何様に商賣候共、可被心安候、押買押賣違亂有之間敷間、船何程成共渡海可然候、委曲從安仁方可申候也、

慶長十一年丙午十月十日
御中

半南土美解留
閣口邊果伽羅那加

午十一月九日、右之御書御朱印并安仁文、今屋宗忠に渡候、請取有之、

異國近年御書草案、異國出契、異國日記○按するに、十月八日宗忠に、暹羅渡海の御朱印を賜はる、其商船より便達せしめられしなり、猶渡海御朱印の條、併せ看るへし。

慶長十一年、暹羅國に此方より御書に物を贈られしより、彼國の使も常に來りて、參拜の儀ありき、外國通信事略、

慶長十三戊申年十月十日、本多正純贈暹羅國書

謹而啓達、海路遙隔、陸地山遠、故不通音書、今隨鈞命呈愚翰、抑吾公貴國鐵砲大望不淺也、被達叡聞、來年二三柄於被惠者、公亦爲祈然多幸也、然而貴邦鹽硝勝絶、國內雖爲不出、於被出之者、解一船纜令渡海必矣、委曲回報所希也、本邦軍器鐵六具贈進之、寔表微志而已、維時冬天保齋、不宣、

戊申十月十日

日本國臣本多上野介藤原正純判

暹羅國王左右臣下奏達方策新編、

慶長十三年十月

大御所命本多上野介正純、寄書于暹羅國被求彼國鐵砲鹽硝、被贈鎧一領、

慶長十五年庚戌年七月

大御所、被投書翰於暹羅國被贈信物、先年本多上野介正純遣書于彼國、而告大御所欲求彼國鐵砲鹽硝之旨、因茲、彼國來歲之船便、以二物爲可寄來被謝之、

日本國源家康、謹啓暹羅國王殿下、

夫海山雖隔萬里、親則不異咫尺之地、抑夏日有商船便、傳貴國之信、不移寸步如對高顏、歡抃有餘、特予望之鐵砲鹽硝、去歲家臣本多上野介、以短書達于貴大國、即來歲之船可被投惠趣、握雅普控被記書面、欣悅不淺、彌如全諾所希也、自今以後貴邦與陋國、每歲於有貿易商船之往來者、兩國和平人民豐熟、遠方亦如比鄰、可修厚盟者也、本邦土宜雖薄物、記別幅贈進之、秋天稍涼、順序保齋、

慶長十五年龍集庚戌初秋日

日本國源家康謹啓

封

暹羅國王殿下

進獻目錄

暹羅國王 鐵砲五十柄 右

臣握雅普控

鎧一領 腰刀一柄

右異國日記、異國出契、方策新編、

本多正純復暹羅國臣握雅普控書

謹啓、去歲承主君命呈一封卑牘、彼書到日達于貴國幕下、主君之所懇求鐵砲鹽硝、來歲之船可被進獻之表文拜覽、惟幸、貴公爲芳信鐵丹寶石起花金口指一枚被獻主君、歡悰不少、以愚意可述謝辭之旨君命也、本邦政化風俗治體四邊無事、貴域商船年年於着岸者、任船主心可加慈惠也、從陋邦投贈之信物具別幅、維時爲國嘉祥、誠恐誠惶不備、

右 回章

暹羅國王臣握雅普控足下

于時孟秋日 日本國臣本多上野介藤原正純異國往來○按するに、此書簡年號をのせされし、其文意を推考して、今年のものたるをしる、

慶長十七壬子年、暹羅船肥前國長崎に入津し、七月晦日、其船主駿府城に登りて土宜を獻す、東照宮これを御覽あり、長崎御用書物、長崎集等に、本邦よりは、文祿の頃より渡海せしよし載せられたるも、此國の船渡來の事は、今年に記したるも、他に絶て所見なければ、信しかたし、同十八癸丑年、また商船二艘入津す、

慶長十七壬子年七月晦日、連雨不霽、暹羅商客船頭

獻段子、緋羅、鮫皮等、因令諸國蠻夷之物語給云云、駿府記、

慶長十七年秋七月晦日、暹羅の商客段子、緋羅、鮫皮を駿府に獻す、神君商客を御覽あり、近侍の臣に命せられて、南蠻諸國の事を問はしめ給ふ、通詞長崎より隨ひ來る、武徳大成記、外國入津記、

慶長十八癸丑年六月五日、從長崎長谷川左兵衛、暹羅船二艘着岸之旨申之云云、駿府記、

元和七辛酉年、暹羅國より使節渡來し、八月廿六日、江戸に着して誓願寺に旅宿す、堺の大商木屋三右衛門これに隨ふ、こぼしは、渡海して、彼國の事に熟せしによりてなり、誓願寺書上によるに、同寺は此頃神田須田町の邊にあり、明曆三年回祿の後、淺草に移さる、牧野豊前守信成番頭たり、大馳走の事を奉行す、同廿七日登城あり、酒井雅樂頭忠世等列座し、金地院崇傳も其席に候して、使節の旨趣を問尋す、同廿八日御城に招き、正純、利勝に贈れる書簡を請取、彼國の權臣山田仁左衛門行長谷川權六に、崇傳これを讀む、通信を願ひ、かつ駿馬懇望の旨なり、九月朔日使節登城、台徳院殿に拜謁して、國王の書簡及び方物を獻す、入御の後、崇傳に其書を讀しめらる、

元和七辛酉年五月十一日、茶屋四郎次郎來臨、出京

之刻に而按するに、此書前文によるに、崇傳昨日江戸を發し、京師に赴きしなり。途中に而對談、暹羅使者之内意物語也、長谷川權六の之書之案之寫被爲見候、左に留置、

暹羅國握浮那諸那奉國王命、下握耶西潭麻喇、着職修書、謹致于長崎長谷川權六足下、切我國王欲以敵國與貴國王修好、永固綿延俾商民共享舟楫往來之利、願遣使坤屹實參密末坤備斜緝等、賚書儀上獻貴國王處、盟好情、由至長崎、敢仗贊襄、恩迎書儀、以壯觀望、并導諸使赴京、詳獻適宜、以全通好之意、若有事務所請成藉玉成、且聞、貴處多產名馬、我國王深慕之而無由、伏望、用心遍求得最良者、乘時覈遣來使回旋以慰夙慕、敢不銘刻足下巨勳哉、唯台炤不宣、承我國王命修黑鉛玖百劬、象牙百劬、將意納之幸也、謹將上獻、王儀附具以聞、

長劔壹把、真金頭口并嵌寶石、東兩頭兩那亦嵌寶石、短劔壹把、用金嵌石、亦如長劔、
鳥銃壹對、附飾發機、純用真金、花綵拾條、俱五綵、金盤壹具、真金、石硯壹具、彫刻、象牙千劬、金花、
天運辛酉年孟夏七日書、按するに、慶長以來の書に、年號を記せしものなし、暹羅も梵字の國なれば、建元あるべきとも思はれず、享保十二年、其屬國東埔寨より長崎奉行に贈れる書にも、また天運の號

あれは、疑ふらくは、これ唐人譯書を作る時、假に異號を設けたるにて、是より後、猶また其號を用ひしなるべし、

元和七年八月九日、江戸御年寄衆之折紙、八月五日之日附に而南禪金地院に到來、暹羅人來朝候間、早江戸に可罷下上意候由也、折紙之案左に有之、次飛脚也、板防州より按するに、京都所司代、板倉周防守重宗なり、被届候、今度暹羅王より、使者差上被申付而、御用之儀も可有御座候間、被罷下候様にと御内意候、其御心得に而、彼使者罷下り候時分、乍御太儀御下可被成候、恐々謹言、

八月五日

土井大炊助利勝判
本多上野介正純判
酒井雅樂頭忠世判

金地院

此時土井大炊殿より添狀有之、早々罷下り候様にとの書中也、不及留案文言、大形同前也、御用筋に而被爲召候間、乍太儀下向待入候由也、同日江戸御年寄衆に返書遣はず、板防州之使者に則渡候、案左に有之、
八月五日之御飛札、同九日已之刻、板周防殿より御届拜見仕候、今度暹羅國より使者指上せ被申に付

而、拙老儀、可罷下旨御内意之趣被仰下候、奉得其旨候、任御書中、彼使者京都罷在時分承合、少先へ可罷下候、聊油斷不存候、御前可然様に御執成奉願存候、恐惶謹言、

八月九日

金地院崇傳
酒井雅樂頭様
本多上野介様
土井大炊助様

尊報

土大炊殿へも返書進候、別狀被下辱候、則可罷下候由、大形同前之文言也、同十二日南禪寺を立て、江戸へ同廿二日下着、同廿三日登城、御禮相濟、仕合無殘處、廿三日早朝土井大炊殿、本多上野殿、酒井雅樂殿、井主計殿、永信濃殿、伊喜之助へ參る、按するに、井就、永井信濃守尙政と、西城の老中、伊丹喜之助の比御勘定の事を奉行す、早速下向、御感不斜由各示諭、忝儀也、同廿六日暹羅人江戸誓願寺に到着、牧野豊後守殿賄なり、本使兩人、下々以上二十人に不過、通事日本人、長谷川權六使、部合六七十人有之よし也、同廿七日登城、暹羅通事を被召、御年寄衆各、按するに、亦同席、今度使者之意趣を相

尋ねられ、互に問答、金札の案、按するに、金札の辨下にあい、其使節船を金机船といふ、就中暹羅の金札最精巧のよし、すなはち明史に金葉表また金字表とあるものなり、ならひに書付内覽の後、上奏すへき旨申渡さる、處に、金札は直進、上野殿、大炊殿への書狀、是も金札奏上の後、進すへき由を申也、然は先其狀を渡され候へ、其上にて奏上申すへきに相定る、木屋の彌三右衛門も來る、今は入道也、同廿八日右の通事登城、御年寄衆、傳も按するに、また崇傳なり、同席對顔、彼書を上る、高築の盆のやうなるものを袋に入、蠟あり、大炊殿へ一つ、上野殿へ一つ、以上二つ日本の臺に居て上る、封を破り袋を開く、内に文箱あり、其内に筒を袋に入、開て見れば、筒の内に書あり、傳開て是を讀、出仕の衆歷々と見物也、書之寫并認様已下左に記之、

暹羅國握耶西潭呈本多正純書

暹羅國握耶西潭麻喇、謹致書於日本國本上野守門下、茲奉我國王命云、欲與貴國通好儀、如同一國大與舟楫往來之利、特遣使坤屹實參密末坤備斜緝等、齎書儀上獻貴國王殿下、使至、願仗鼎言、恩迎書儀、以壯觀望、并導諸使役赴京、交接適宜、以光和好之意、

若使者有船務告請望爲贊襄、且聞、豐丘沃野多產良駒、我國王深慕之而無由、是命也、重訂來使售二三匹以歸、敢藉伯樂之願得如數、而還足慰其夙慕矣、但敵境所產罕奇、倘有可爲快心、仰候台教、而今而後世世永好母絕辭命、舟楫咸蒙疏通之利、上下共享泰平之天、國之幸也、門下之惠也、唯炤亮焉、承命敬脩花縵拾條、未職、花縵貳條具送、以將微忱、至均領之、恭慰不勝、謹楮以啓、

謹將上獻貴國王儀物開具以聞、

長劔壹把、眞金頭口嵌寶石、金束 短劔壹把、眞金嵌寶石、兩頭兩邊俱嵌寶石

烏銃壹對、附飾發機處 金盤壹具、眞金 花縵拾條、俱五、純用眞金

石硯壹具、彫刻 象牙千筋

朱印有之

天運辛酉年四月七日書、

右之書、白き唐紙一枚長を横にして、豎を九寸五分にして、經の如くに幅三寸七分にたゝみて、片面に五行つゝ、是を書、はし一面は明て上に啓の字一字是を書、奥は皆來紙なり、架籠に入、架籠も白き唐紙につき目あり、其上に赤き唐紙を切て、外題に日本國本田上野守門下、と書す、封架籠の右に、肅啓上

と三字、左に賜覽と二字是を書、中の封の字は、外題より下のつき目に是を書、架籠共に下よりきりきりと巻て、筒に入袋に入る、大炊殿への書も、文言并紙以下の認やう同前なり、書の口に、土井大炊頭門下、と書す、外題も同前なり、右之書二つ共に、盆箱袋以下其儘傳に賜候て、返書頼入候由、大炊殿上野殿御申候に付取て歸り、右の如く案文書留、翌廿九日に右二つ共に、御兩人の清兵衛に持せ返進、案を此方に留申候間、返書は如御意調可申候、此書盆箱袋以下、異國より到來之物に付、御手前に被爲置可然と申遣す、御満足候との返事也、大久保治右衛門六尺山田仁左衛門、暹羅へ渡り有附、今は暹羅の仕置を仕候由、上様への書にも見えたり、此者の事歟、大炊殿、上州へ文を越、乍恐欽奉言上候、爰元從屋形御上様迄、以金札被申上候之條、萬々御前可然様に御取成奉頼候、爲使者暹仁二人、并伊藤久太夫被差遣候之條、乍恐可被得尊意候、爰元從屋形、御上様へ御進物、以注文申上之條御披露奉頼候、隨而乏少之儀御座候得共、絞二本、鹽硝二百斤致進上候、態奉表御祝儀計候、誠惶敬

白、

元和七年卯月十一日

山田仁左衛門長正在判

進上 大炊様御小姓衆中御披露 從暹羅國

此狀、奉書の如くなる紙を折紙にして、常の日本折紙の如くにして來也、上州へも同前之由也、大炊殿への狀は、此方へ賜候返事可調由也、

同廿九日、牧豐州、永喜、按するに、林永喜は道春の弟にし、或は寺社の説、常に御前に候し、訴牒の事を議論をも沙汰せり、傳同道して誓願寺へ行、暹羅之兩使に對談、通事之告を以、國之風土を聞て歸る也、以上、異國日記、

元和七年八月暹羅人來朝、東武實錄、東武編年要錄、元和

九月朔日暹羅人御禮、暹羅國の兩使出仕、將軍様大廣間へ出御卷御簾、進物兼て羅列、長劔短劔二つ、臺一つにこれを載せ、のしを紙にて包み、進上暹羅國と書つけ、硯一面、臺一つにこれを載せ、のしこれなし、鐵砲二挺、臺一つにこれを載せ、のし、包紙、書付劔と同じ、以上三色臺三つは、下壇の内へ入、金の盆一、臺一つにこれを載せ、のし、包紙、書付同前、印子の盆とこれを書、花縵自注、水綿なり、十段、臺

一つにこれを載せ、象牙四十五本、但、臺十五に三本つゝ、これをのせ、以上の三色は縁に陳列す、將軍様長袴肩衣、上壇に大蒲團自注、緋着座、酒井雅樂頭、土井大炊助、本多上野介長袴肩衣也、傳紫薄衣段子の掛口、諸大名諸侍各次の間縁に着座、半袴なり、傳御座側縁に候す、先書を雅樂頭殿御披露、上壇の少し右の方に置れ候、暹使兩人通事共に三人、下壇へ上り拜をなす、雅、上、大、按するに、雅樂頭、上三人奏事野介、大炊助なり、往返、通事互にこれを傳説、禮終りて三使退出、上様入御の後、小書院において、諸大名諸侍各朔日の御目見をはりて各退出、上様常の間へ入御、召傳書を讀せらる、書は年寄衆へ上候やうなる、高樂のやうなる盆の結構なるにするて袋自注、に入、蠟丸にて封す、これを開き、内に文箱のやうなる舟形なるものあり、蓋を明て内に象牙の筒あり、筒中に金札これあり、豎五寸計、横一尺五寸計、金を薄くのへて、字をたがねにてほり付る、暹羅字、梵字の如し、南蠻假名と一つのよし也、是を唐の字に譯して書せり、白唐紙一枚、豎一尺餘り、折本に經の如くたたみて、四行つゝ、是を書、案左にあり、

暹羅國王上書

暹羅國王來舜烈摩倫匹浮臘烈照果倫怕臘馬噶
陸闡妥尾臘瓦离西卒皮耶馬噶离洛縛樂喇納日他
尼無离倫、按ずるに、増譯采覽異言暹羅の條に、斯谷烏天斯、東
洋行程記を引て、此國土は其勢強大自立して他に屬
せず、大國を治めて部内其命を遵奉し、印度諸國中最有名の國た
り、これを以て、國王の稱號其尊上に尊を加へ、其國の方言にて稱
する所最元長なり、これを義譯すれば、皇天より保護する神聖の尊
體、威德隆盛にして征伐必勝、百餘王侯を臣服し、暹羅の大國を治
め、曾弟亞の福地に都し、金冠の寶位に登り、黄金珠玉の宮殿に座
し、百珍萬寶を擁するの義なり、其王后もまた、尊號これに准す、則
日月の照臨する如く、國を並ひて一切婦人の國にして、天下の母
たりとの義なりといふ、しかれば、今此稱號もまた、それらの義な
る、書啓日本國王殿下、切惟、古明君致治施仁政、善交
鄰、是以、近悅遠來樂趨之、朝野而仰受覆庇也、今暹
羅與日本車乘相仍、冀師古以和好、滄溟爲限、愧辭
命而荒疎殊非本意、大失交隣之道、夙懷觀興於大乘、
未能旋慰、奉佛而風化無貳、未聞經教之與、可得而
與之否、歷來貴國商艘繼至、而優卹之、勝我赤子也、
常諭該司溥濟之、毋滯難之、愿留者擢首以總之、名
坤采耶惇、用導新舊來販等利便、使向後知所與感矣、
敬以詳聞、謹顯遣使坤屹實參密末坤備斜緝等、齎
捧書儀上獻、以表衷誠、問候台福、肯以諾盟毋絕辭

命、以踐古之誠、兩國之利也、敝土少有奇産、倘有可
用、賜以命通永固和好、共崇佛教之玄、成臻泰平之
象、務使蒼生樂業、謳歌善政、惟明鑒焉、事畢遣使蚤
旋、俾獲速聞佳音、爲厚望也、

天運辛酉歲首夏八日書

此書に印これなし、尊敬の儀歟不審、右の書た、
み本にして、上書に肅啓と二字是を書、架籠あり、
白唐紙にて常の如し、但し、繼目を裏へなして、繼
目の上に天運辛酉歲四月十八日封と十一字書す、
面に真中に打上て、日本國王殿下と六字是を書、右
の方に押下て暹羅國王書啓と六字是を書、左の方
に賜覽と二字を書、此書架籠共に、下よりきりく
と卷て、金札と一つに象牙の筒にこれを納む、右御
前畢て、預御感之上意、次の間において、雅、上、大
三人を以、返上可相調旨被仰出、書計永井信濃取出
し被渡、請取て退出、盆、箱、袋、金札共に、信州奥へ
被納也、歸院御返書下書を思案する也、同二日御返
書、并上州、大炊殿兩人之返書、何れも下書相認登
城、即備上覽、以上、異國日記、
九月三日、使節また登城して、台徳院殿を拜し奉る、

則御暇下され、白銀時服を賜はり、國王への御返簡
賜物、及び本多正純、土井利勝より、かの山田仁左衛
門への回翰は、正純等よりこれを渡す、

元和七年九月三日、暹使に御暇被下也、午時暹使登
城、大廣間の上壇に當り、これを敷、出御の時の如し、
但、御簾をは不掛、上壇の奥の床の上に、御文臺に
すへ置なり、下壇に縁の方に東に向て、鎧三領六具
飾立て、唐土の上へ置、屏風三雙具足の後の縁
に立てこれを置、御太刀袋をはつし、具足の傍にこ
れを置、御馬庭上に三匹共に、鞍皆具して引立る、
偕暹使を下壇の疊の上へ呼上げ、雅樂殿、大炊殿、
上州三人出あはれ、御書を上壇の床より取下し、錠
を開き取出し、封の儘見せて、又元の如くして臺に
すへこれを渡す、次第に音物引渡さる、なり、暹使
拜して縁へ出る、次の間へ請し入て、暹使に音物を
被下、二使一人に銀子二百枚つ、小袖十つ、被下
也、通事に銀二十枚、小袖五つ、其外の日本通事兩
人に、銀子二十枚、小袖二つ宛被下、暹使退出以後、
右の被下物共、それ／＼の箱に入、宿所に被遣候
也、

元和七年九月

答暹羅國主

日本國源秀忠、回翰暹羅國主麾下、吾邦與貴域遙依
隔滄溟、未及通信、然而商舶之往來、略聞風化而不
無想像心、今也令勞二使、坤屹實參密備斜緝等持音
書來朝、筆之所記、口之所演、以譯通知其心、不動寸
步如到其境、目擊道存者乎、特領六種方物、惠意不
淺、奉佛而風化無貳論、可謂有道、於吾邦開闢以來、
儒教傳來、佛法東漸、道其道德其德、上在儒家者、順
孔夫子之教、立三才五常道、在佛家者、學釋牟尼法、持
三歸五戒律、下至士農工商不捨其業、以故、魯典竺
墳、汗牛充棟、亘古亘今非當崇佛、在文用文、在武用
武、其外風俗、二使所歷覽不遑縷舉、每歲通信之志
趣所感無化、必修鄰交、薄物土宜、錄別幅送之、采納
爲幸、維時秋季順序自書、

元和七龍集辛酉九月日

兩執事答暹羅國老

日本國臣、本多上野介正純、報章暹羅國握耶西潭麻喇
足下、依貴國王之命、所頒芳帖件件示諭、滿懷不少、
抑二使坤屹實參密末坤斜緝等、捧貴國王書來朝、六

種之奇産、如紙面到來、二臣相議奏上大樹源君、二使拜禮感意無佗、整得回翰、渡與二使、年年通信商舶往來、實自佗之大幸也、聊不可有隔礙矣、貴國王良駒深慕之告報、於吾邦亦攜武藝者無下欲之、符節相合者、源君感其志、迺見送遣之、并土宜如別幅、奏達仰之、至于微臣、共爲王命花縵如記賜之、不堪戴荷之至、付二條自分之惠、既同領之、雖爲輕乏、俊馬一匹充獻貴國王、利刀一腰充寄自分消埃之報也、餘付二使之舌端、依無別件、答具一紙矣、不悉、

元和七歲在辛酉季秋吉辰

土井大炊助利勝朱印

本多上野介正純朱印

別幅 一金屏三雙、共押 一鏡三領、共六 一太

刀二振 一龍蹄三疋、共鞍 右

右兩通共に御意に入、則清書可仕旨被仰出候由、下繪の間に合鳥子三枚、上様の御返書、下繪の鳥子一枚にこれを書、端を六七寸明て、奥をは御印の所共に、一尺計明く、其内に以上二十二行、一行に二十一字宛、年號と書との間は二行明て、上下の明やう、かつこの能やうに、これを調、又下繪の紙一枚に

別幅を書す、書やう右にこれあり、又下繪の紙一枚を架籠にする、常の如し、以上下繪の紙の三枚なり、但、架籠の紙は、繪を豎様に書なり、三枚共に、皆その裏は切薄なり、九月三日遣使に御暇被下に付、其以前に右之御返書急に相認、御城へ持參、御返書に御印押せらる、則架籠へ別幅ともに入、のり付にする也、文箱へ入、文箱は銀子を以て、豎一尺四五寸、横六七寸、高さ四寸計に紅の緒を付、環も銀子也、緒に封を付る、唐織の袋に入、紫の羽二重にて、平包のやうに包て桐の箱に入、錠をおろす、かぎを添て、又上を段子の平包にてつゝみ臺に居る、御年寄衆之書も、下繪なき間に合鳥子、上を少し切てたけを短くして、端奥を明て常の如く清書する、架籠も同じ鳥の子、上書も書も端作りの如くこれを書、上の續目の封の一字常の如く相認、文箱を大きにわけさせ紫の緒を付る、大炊殿、上州へ御城にて渡之、兩人之印も御城にて押之、印肉は傳香合を持參して押也、箱に入緒をしめ、封を付て渡し候、山田仁左衛門への返書も、右之返書と同時に調之、案左にあり、

音耗披閱、貴國之兩使捧王書來朝、并土宜如件到來、奏上大樹源君、兩使拜禮則賜返翰歸國、譯士伊久口陳附之、較貳本鹽硝貳百斤、至兩臣惠來、厚意多多、晒布貳拾匹充投贈之、聊補空書耳、不宣、

元和七年九月吉辰

土井大炊助利勝朱印

本多上野介正純朱印

答山田仁左衛門尉

此書は、間に合鳥子を上下を切、長け短くして書之、架籠をも小さくして、上之續目之上に答一字、下に封之一字書之、右に兩人の名、本多上野介正純、左に山田仁左衛門尉と書之、以上何れも同時に調へ、御城にて渡之、山仁左より大炊殿への状も、大炊殿へ御城にて返進する也、同晚暹羅より上様へ上候書簡架籠共に、御返書之下書井上主計殿へ渡候、御前へ可被上由也、以上、異國日記、

山田 安 榮
伊藤 千 可 良
岩橋 小 彌 太

通航一覽卷之二百六十七終

通航一覽第六終

昭和十五年四月十八日 印刷
昭和十五年四月廿二日 發行

八四卷册 (通航一覽第五、六與附)
定價 金參拾六圓也

著者 林 焯

東京市牛込區赤城下町七十七番地

發行者 田邊清太郎

東京市神田區鎌倉町五番地

印刷所 東陽印刷株式會社

東京市牛込區赤城下町七十七番地

發行所 泰山社

不許複製

精

FLAVIA



